

# 酒田市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

平成 27 年 2 月

酒田市

## 目次

### 第1章 計画の位置づけ

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3

### 第2章 現状と子育て支援行動計画（後期計画）の評価

1 子ども・子育てを取り巻く環境～酒田の現状と課題～	4
(1) 人口構成と将来の予測	4
(2) 出生率・結婚	6
(3) 世帯状況・居住環境	9
(4) 女性の就労状況	10
(5) 子どもの状況	11
2 子育て支援行動計画（後期計画）の評価	13
(1) 評価の流れ	13
(2) 後期総合評価	13
(3) 基本施策ごとの評価	14
(4) 数値目標のある事業の達成状況	32

### 第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 基本理念	33
2 基本的視点	33
3 計画の目標と体系	34

### 第4章 次世代育成支援

1 目標の具現化に向けた施策の展開	35
2 基本施策	35
施策の体系図	36
3 具体的施策の展開	37
基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり	37
基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり	53
基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり	57
基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり	68
基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり	79
基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり	87

基本施策 7 特別な支援を必要とする子どもを きめ細やかに支える環境づくり	95
4 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標の設定	107
第5章 子ども・子育て支援	
1 子ども・子育て支援の推進	111
2 区域設定	111
3 人口推計	112
4 子ども・子育て支援の体系	113
5 幼児期の学校教育・保育の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	114
(1) 保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育	114
(2) 幼稚園、認定こども園（学校教育利用）	115
6 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	117
(1) 利用者支援事業	117
(2) 地域子育て支援拠点事業	117
(3) 妊婦健康診査	118
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	119
(5) 養育支援訪問事業、 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	119
(6) 子育て短期支援事業	120
(7) ファミリー・サポート・センター事業	121
(8) 一時預かり事業	122
(9) 延長保育事業	124
(10) 病児・病後児保育事業	124
(11) 放課後児童健全育成事業	126
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	127
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	127
7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び 当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	128
第6章 計画の推進に向けて	
1 推進のための役割	129
2 計画の点検、評価	130
3 計画の推進体制	130

## 第1章 計画の位置づけ

### 1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続き、少子化が急激に進行する中、次世代育成支援対策推進法などに基づき様々な取り組みを実施してきました。しかしながら、平成24年（2012年）の全国の出生数は103.7万人（対前年比1.3万人減）、合計特殊出生率は1.41となっており、微増傾向にはあるものの、なお低い水準となっております。

本市では、平成17年度に酒田市子育て支援行動計画を策定し、子育て中の家庭の不安感や負担感を解消するとともに、子どもを産み育てやすいまちの実現に向けて取り組みを進めてきました。

その結果、子育てに不安感や負担感を持つ方の割合は、平成22年のニーズ調査に比べて減少（39%→37%）したものの、市の子育て支援策に関する満足度には必ずしも結びついていないという面が明らかになりました。また、本市の出生数についても、平成25年には733人となり700人台に回復したものの、平成26年には再び700人を割る見込みとなっており、減少傾向が続いています。

こうした課題に対し、子どもを産み育てやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を公布しました。

新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっております。さらに、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、酒田市では、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、酒田市のすべての子どもの育ちを保障し、子育て中の保護者を支援していくため、「酒田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

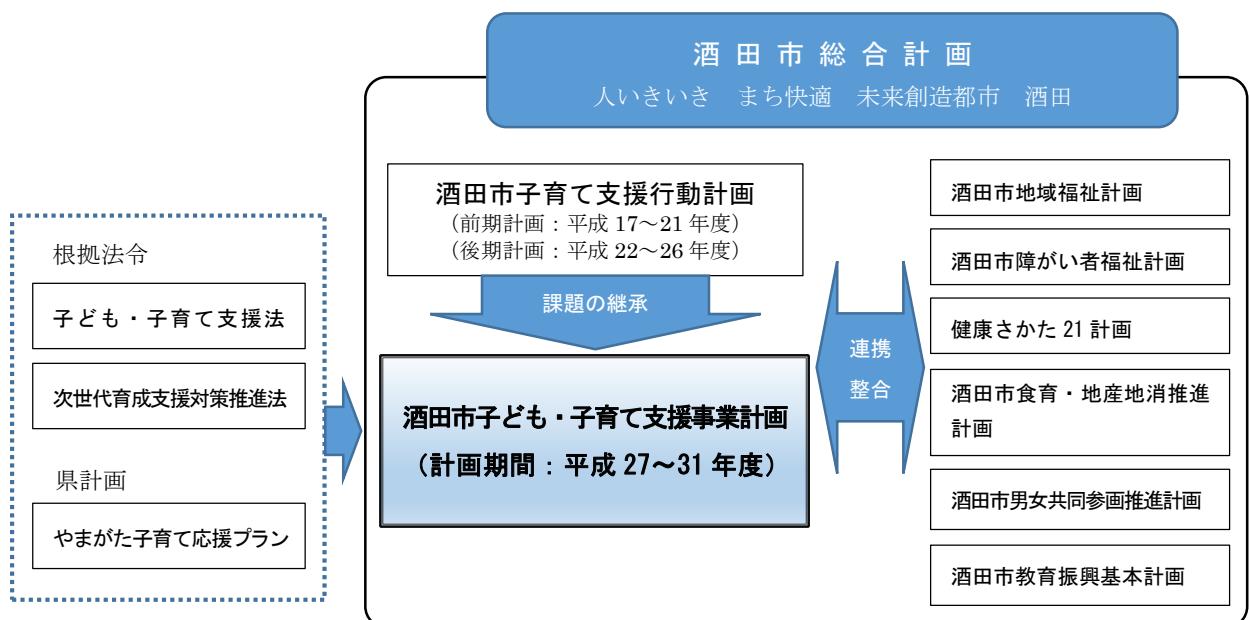
### 2 計画の位置づけ

本計画は、本市で生活するすべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て

支援を推進するための施策として位置づけます。

本計画は、酒田市の子育て施策の総合的な計画として策定するものであり、国の「子ども・子育て支援法」による「子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画に位置づけるものです。

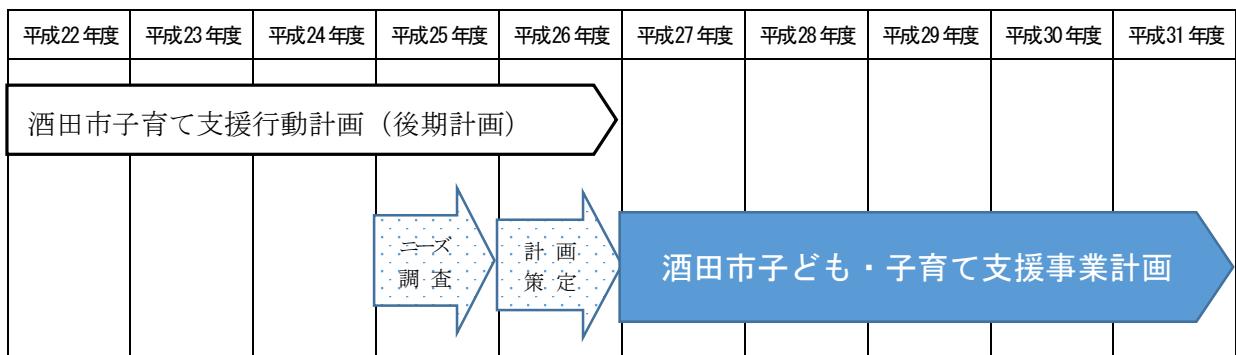
本計画は、「酒田市総合計画」を上位計画とし、「酒田市地域福祉計画」「酒田市障がい者福祉計画」「酒田市男女共同参画推進計画」「酒田市教育振興基本計画」などの保健、福祉、教育関係計画や、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら推進することとします。



### 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目途に計画の見直しを行うものとします。



## 4 計画の策定方法

### (1) ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、後期行動計画の進捗状況を評価するため、就学前児童（0～5歳）の保護者、就学児童（6～11歳）の保護者、高校生を対象として、「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を実施しました。

#### ① 調査対象

- |             |   |
|-------------|---|
| ア 就学前児童の保護者 | (A) 市内の保育園・幼稚園・認定子ども園等の施設に入所している就学前児童（0～6歳）の全世帯   |
|             | (B) 上記の施設に入所していない家庭から抽出<br>(815世帯／1,256世帯（約65%抽出） |

イ 就学児童の保護者 小学1～6年生の全世帯

ウ 高校生 酒田光陵高等学校及び酒田西高等学校（両校ともに普通科3学年全生徒）

② 調査時期 平成25年9月13日～12月13日

③ 調査方法 (B)のみ郵送による配布回収、その他は幼稚園、保育園、学校などを経由して配布回収

#### ④ 配布及び回収状況

調査票種別	配布部数	回収部数	回収率	前回調査回収率
ア 就学前児童調査票	3,729	2,575	69.1%	75.6%
イ 就学児童調査票	4,262	3,631	85.2%	83.7%
ウ 高校生調査票	350	350	100.0%	95.0%
合 計	8,341	6,556	78.6%	80.4%

※前回調査回収率は、ア、イは平成20年度調査、ウは平成22年度調査の数字。

### (2) 酒田市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子育て中の家庭や子育て支援に関する当事者等の意見を反映するため、子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する当事者、学識経験者等、計20名で構成する「酒田市子ども・子育て会議」を設置し、子育て支援行動計画（後期計画）の評価と子ども・子育て支援事業計画の内容について審議しました。

「酒田市子ども・子育て会議」は平成25年11月に第1回を開催し、平成27年〇月までに計〇回開催し、各委員からは毎回、それぞれの立場、経験などに基づいた多角的な面からのご意見をいただきました。

## 第2章 現状と子育て支援行動計画(後期計画)の評価

### 1 子ども・子育てを取り巻く環境～酒田市の現状と課題～

#### (1) 人口構成と将来の予測

- 人口は、出生数の減少と転出超過により減少が続いています。
- 平成 7 年に老人人口が年少人口を上回り、それ以降、少子高齢化が急速に進行しています。

本市は、平成 17 年 11 月に旧酒田市、旧八幡町、旧松山町及び旧平田町が合併し誕生しましたが、昭和 55 年の国勢調査以降、人口は減少し続けています。近年の人口動態を見ると、平成 17 年以降、減少傾向は加速化し、平成 25 年には実質増減 1,326 人減（自然動態 859 人減、社会動態 497 人減）となっています。自然動態と社会動態を比較すると、平成 20 年までは転出超過による社会減が出生数減少等による自然減を上回っていたのが、平成 21 年以降は自然減が社会減を上回り、自然減がより大きな課題となっています。

また、人口の年齢別構成をみると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、平成 7 年の 20,122 人に対して、平成 17 年には 16,058 人（4,064 人減）、平成 25 年 3 月末には 12,824 人（7,298 人減）となり、総人口に対する割合では 16.4% から、13.7%（2.7 ポイント減）、11.8%（4.6 ポイント減）と減少が続いている。同様に、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口も、平成 7 年の 78,344 人に対して、平成 17 年には 71,028 人（7,316 人減）、平成 25 年 3 月末には 62,370 人（15,974 人減）となり、総人口に対する割合では 64.0% から、60.4%（3.6 ポイント減）、57.4%（6.6 ポイント減）となっています。一方、65 歳以上の老人人口は、平成 7 年の 24,070 人から、平成 17 年には 30,491 人（6,421 人増）、平成 26 年 3 月末には 33,511 人（9,441 人増）となり、総人口に対する割合でも 19.6% から、25.9%（6.3 ポイント増）、30.8%（11.2 ポイント増）と大幅に増加しています。

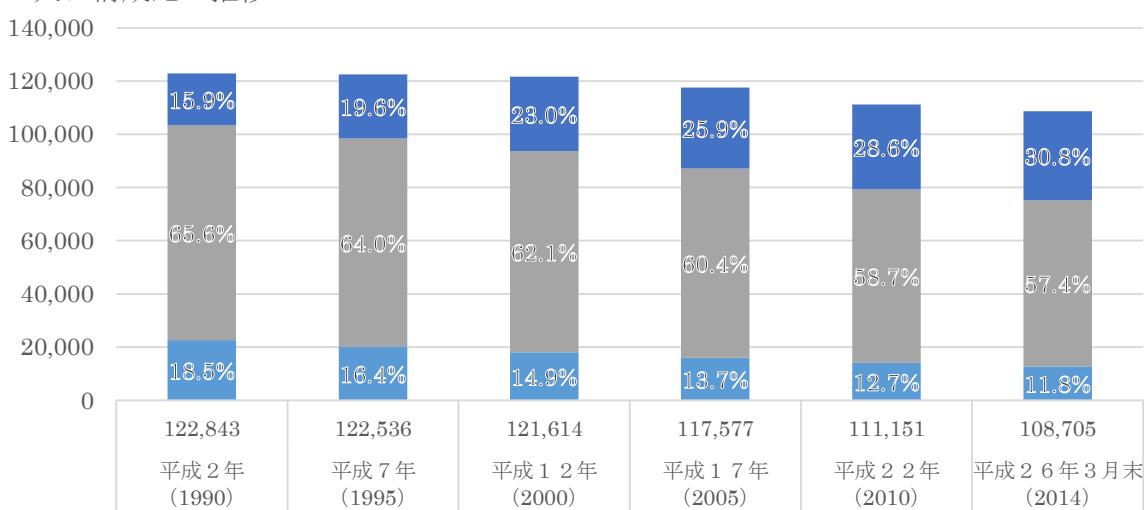
このように、本市においては、出生数の減少と老人人口の増加、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化が急速に進行しており、地域の活力を維持向上させるために、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、保健、医療、福祉サービスの充実や若者が地元で暮らしやすい環境整備が必要となっています。

## ◆総人口、年齢別人口の推移

		平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 26 年 3月末 (2014)
総人口		122,850	122,536	121,614	117,577	111,151	108,705
年 齢 別	0~14 歳	22,676	20,122	18,087	16,058	14,123	12,824
	0~14 歳	18.5%	16.4%	14.9%	13.7%	12.7%	11.8%
	15~64 歳	80,691	78,344	75,536	71,028	65,190	62,370
		65.6%	64.0%	62.1%	60.4%	58.7%	57.4%
	65 歳以上	19,481	24,070	27,991	30,491	31,835	33,511
		15.9%	19.6%	23.0%	25.9%	28.6%	30.8%

資料：国勢調査、住民基本台帳 ※平成 17 年までは、旧 1 市 3 町の合計 ※総人口は不詳を含む。

人口構成比の推移



## ◆人口動態

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
自然動態	出生	859	784	780	728	689	733
	死亡	1,371	1,383	1,440	1,501	1,493	1,562
	増減	△512	△599	△660	△773	△804	△859
社会動態	転入	2,511	2,544	2,428	2,569	2,335	2,341
	転出	3,255	3,005	2,793	2,768	2,829	2,838
	増減	△744	△461	△365	△199	△494	△497
実増減		△1,256	△1,060	△1,025	△972	△1,298	△1,326
世帯数		41,366	41,443	41,507	41,525	41,724	41,792

資料：住民基本台帳

## ◆人口予測（短期）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
酒田市	106,837	105,438	103,990	102,528	101,042

※推計：子ども・子育て支援需要量算出のために試算。試算方法はコーホート変化率法により、平成 24～26 年各 3 月 31 日の住民基本台帳人口より計算。

## ◆人口予測（長期）

	平成 32 年	平成 37 年	平成 42 年	平成 47 年	平成 52 年
酒田市	97,751	90,958	84,268	77,677	71,170

資料：「日本の地域別将来推計人口」平成 25 年 3 月、国立社会保障・人口問題研究所

**（2）出生率・結婚**

- 合計特殊出生率は、減少傾向にあり、平成 24 年には全国水準を下回っています。
- 男女共に晩婚化が進み、未婚率も上昇しています。
- 離婚率は、ここ数年は横ばいで推移しています。

合計特殊出生率（出生率）は、全国で平成元年の 1.57 が社会問題になって以降、さらに減少し続け、平成 17 年には 1.26 となりました。その後は、緩やかに増加しているものの、長期的に人口維持できる水準（人口置換水準）の 2.07 を大きく下回っています。一方、本市の出生率は、低下が続いているおり、平成 24 年は 1.36 と最低を更新し、全国の 1.41 をも下回るという状況になっています。

出生率低下の主な要因の一つとして、晩婚化の進行があげられます。晩婚化によって、第 1 子の出産年齢が上がり、そのことが肉体的に多くの子どもを出産することのマイナス要因になっていると言われています。本市の平均初婚年齢を見ると、平成 24 年は男性が 31.6 歳、女性が 29.2 歳と、平成 2 年より男性で 3.1 歳、女性で 3.2 歳それぞれ遅くなっています。

平成 25 年に行ったニーズ調査において、「理想の子どもの人数」と「実際の子どもの人数」の比較について聞いたところ、理想より「少ない」が 34.4%、「多い」が 4.9% となっており、「理想より現在の子どもの数が少ない」理由は、経済的負担が最も多く、ついで晩婚化・晩産化、不妊などによるもの順となっています。

また、本市の婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）をみると、全国、山形県、庄内地域では大きな変化が見られないのに対し、平成 24 年には 3.6% と、前年より 0.5 ポイント減少し、県平均をも下回る数値となっています。離婚率（人口千人あたりの離婚件数）については、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。

## ◆合計特殊出生率の推移

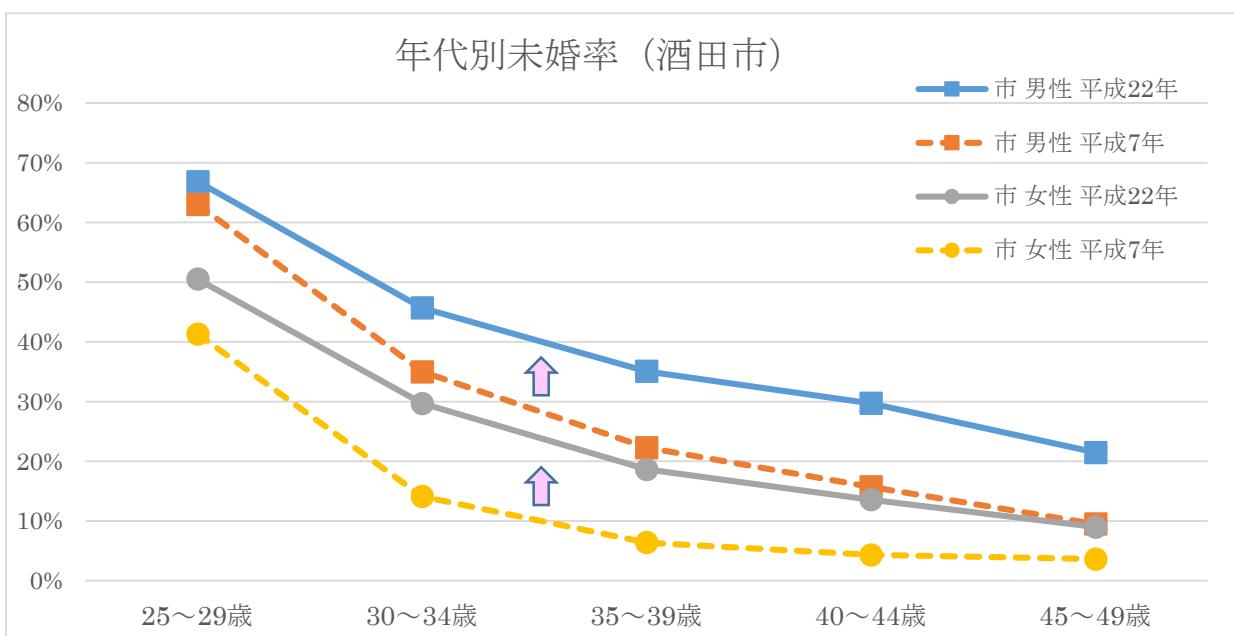
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.39	1.41
県	1.74	1.69	1.62	1.45	1.48	1.46	1.44
市	1.77	1.72	1.58	1.47	1.49	1.43	1.36

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

## ◆年代別未婚率

	年齢層 (歳)	男性				女性			
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
国	25～29	66.9%	69.3%	71.6%	71.8%	48.0%	54.0%	59.4%	60.3%
	30～34	37.3%	42.9%	47.2%	47.3%	19.7%	26.6%	32.2%	34.5%
	35～39	22.6%	25.7%	30.2%	35.6%	10.0%	13.8%	18.6%	23.1%
	40～44	16.4%	18.4%	22.1%	28.6%	6.7%	8.6%	12.1%	17.4%
	45～49	11.2%	14.6%	17.2%	22.5%	5.6%	6.3%	8.2%	12.6%
県	25～29	64.2%	64.6%	64.9%	66.7%	42.1%	46.7%	50.3%	52.8%
	30～34	35.0%	41.4%	44.9%	43.3%	14.0%	20.6%	26.0%	28.3%
	35～39	22.6%	25.6%	33.6%	32.8%	7.1%	9.3%	15.5%	18.1%
	40～44	16.4%	19.7%	22.9%	27.3%	4.8%	6.3%	9.1%	12.3%
	45～49	10.7%	14.7%	18.8%	20.9%	3.4%	4.4%	6.1%	8.3%
市	25～29	63.1%	64.4%	63.7%	66.8%	41.3%	47.0%	49.8%	50.5%
	30～34	35.0%	39.8%	42.1%	45.7%	14.1%	20.3%	25.6%	29.7%
	35～39	22.3%	25.4%	29.9%	35.1%	6.4%	9.5%	13.9%	18.6%
	40～44	15.7%	18.2%	21.7%	29.7%	4.3%	5.4%	8.4%	13.6%
	45～49	9.5%	13.9%	16.8%	21.5%	3.6%	4.1%	5.2%	9.0%

資料：国勢調査 ※市については、平成17年までは旧1市3町の合算

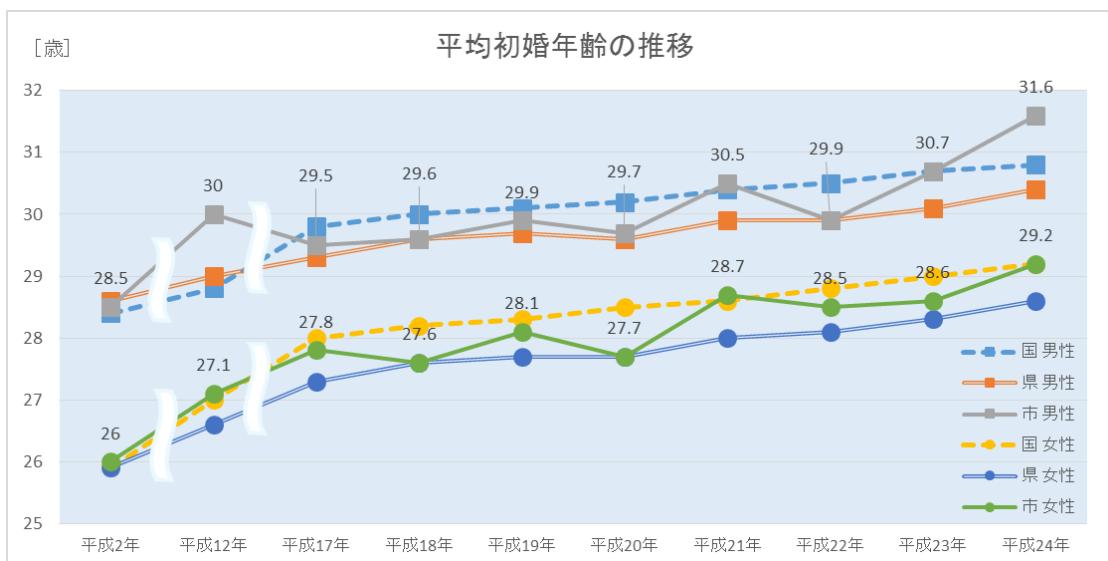


## ◆平均初婚年齢の推移

	男 性					女 性				
	平成 2年	平成 12年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 2年	平成 12年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
国	28.4	28.8	30.5	30.7	30.8	25.9	27.0	28.8	29.0	29.2
県	28.6	29.0	29.9	30.1	30.4	25.9	26.6	28.1	28.3	28.6
市	28.5	30.0	29.9	30.7	31.6	26.0	27.1	28.5	28.6	29.2

資料：厚生労働省「人口動態統計」

※平成17年までは、旧1市3町の平均



## ◆婚姻率・婚姻件数の推移

(人口千人対)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
国	5.9	6.4	6.4	5.7	5.5	5.2	5.3
県	4.9	5.2	5.6	4.7	4.4	4.1	4.3
庄内地域	4.6	4.9	5.2	4.3	4.0	3.9	3.8
市 (件数)	4.1 (561)	4.7 (638)	4.5 (674)	4.3 (507)	4.0 (445)	4.1 (453)	3.6 (396)

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

## ◆離婚率・離婚件数の推移

(人口千人対)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年	平成24年
国	1.3	1.6	2.1	2.1	2.0	1.9	1.9
県	0.9	1.1	1.6	1.7	1.6	1.5	1.5
庄内地域	1.0	1.0	1.5	1.7	1.5	1.4	1.4
市 (件数)	0.6 (107)	0.9 (126)	1.8 (192)	1.7 (200)	1.5 (171)	1.4 (156)	1.4 (152)

資料：庄内地域の健康・福祉・環境

### (3) 世帯状況・居住環境

- 三世代同居の割合は全国1位の山形県の平均(21.5%)より低くなっていますが、全国比較では三世代同居が多い世帯状況となっています。
- 全国と比較し、夫婦共働きの割合が高くなっています。
- 全国と比較し、持ち家比率が高く、約半数の世帯が100~199m<sup>2</sup>の住居で暮らしています。

山形県の三世代同居率は21.5%と高く、全国1位となっています。本市は、県平均より低い18.4%で、年々低くなっていますが、全国類似都市42市(平均12.0%)と比較すると極めて高い数値となっています。また、山形県の共働き世帯率は55.1%と福井県に続き全国2位となっています。本市の共働き世帯率も53.5%と全国類似都市(平均46.4%)と比較すると高い数値となっています。

本市は、三世代同居率が高いことを背景として、祖父母の協力を得やすく、働きやすい環境にあるといえますが、近年では、核家族化の進行や、同居の祖父母等の就業期間の延長や家族の意識の変化などにより、必ずしも子育てに対する協力を得られるとは限らないことから、0歳から2歳児までの保育所入所は増加傾向にあります。また、居住環境として平成22年の国勢調査から持ち家率を見ると、山形県は75.6%と全国的に見ても高く、本市の持ち家率はさらに高い78.3%となっています。延べ面積では、100~199m<sup>2</sup>の住居に住んでいる世帯が約半数を占めており、比較的ゆったりとした居住環境で子育てができる状況であるといえます。

◆世帯の状況（全国類似都市比較）

(単位：%)

順位	三世代同居率			順位	共働き率		
1	山形県	鶴岡市	22.3	1	島根県	出雲市	57.0
2	新潟県	三条市	21.6	2	山形県	鶴岡市	56.2
3	岩手県	花巻市	20.9	3	新潟県	三条市	55.9
4	島根県	出雲市	20.8	4	岩手県	花巻市	54.0
5	新潟県	新発田市	20.1	5	山形県	酒田市	53.5
6	宮城県	大崎市	18.9	6	新潟県	新発田市	51.2
7	山形県	酒田市	18.4	6	栃木県	那須塩原市	51.2
8	滋賀県	長浜市	17.0	8	岡山県	津山市	50.5
•	•	•	•		•	•	•
42	鹿児島県	鹿屋市	2.5	42	北海道	小樽市	35.4
類似都市平均			10.6	類似都市平均			46.4

資料：平成25年度酒田市の社会指標（平成26年3月情報管理課）

#### (4) 女性の就労状況

- 女性の就業率はほとんどの年齢層で上昇しています。
- M字カーブの谷は、平成22年には30～34歳から35～39歳に移行しています。

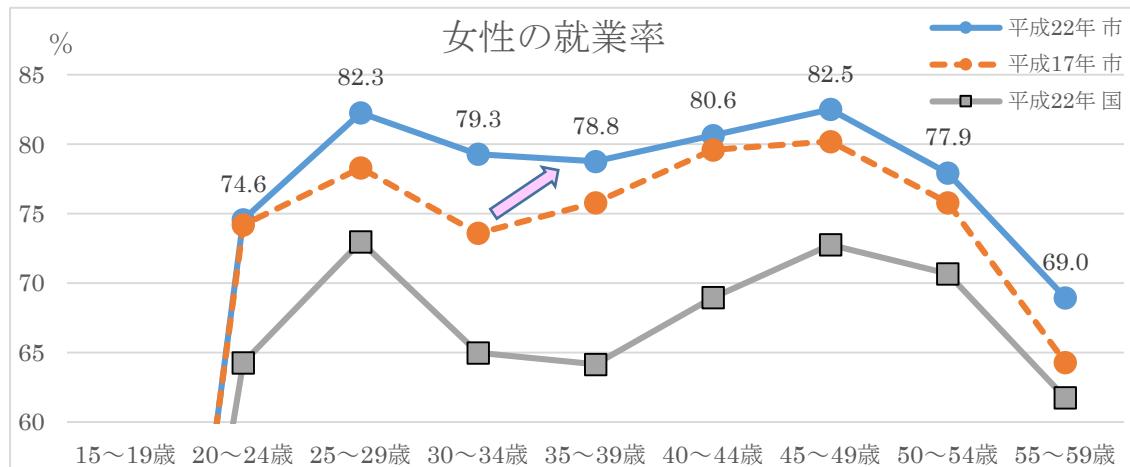
日本の女性の就業率を年齢層別にみた場合、結婚・出産時期に当たる20代後半から30代にかけて就業率が著しく減少するいわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。これは、出産・育児を機にいったん離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、継続就業の難しさを示しています。結婚・出産時期に当たるこのM字カーブの谷は依然として落ち込みが見られるものの、年々浅くなっています。

本市での女性の就業率を見ても、M字カーブは描いているものの、全国に比べて緩やかとなっています。本市では、成年女性のどの年代においても7割以上が就業しており、夫婦共働き率の高さにも反映されていることがわかります。また、平成17年までM字カーブの谷となっていた30～34歳は22年には79.3%となり、M字カーブの谷は35～39歳(78.8%)となりました。この変化は、未婚・晩婚化、結婚・出産年齢の変化などが要因として考えられます。

##### ◆女性の就業率

年代	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
市 (就業者数／人)	9.5 (212)	74.6 (1,247)	82.3 (1,924)	79.3 (2,305)	78.8 (2,608)	80.6 (2,564)	82.5 (2,788)	77.9 (2,882)	69.0 (3,046)
H17 調査(市)	10.9	74.2	78.3	73.6	75.8	79.6	80.2	75.8	64.3
全国	13.7	64.3	73.0	65.0	64.2	69.0	72.8	70.7	61.8

資料：平成22年国勢調査



## (5) 子どもの状況

- 0歳から14歳までの年少人口が減少しています。
- 就学前児童数の減少に伴い、保育園や幼稚園などに通園している児童総数は減少してきていますが、0歳から2歳までの通園児童数は増えています。

本市の年少人口は平成26年3月末現在12,824人で、約10年前の平成17年の国勢調査の人口と比べると、3,234人（約20%）減少しています。就学前児童数も減少していることから、保育園や幼稚園などに通園している園児の総数は減少傾向にあります。

就学前児童は、49.8%が認可保育園、4.3%が認定子ども園、17.8%が幼稚園、1.7%が認可外保育園に通園しています。年齢別にみると、3歳児は93.1%、4、5歳児はほとんどが保育園や幼稚園などに通園しています。また、0歳から2歳までの通園児割合は増加傾向にあり、今後も続くと見込まれます。

通園児の総数は子ど�数が減少傾向にあることから、市内の施設の総定員数を増やす必要はありませんが、市街地と郊外の施設における利用の偏りや、市街地で混雑する0～2歳の受け入れについて、スムーズな対応が必要です。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
年少人口総数	22,676	20,122	18,087	16,058	14,123	12,824
0～4歳	6,467	5,972	5,581	4,810	4,080	3,729
5～9歳	7,562	6,627	5,954	5,404	4,730	4,217
10～14歳	8,647	7,523	6,552	5,844	5,313	4,878

### ◆年少人口

資料：平成22年までは国勢調査 ※平成17年までは旧1市3町で合算  
平成26年は住民基本台帳 平成26年3月31日現在数

### ◆就学前児童の状況（平成26年5月1日現在）

児童の状況	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	計
児童総数	743	709	694	2,146	792	822	831	4,591
認可保育園	154	311	337	802	466	501	519	2,288
認定こども園	28	63	58	149	17	16	14	196
幼稚園	0	0	23	23	232	283	281	819
認可外保育園	7	24	26	57	13	5	4	79
広域委託保育園	3	2	6	11	2	6	5	24
はまなし学園	0	0	6	6	7	5	7	25
酒田特別支援学校幼稚部	0	0	0	0	0	1	0	1
通園児童計	192	400	456	1,048	737	817	830	3,432
通園児割合 (%)	25.8	56.4	65.7	48.8	93.1	99.4	99.9	74.8

※ はまなし学園は市外からの利用者は除いた。幼稚園については市外からの通園児を含む。

児童虐待については全国的に増加している中、本市における児童虐待認定件数は、相談の多かった平成22年度の16件から平成25年度まで同様に推移しています。年齢では、乳幼児と小学生がほとんどですが、中高生等が被害を受けるケースも発生しています。

児童虐待に関する相談については、関係機関が連携し、個別ケースについての検討や、事後の追跡調査も行いながら対応していますが、今後とも連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見と対応、事後のフォローアップに努めていく必要があります。

#### ◆虐待の状況について

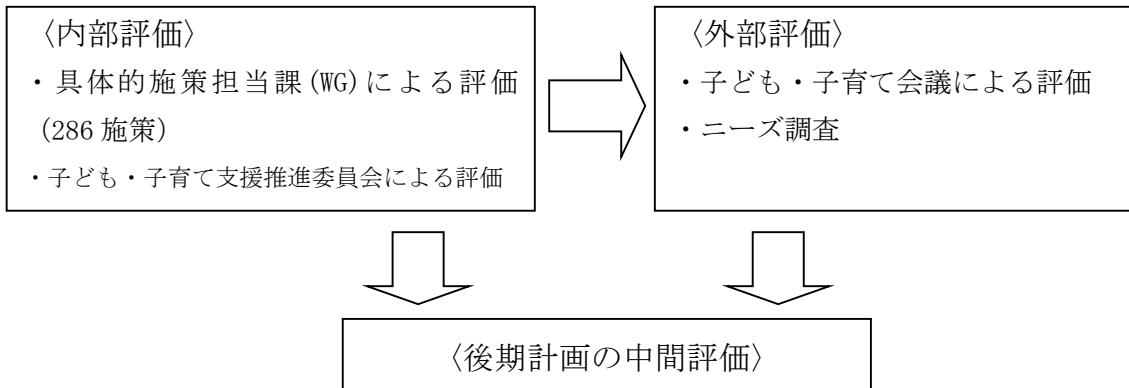
区分	相談件数 (総件数)	虐待認定件数				
		件数	内訳			
			乳幼児	小学生	中学生	高校生等
平成18年度	41	7	1	4	1	1
平成22年度	86	16	8	5	2	1
平成23年度	73	17	9	4	1	3
平成24年度	56	15	8	5	1	1
平成25年度	68	17	6	8	3	0

※ 相談件数は、虐待の疑いがある相談として把握した数。うち、虐待認定件数は虐待と認定した件数。

## 2 子育て支援行動計画（後期計画）の評価

### （1）評価の流れ

平成26年7月現在の進捗状況及びニーズ調査（平成25年9月～実施）を基に評価



### （2）後期総合評価

評価指標
●子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合 【平成22年…39%】→【平成25年…37%】 ※ニーズ調査
●出生数の推移 【平成22年…780人】→【平成23年…728人】 →【平成24年…689人】→【平成25年…733人】 ※酒田市統計

平成22年度からの後期計画では、地域で子育てをする環境づくりのために、交流ひろば事業や空き店舗を利用したつどいの広場事業、地域子育て支援センターでの交流事業、地域子育て応援団の設立支援を引き続き行い、関係機関と連携しながら子育て支援サービスの情報を提供するとともに、子育て家庭の相談機能を充実させました。

保育に関する子育て支援については、延長保育を実施する園や一時預かりを実施する園を拡充し、保護者の育児負担の解消を図りました。また、平成23年11月からは、ニーズ調査により要望の高かった病児に対応する保育事業を新たに実施しています。

学童保育所は、市街地小学校区への整備だけではなく、総合支所管内や旧公民館地区での需要の高まりを受けて、利用児童が少ない学区においても市の独自基準により整備を進めました。

子育て家庭の経済的負担の軽減については、子育て支援医療費助成や児童手当支給の対象者や内容の拡充を段階的に進めており、より配慮の必要と思われるひとり親家庭については、新たに父子家庭をひとり親家庭等医療や児童扶養手当の対象としました。

母子保健の面では、妊婦健康診査の助成拡大、各種健康診査・家庭訪問の充実、休日診療体制の充実などを図ってきました。

このように、市では、後期計画において子育て支援策の拡充を図ってきた結果、平成25年度実施のニーズ調査結果を見ると、子育てに負担感を持つ保護者の割合は減少し、

出生数も平成25年には700人台に回復しました。しかし、子育て支援策への保護者の満足度は必ずしも増加には至っていません。

これらを踏まえ、新たに策定する子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの最善の利益を実現する」という視点から、子どもやその家庭に寄り添った支援を今後も充実させていくとともに、保護者が子育てに対して負担という視点からの受け身的な関わりではなく、子どもと向き合って成長に感動し、子どもや自身の笑顔のために積極的に子どもや子育てに関わっていけるような「親としての育ち」を支援する取り組みも展開していくことが必要です。

こうした取り組みにより、全ての子どもが健やかに成長し、保護者が子育てに対して喜びや生きがいを感じられるような環境の整備を図っていくことが必要です。

### (3) 基本施策ごとの評価

#### ◆基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

評価指標	
①気軽に相談できる人がいると認識している割合 (人) 【平成22年…94%】→【平成25年…95%】	※ニーズ調査
②気軽に相談できる場所があると認識している割合 (場所) 【平成22年…50%】→【平成25年…49%】	※ニーズ調査
③希望どおりに保育サービスを利用できたと感じる割合 利用できていると答えた割合 【平成22年…71%】→【平成25年…62%】 (参考) 利用できていないと答えた割合 【平成22年…22%】→【平成25年…22%】	※ニーズ調査

①気軽に相談できる人や②場所があると認識している割合についてはH22年調査とほぼ同じ数字となっています。

②気軽に相談できる場所については、「学校」と答えた方の伸びが大きく(17%→34%)、それ以外は横ばいかやや減少しています。

③希望どおりに保育サービスを利用できていると感じる割合は、できていると答えた方の割合で見ると減少していますが、無回答者を除いて比較すると前回とほぼ同じ割合になっています(H22:76%→H25:74%)。

希望どおりに利用できていない事業としては、計画期間中に実施・拡充した事業は割合が減少していますが(延長保育:27%→26%、一時預かり:31%→23%、学童保育:17%→15%)、実施できなかった事業は割合が増加しています(休日保育:25%→27%、夜間保育:7%→9%)。

また、「病児・病後児保育」については実施しているものの、31%→32%にわずか

に増加しており、「手続きが面倒」、「開所時間を早く」、「他地区にも欲しい」といった声が寄せられています。

保護者の就労環境、子育て環境の多様化、核家族化、地域のコミュニティの希薄化などの傾向の中、保護者からは預かり時間や休日等への預かり支援の拡充を求める声が出ています。これについては、子どもの幸せを実現する視点から親子の時間の確保に向けた取組も進めながら、必要な支援を検討していく必要があります。

また、施設での預かりだけでなく、地域みんなで地域の子どもを育していく環境づくりを広めていくために、地域が実施する子育て応援事業への支援にもより力を入れていく必要があります。

### 施策の方向性1 地域における子育て支援サービスの充実

取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園や保育園における未就園児童や保護者に対し、離乳食の食事体験や園開放による遊びの体験、子育て相談に応じる支援を実施した。</li> <li>○ 保育士、幼稚園教諭を対象にした保育力・教育力向上セミナーや、市内保育士を対象にした保育力向上研修会を開催し、子育て支援事業従事者の資質向上を図った。</li> <li>○ 県の子育て応援情報発信事業である庄内地区の子育て支援専門のサイト「TOMONI」に情報を掲示し、子育て支援に関する情報発信を行った。当サイトはアクセス数も多く、情報発信に大きな効果が得られた。</li> <li>○ 市内の子育て関連施設の情報や応急時の対応に至るまでの幅広い情報をまとめた「子育てハンドブック」を毎年発行し、特に初めてお子さんが生まれた家庭や転入してきた家庭に配付し、情報提供を行った。</li> <li>○ 中学校修了前の子どもを養育する方に児童手当を支給するほか、医療費助成の対象拡大と内容の充実を図り、子育て家庭の経済的負担を軽減した。</li> <li>○ 地域子育て支援拠点施設（児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）の機能充実を図るため、子育て家庭同士の交流の機会の提供や育児相談、利用促進に向けた広報活動を行った。利用者については、児童センター、支援センターには市外から訪れる方もおり、児童センターについては特に長期休暇中などは県外からの利用者も訪れている。</li> <li>○ ファミリー・サポート・センターは、保護者の急な用務への対応や保護者の就労時間と各施設の開所時間と調整ができる事業として期待されており、事業については、チラシや会報、乳幼児健診時において周知をしているが、会員数は横ばいで利用者は増えではない。</li> <li>○ 地域子育て支援拠点施設の相談機能の充実について、人員を確保し利用者への声かけを行いながら取り組んできたが、子育てアドバイザーの配置は未実施である。</li> </ul>
-------------	--

取組の状況 成果 (つづき)	○ 平成26年度から相談機能を拡充するための委託事業を実施予定であるが、これを足掛かりに子育て支援の総合的、横断的な相談窓口の常設につなげていきたい。
課題	<p>○ ニーズ調査の結果から、「子育てハンドブック」があまり活用されていない状況が見える。子どもが生まれるすべての世帯に配布するとともに、ハンドブックの周知の方法や、今後さらに活用してもらえるような工夫をしていく必要がある。</p> <p>○ ニーズ調査では、気軽に相談できる場所として支援センターやつどいの広場（にこっと）に比べ、児童センターは減少している（9%→4%）。児童センターは施設の規模も大きく、スタッフとの距離感も遠い印象を与えやすいため、日々の声掛けや遊びの時間など保護者とのつながり作りを意識して行い、相談しやすい雰囲気作りを進める必要がある。</p> <p>また、子育て支援センターやつどいの広場と合わせて、新規利用者の利用拡大に向けた周知方法の工夫を図る必要がある。</p> <p>○ ニーズ調査では子育てに関する情報の入手先として、族・保育園・幼稚園・学校を挙げる方が5割程度、子育て仲間・友人・知人・近所の人などの口コミが3割程度と多い。市広報・パンフレット・HPを挙げた方は2割程度（在宅保育世帯でも3割程度）と低く、必要な情報を自分で探し出すまではしない保護者が多いことが伺える。今後、様々な周知を行う上で、市広報やHPだけでなく、学校等の利用施設を通したチラシ配付など、より効果的な方法も検討し実施することが重要である。</p>
施策の方向性2 保育サービスの充実	
取組の状況 成果	<p>○ 特別保育（延長保育実施園20園、一時預かり事業実施園17園）を拡充し、保護者の育児負担の解消を図った。</p> <p>○ 私立幼稚園就園奨励費補助事業や私立幼稚園にこにこ子育て支援事業について、内容を充実し、保護者の経済的負担を軽減した。</p> <p>○ 専用スペースによる病児・病後児の保育を実施した（病児・病後児1箇所、病後児1箇所）。</p> <p>○ 保育園の民間（法人）移管・民営化により生み出された財源を有効に活用し、保育や福祉に関するサービスの拡充を図った。</p> <p>○ つどいの広場事業において、休日の一時預かりを実施したが、保育園における休日保育は実施していない。</p> <p>○ ファミリー・サポート・センター事業については、協力会員のスキル向上のための研修制度の充実や、保育士、看護師などの専門資格を持つ会員を増やす取り組みを通し、利用会員の要望の強い病児・病後児預かりの対応ができるよう体制強化を検討する必要がある。</p>

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病後児保育施設については、利用者数が伸び悩んでいる。病後児（急性期を過ぎた子ども）については、幼稚園や保育園等の施設で園児の体調を見ながら通園を認めている状況もあって、病後児保育施設の必要性が薄らいできており、今後、病児保育への転換による事業の拡充についても検討していく必要がある。</li> <li>○ 私立幼稚園の預かり保育に対する支援のあり方について、国の施策の動向を注視しながら今後の対応を検討する必要がある。</li> <li>○ 共働き世帯等の保育が必要な子を幼稚園や保育園等に預ける場合、延長保育等に係る保護者の経済的負担が施設の種類によらず軽減されるような支援策や制度の検討が必要である。</li> <li>○ ニーズ調査で需要のあった休日・夜間保育等に対し、新たな検討が必要である。休日保育については、市内の認可外保育所やNPOでの一時預かりなど柔軟に対応している施設はあるものの、需要の拡大により利用希望に応えきれないケースも出てきており、休日保育の実施施設数の拡大に向けて検討していく必要がある。</li> </ul>
<b>施策の方向性3 子どもと保護者の居場所づくりの推進</b>	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学童保育所未設置地区の小学校に新たな学童保育所を設置し、児童数の多かった大規模学童については施設整備により適正な規模を維持した。（新設3ヶ所、施設整備3ヶ所）</li> <li>○ 施設整備をした一方で、保護者の多様な就労形態（勤務時間の多様化、休日勤務等）に対応しきれないケースや、指導員の資質の向上を求める声も上がっている。</li> <li>○ 地域子育て応援団づくり事業は、地域で子育てを応援しようという意識作りに繋がったが、新たな実施地区を発掘することや市助成終了後の事業継続が難しい状態になっている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な就労形態に対応するため、学童保育の開所時間の延長等や、指導員の資質向上を検討していく必要がある。</li> <li>○ 地域子育て応援団事業等を通し、地域が主体となった子育てを支援する意識をさらに高めるとともに、市助成期間終了後のフォローアップを検討する必要がある。</li> </ul>

## ◆基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

評価指標
<p>●若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合 【平成22年…27%】→【平成25年…35%】 (参考) 酒田で生活や子育てをしたいと思わない割合 【平成22年…28%】→【平成25年…15%】 ※ニーズ調査</p>

酒田で暮らしたいという割合は上昇し、平成25年の出生数も回復しています。

暮らしたい理由としては、「家族と一緒にいたい (50%⇒60%)」「自然が豊か (57%⇒51%)」は平成22年調査でも多かったが、他にも「子育てしやすい地域 (21%⇒36%)」「人情味のある地域 (20%⇒41%)」を挙げた方の伸びが大きくなっています。

一方で、暮らしたいと思わない理由は「交通の便が悪い (40%⇒66%)」、「町に活気がない (50%⇒60%)」、「買い物などが不便 (40%⇒54%)」「希望する職業に就けない (50%⇒同)」といった理由が多くなっています。

ハローワーク酒田管内の高校新卒者の地元定着率は県内で最も低い水準にありますが、㈱プレステージ・インターナショナルの進出や、花王㈱酒田工場の生産ライン増設などにより雇用の拡大も図られてきています。

こうした機会を逃さず、酒田で生まれ育ち、またIターン、Uターンなどで酒田に定住して生活や子育てをしたいと願う若者の就労支援と、子育て環境の一層の充実が必要です。

また、就職や生活水準に対して若者や保護者が持つ都会志向の意識を払拭するため、賃金だけでなく物価など全体の収支で比較した場合、地方での生活水準は都会に劣らず、むしろ子育て環境の充実をはじめ暮らしやすい面が多いことを地元企業の情報とともに発信して、地元志向を醸成していくことが極めて重要です。

### 施策の方向性1 子育ての喜びを実感できる環境づくり

取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交流ひろばに実習生を受け入れ、児童に関わる支援者の育成に努めた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援センターでは市内高校生の選択授業や部活動を受け入れ、乳幼児とのふれあいや保護者から直接話を聞く機会を設けた。子育てに対する親の気持ちを学ぶことで、次代を担う世代の子育てに対する肯定感を醸成した。また、保護者にとっても、子育ての経験談を通して社会との関わりを持ったことでの自己肯定感を得るという効果もあった。</li> <li>○ 男女共同参画推進市民フォーラム、家庭教育講演会、子育て講演会共催による講演会の開催、子育て応援就労環境づくりセミナー、ワーク・ライフ・バランス出前講座など、各事業において家庭教育の充実や両立支援の啓発を行った。</li> </ul>

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も、次代の子育てを担う若者に対し、子育てや結婚、家族愛についての意識付けとイメージアップを図る事業の実施をしていく必要がある。</li> <li>○ 若者への働きかけや子育て支援イベント等に子育て中の保護者が参画する機会を設けることで、子育て中心の生活に対する孤独感を解消し、支援を提供する側に立つことでの達成感や充足感を醸成することにより、子育ての喜びの輪を広げ、より前向きに子どもと向き合えるよう、親としての育ちを促す視点からの取り組みを展開していくことが必要である。</li> <li>○ 子育て世代の就労環境の改善のためには、事業主の理解が不可欠であり、まだ啓発活動も十分とは言えないため、引き続き両立支援セミナー等も開催する必要がある。</li> <li>○ 平成26年度には、中高大学生をターゲットに、若者の子育てに対するポジティブイメージの醸成を図るため、子どもとふれあうコンサートイベントを中高大学生の企画立案により実施した。また、若いカップル等に妊娠出産等に関する知識を提供することにより、結婚の適齢期等のライフプランの検討がなされるよう取り組んでいく。</li> </ul>
<b>施策の方向性2 若者の生活基盤整備の支援</b>	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種就業支援セミナーや就職ガイダンスを開催するほか、企業誘致により就業機会の拡大を図った。</li> <li>○ 男女の出会いの場を創出する事業のほか、結婚サポートによる男女の出会いの機会を創出した（35組が成婚に至った）。</li> <li>○ 農業青年出会い・交流創設事業を実施した。</li> <li>○ 平成26年度には、婚活に取り組んでいる民間団体と市が情報を共有して、連絡協議会の設置、一元的な情報発信、企業会員の募集・登録を行い、市一丸となって結婚推進する取り組みを展開した（さかたマリッジサポート事業）。</li> <li>○ 家庭の経済状況にかかわらず、高等学校や高等教育機関への修学の機会が確保されるよう私立高等学校生徒授業料軽減事業、京野基金大学修学奨励事業、大学等修学支援事業を実施し経済的支援を行った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高校生のアンケート調査から、酒田に住みたいと思わない理由として、半数が「希望する職に就けない」と答えている。引き続き雇用の拡大に向けた取り組みを推進するとともに、地元企業の魅力を高校生に広め、地元での就職、定住へつなげていくことが必要である。 また、若者の地元志向の妨げにならないよう、特に保護者の都会志向の意識を払拭していく取組も必要である。</li> <li>○ ニーズ調査では晩婚化の原因として、「出会いがなかった」という回答が多く寄せられていることから、結婚を望む男女の出会いを創出する取組をさ</li> </ul>

課題 (つづき)	らに拡充していく必要がある。 ○ 修学の機会均等については、国・県の類似制度とのバランスを考慮しながら支援のあり方を検討していくとともに、支援が必要な方に速やかに交付することができるよう手続きの簡素化・迅速化についても検討する必要がある。
-------------	--

### ◆基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

評価指標
●妊娠から出産までの支援に対する満足度 【平成22年…73%】→【平成25年…50%】
(参考1) 満足していないと答えた割合 【平成22年…11%】→【平成25年…12%】
(参考2) 小学生の保護者と未就学児の保護者の比較 (H25) 【小学生の保護者…46%】【未就学児の保護者…55%】 ※ニーズ調査

「満足」と答えた割合は下がりましたが、一方で、「満足していない」と答えた方の割合は平成22年の11%から平成25年の12%と横ばいであります。「どちらともいえない」と答えた割合が増えています。また、小学生の保護者と未就学児の保護者で比較すると、より最近になって妊娠・出産を経験した未就学児の保護者の満足度の方が高く、理由としては特に「金銭面での支援の充実」を挙げた方の割合が（小学生（19%）、未就学児（43%））倍増しており、不妊治療や妊婦健診の助成、出産費用の直接支払制度など近年の支援の拡充が満足度の増加につながっていると考えられます。

一方で「満足していない」と答えた方の約半数が、産科の数、設備を理由に挙げており、日本海総合病院の周産期施設の充実が図られたものの、出産できる環境の充実を必要としていることがうかがえます。

施策の方向性1 安心して妊娠、出産できる体制の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年度から不妊治療に対する助成を開始し、妊婦健康診査に対する助成（標準回数の14回分）を継続するなど、妊娠、出産に対する経済的支援を行った。</li> <li>○ 早期妊娠届出について、妊婦に対する医療機関からの情報提供と市広報による周知を行ったことで、届出率が高くなり、高リスク出産の減少につなげている。</li> <li>○ 児童虐待発生防止と早期発見のために、妊娠期からの継続した支援体制を整備する必要があるため、要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携して対応できる体制づくりを図った。</li> </ul>



取組の状況 成果 (つづき)	○ 乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）においては、保健師が新生児のいる家庭への訪問を早期に実施した。訪問実施率は 96.4%であるが、これは主に未熟児・障がい児等で長期入院の場合を除いた数値となり、実際にはすべての新生児について把握を行っている。
課題	○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は関係機関との連携を図りながら、引き続き、全児の把握を行っていく。
<b>施策の方向性3 食育の推進</b>	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「酒田市食育・地産地消推進計画」に基づき、酒田市食育・地産地消推進委員会と連携して地産地消に配慮した食育の啓発を行った。</li> <li>○ 小学生を対象に、地元レストランのシェフを講師に迎え、味覚について体験学習する味覚教室を平成 24 年度、25 年度に 9 校ずつ実施した。</li> <li>○ 食育等に関する具体的な取組みを示した食育ハンドブックを作成し、3か月児健診の際に保護者に配布した。</li> <li>○ 幼稚園、保育園、学校などの郷土料理を取り入れた献立作りや地元食材を使った給食を実施した。</li> <li>○ 学校においては、毎月 19 日前後に、地元産食材や郷土料理を中心とした「食育の日献立」を設けた。旬の食材や郷土料理を給食により紹介した。また、平成 26 年度においては、市内小中学校で 11 月・1 月・2 月に「つや姫給食」を実施するとともに、市内 6 小学校で、酒田産米を 100% 使用した「米粉パン」給食を実施した。</li> <li>○ 交流ひろば、子育て支援センターで離乳食・幼児食講座・親子料理教室を開催し、育児や食育に不安を持つ保護者の支援に効果を上げている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も子どもの発達段階に応じた様々な食育の取組を実施することにより、子どもと保護者に食への関心と正しい食生活習慣を浸透させ、親と子の健康作りを推進していく必要がある。</li> </ul>

#### ◆基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための学習環境づくり

評価指標
<p>●子どもの教育環境が整備されていると感じる割合            【平成 22 年…64%】→【平成 25 年…51%】            (参考) 整備されていないと答えた割合            【平成 22 年…12%】→【平成 25 年…16%】      ※ニーズ調査</p>

「整備されている」と答えた方の割合は減少したが、「整備されていない」と答えた方はそれほど増加しておらず、多くの方が整備されていると評価しています。

評価の理由としては、「情報提供」「児童に応じた指導」については評価する・しな

いともに理由に挙げる方が多くなっています。一方で、「生活体験・自然体験・職場体験活動等の充実」「学校の耐震化の進捗」については評価する理由に挙げる方のみが多く、取組の実施が評価につながっていると考えられます。

施策の方向性1 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夏休み前から個々の児童生徒に適応した就学指導を実施し、子どもに適応した就学指導の推進を図った。また、子どもが気軽に楽しみながら科学を体験できる学習機会の充実を図った。</li> <li>○ 教育委員会の重点として、道徳教育と「公益の心」の涵養を掲げ、中学校で授業研究会が見られるようになってきた。</li> <li>○ 子どもへの読書普及を図るため、読み聞かせ団体（「あさの葉会」「絵本の部屋」）へ支援し、活動を充実させた。</li> <li>○ 安全で安心な学校施設とするため、改築工事、耐震補強工事を実施した。</li> <li>○ 学区改編により学校規模の適正化を計画的に進め教育環境が整ったことにより、教職員の指導体制や児童相互が学びあう環境が充実し、学校運営や児童・生徒の学校活動等の活性化が図られた（平成22年4月、鳥海中学校と八幡中学校が統合して鳥海八幡中学校、平成23年4月、第一中学校と第五中学校が統合して第一中学校、平成24年4月、第二中学校と平田中学校が統合して第二中学校、平成25年4月、東平田小学校、中平田小学校、北平田小学校が統合して平田小学校、平成26年4月、松山中学校と飛鳥中学校が統合して東部中学校、亀城小学校と港南小学校が統合して亀ヶ崎小学校が開校した）。</li> <li>○ 平成23年4月、県立酒田特別支援学校が市内に開校し、聴覚障がい教育部と知的障がい教育部が設置されたことで、市内通学が可能になるなど、障がいを持つ子どもの教育環境の整備が大きく前進した。</li> <li>○ より良い教育環境の実現に向け、平成24年4月に、県立酒田商業高等学校、県立酒田工業高等学校、県立酒田北高等学校、市立酒田中央高等学校の4校を統合し、県立酒田光陵高等学校が開校した。</li> <li>○ 平成23、24年度に、「幼児体力向上プログラム」により、幼稚園及び保育園において、園生活や遊びの中で子どもの体力づくりに取り組んで体力・運動能力の向上を図った。</li> <li>○ 子育て支援拠点施設や交流ひろばの事業などを実施し、未就園児の親子に体を動かして遊ぶことの楽しさを伝えた。</li> <li>○ 平成25年度に「英語で発信できる子ども育成事業」において、年中から小学校4年生までを対象に英語教室を開催し、子どもの英語のコミュニケーション能力を養った。</li> </ul>

取組の状況 成果 (つづき)	○ 小学校への入学時に子どもが戸惑うことなくスムーズに学校生活に慣れていけるよう、酒田っ子すくすく育成会議の中で、幼保小連携事業を計画、指導者の交換体験、園児と児童の交流を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、幼児期から子どもの発達段階に応じて、幼稚園、保育園、認定こども園などの質の高い教育・保育に触れられる環境を整備し、子どもの基本的な生きる力の獲得を図っていく必要がある。</li> <li>○ 幼保小連携事業の実施においては、交換交流までに留まっているため、内容を充実させながら継続していく必要がある。</li> <li>○ 適正規模等に課題のある学校については、地域や保護者の方々の理解をいただきながら、学校の適正規模・適正配置の確保に努める。</li> <li>○ 引き続き児童、生徒の安全確保に努めるとともに、時代に合った学校等の教育環境の整備を図る。</li> </ul>
施策の方向性2 家庭や地域の教育力の向上	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児健診時にブックスタート事業を実施し、読み聞かせと本に親しむ契機づくりに取り組んだ。その結果、より低年齢から読み聞かせをする環境の醸成を図った。</li> <li>○ 乳幼児健診、子育て支援センター等での育児講座、健康相談、地域家庭教育講座など各種事業を実施し、家庭教育に関する学習機会の充実を図った。</li> <li>○ 各コミュニティ振興会において、子どもの健全育成に関わる方々のスキルアップ講座を開催し、人材の育成を図った。また、公益活動支援センターを運営し市民活動の支援を行った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブックスタート事業や各施設で実施している読み聞かせは、事業の実施効果が即時的に見えにくい面もあるが、親子のふれあいや、子どもが早くから本に親しむ契機づくりのために有効であり、継続して実施していく必要がある。</li> <li>○ 地域の子育て支援機関での学習会や相談会、交流の場をつくり、家庭や地域の教育力の向上をさらに図る必要がある。</li> <li>○ 地域の教育力をさらに高めるため、地域活動を行う人材やボランティアグループの育成を図りつつ、リーダー育成に努める必要がある。</li> </ul>
施策の方向性3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年指導センターで街頭指導や電話による相談業務を実施し、青少年の育成と問題行動や非行未然防止の指導、相談業務の充実を図った。</li> <li>○ 子どもが利用する携帯電話等に対応したフィルタリング・ソフト又はサービス等普及に関する研修への助成をし、情報モラル教育の推進を図った。</li> </ul>

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 携帯電話等の利用により子どもがいじめや犯罪に巻き込まれる問題は、当事者以外からは状況が見えにくいという特徴がある。ネット依存による子どもの生活習慣の乱れを防ぎ、子どもをいじめや犯罪等から守るため、保護者は子どもと情報端末との上手な関わり方について理解し、保護者・学校等施設・地域社会が協力して対策を実施していく必要がある。</li> <li>○ 有害環境対策については、関係機関・団体の自主性を生かし、活動を促し、啓発活動についても継続していく。</li> </ul>
----	---

### ◆基本施策5 子育てにやさしく安全な生活環境づくり

評価指標	<p>●子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場など）を進めていると評価する割合 【平成22年…68%】→【平成25年…51%】</p> <p>※ニーズ調査</p>
------	---

過半数の方が評価すると答えた一方で、割合は平成22年より低下しています。

評価する理由、評価しない理由ともに、「子育てに関する情報提供」「公園施設の点検、改修」「公共施設への子ども用便器等の設置」が上位3位を占めており、保護者の関心が高いことがわかります。

また平成22年調査では評価しない理由として「公園の整備（25%）」「道路の整備（23%）」が多かったのに対し、平成25年調査では「子育てに関する情報（33%）」「住宅に関する支援（33%）」「公共施設への子ども用便器等の設置（24%）」が上位に加わっており、保護者のニーズの視点も変化していることがうかがえます。

施策の方向性1 良好的な居住環境の確保	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公営住宅入居の際、ひとり親世帯や多子世帯に対して、2回抽選を実施するなど優先措置を実施した。</li> <li>○ 持家住宅等の新築、増改築、修繕等を行う方に対する貸付金の利子補給と、住宅リフォーム工事を行う方に対して40万円を限度に補助金を交付し、住環境改善の負担軽減を図った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入居申込者のニーズに応えるため、市営住宅の計画的な改修を行っていく必要がある。</li> <li>○ 住環境改善のため、住宅リフォーム工事等に対する経済的支援の一層の充実が求められている。</li> </ul>

施策の方向性2 安全で安心な生活環境の整備	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 除雪計画により通学路の除雪延長を行い、安全な通学を図った。</li> <li>○ 自主除雪を支援する除雪機械の購入補助を実施し、市民の積極的な協力体制が図られてきている。</li> <li>○ 新たに歩道を設置する場合や歩道の改修を行う場合に、車道と歩道の段差が小さくなるように努めるなど、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間などのバリアフリー化に配慮した。</li> <li>○ 公園施設の定期点検により、公園施設の修繕を行い、良好な公園環境の整備を図った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存の公共施設のオムツ換えコーナーや幼児用トイレ、洋式トイレ等について、利用ニーズが高い施設について整備を順次行っているが、今後も状況に応じ、環境整備を図る必要がある。</li> <li>○ 自家用車を利用する妊婦や小さな子ども連れに配慮した駐車場整備を促進する必要がある。</li> <li>○ 公園施設については、定期点検を強化し、破損する前に計画的に改修していくことで遊具等が使用できない期間の短期化を図っていくとともに、子どもが安全に利用できる環境を整備していく。</li> </ul>

## ◆基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

評価指標
●女性が出産後も仕事を継続している割合 【平成20年…58%】→【平成22年…76%】→【平成25年…60%】 ※ニーズ調査
●仕事と生活の調和に取り組む事業所の状況 ①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出数 【平成23年2月…58社】→【平成25年12月…64社】 山形労働局に照会（H23.4より策定・届出義務が、従業員301人以上の企業から101人以上の企業に拡大された。） ②山形県いきいき子育て応援企業認定制度認定企業数 【平成21年12月 市内登録事業所7社／県内認定企業数179社】 →【平成26年11月 市内登録事業所33社／県内認定企業数605社】

女性が出産後も仕事を継続している割合は、平成20年に比べて2ポイント増加しているものの、平成22年調査よりも16ポイント低下しました。

企業側の取り組みとしては、次世代育成支援対策推進法の改正により、事業主の行動計画策定義務が従業員101人以上の企業に拡大され、策定届出数は伸びています。また、山形県いきいき子育て応援企業の認定件数も増えています。

女性の社会進出は、人口減少が進行する中で国が掲げる成長戦略の柱の1つであり、事業主には、技術と経験を身につけた女性社員を失うことによる企業の損失について認識してもらうため、啓発活動を継続するとともに、事業主側の処遇改善の意欲を後押しできるような実効性のある施策も検討する必要があります。

施策の方向性1 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務は平成23年度の法改正で従業員301人以上から101人以上の企業に拡大された。市内の従業員101人以上の事業所では、平成25年12月現在で全ての企業が策定・届出を行っている。また、義務化されていない従業員100人以下の企業でも、16社が自主的に計画を策定している。</li> <li>○ 商工会議所や商工会と連携して、子育て応援就労環境づくりセミナーを開催し、子育てしやすい環境づくりと、仕事と子育ての両立支援について学習する機会を設けた。</li> <li>○ 子育て応援推進協議会との連携により、ワーク・ライフ・バランス出前講座を開催し、各種助成制度や両立支援についての周知を図った。</li> <li>○ 平成26年度には、家族をテーマとした講演会を開催し、結婚、妊娠、出産、子育てなどのライフイベントを通じ、家族に対するポジティブイメージの醸成を図った。また、企業経営者に対するワーク・ライフ・バランスの理解を深めていただくための啓発チラシ等を作成し、その周知に努めた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援に关心を持ち、出前講座を受ける企業数は年々積み上がっているが、より多くの事業所に子育てしやすい職場環境づくりの利点や、制度について知ってもらい、ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所が増えるよう引き続き啓発に力を入れていく必要がある。</li> <li>○ 事業所へもファミリー・サポート・センター事業をはじめとする子育て支援事業があることを周知することで、繁忙期などどうしても必要なときにはそうした事業も利用してもらいながら、仕事と子育ての両立に向けて労使間が互いに歩み寄っていける職場環境作りに繋げていくことも必要である。</li> <li>○ ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を増やすための支援策に関する情報を集約し、発信する取り組みが必要である。</li> </ul>

施策の方向性2 男女共同参画による子育ての促進	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母親の再就職支援に向けて、財団法人21世紀職業財団の協力を得ながら、つどいの広場や交流ひろばにおいてセミナーを開催した。</li> <li>○ 男女共同参画推進市民フォーラム、家庭教育講演会、子育て講演会共催による講演会を開催し、広く周知がなされた。ニーズ調査では、家庭で子育てや教育を主に行っている方として「父母ともに」という回答が65%と最も多い割合を占めた。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画推進センター「ウィズ」のほか関係機関との連携が強化されてきてはいるが、さらにワーク・ライフ・バランスについての学習機会の充実を図る必要がある。</li> <li>○ 男性の子育てへの参加について、ニーズ調査で、個別の家事の主担当を見ると、父親と答えた方が多いのは「子どもを風呂に入れる」「子どもと遊ぶ」だったが、それでも全体の3割程度とまだ男性の頑張る余地は十分あるため、男女共同による子育ての重要性をさらに啓発していく必要がある。</li> </ul>

## ◆基本施策7 子どもに安全なまちの環境づくり

評価指標
<p>●地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合  【平成22年…72%】→【平成25年…57%】</p> <p>(参考) 未就学児と小学生の保護者の比較 (平成25年)  【未就学児…51%】【小学生の保護者…61%】 ※ニーズ調査</p>

過半数の方が「活発である」と評価する一方で、割合は平成22年より低下しています。

活発であると評価する理由としては、見守り隊や交通安全の活動が目に見えて行われていると答えた方が多く、人数で比較しても、評価する理由に挙げた方が大多数となっています。(「見守り隊の活動が目に見えて活発(評価する:2,794人、評価しない:349人)」、「交通安全の活動が目に見えて活発(評価する:1,604人、評価しない:443人)」)。

一方、活発でないと思う方も多い項目には、「街灯の整備」「活動内容の周知が不十分」「ドライバーの歩行者への交通マナーの浸透」となっています。

街灯については、設置件数は年々増えているにも関わらず、評価に結びついていない状況です。また、未就学児の保護者よりも小学校の保護者の方が評価の割合が高いことから、特に未就学児の保護者に活動が見えにくいという面がうかがえ、周知活動にも力を入れていくことが必要です。

施策の方向性1 交通安全教育の推進	
取組の状況 成果	○ 登校時の交通指導員による立哨指導のほか、交通安全教室へ交通指導員及び交通安全専門指導員を派遣し、交通安全に対する意識を深めた。
課題	○ 成長段階に応じた交通安全学習や地域をあげた事故防止の取り組みの充実と、道路交通法の改正など、最新の情報を適切に提供し、交通安全を徹底させる必要がある。
施策の方向性2 子どもを犯罪や災害の被害から守るために活動と被害にあった子どもの保護の推進	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学生・中学生の保護者に対して、子どもを犯罪や災害の被害から守るために、不審者情報などを携帯メールに配信する「安心安全メール」サービスを実施し、H25年度は5,889件の登録者があった。</li> <li>○ 幼年期からの防火教育のため、「一日消防士体験」や「ちびっこしょうぼうまつり」を開催した。また、小学校、保育園、幼稚園などの消防署見学を随時受け入れ、子どもたちの火災予防意識の啓発を図った。</li> <li>○ スクールカウンセラーを全中学校に配置し、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言などを行い、子どもの心のケアに役立っている。</li> <li>○ 全小学校区で「見守り隊」による、子どもの安全を図った。その一方、ニーズ調査では、活動が見えにくいとの結果が出ている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの安全をめぐる環境の変化に対応するため、地域で活動している団体（見守り隊、子ども110番の家など）との連携を強化する必要がある。</li> <li>○ 活動が活発に行われていることを周知強化することにより、犯罪抑止力の向上を図る必要がある。</li> <li>○ 見守り隊については、地域のボランティアとして実施されているが、非常時の横の連携や市全体での情報共有ができる取り組みが必要である。</li> </ul>

#### ◆基本施策8 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

評価指標
●特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合 【平成22年…52%】→【平成25年…36%】 ※ニーズ調査

整っていると思う割合は下落している一方で、わからないと答えた方の割合が過半数を占めています。

特別な支援の必要性がない家庭については、制度自体を知らないという面が結果に出ていると考えられますが、特に児童虐待については、「虐待の通報・相談先を知らない」と答えた方が大半を占めており、目に留まりやすい効果的な周知方法を検討し

実施していく必要があります。

評価の理由については、評価する、評価しないともに上位3つは「支援内容の充実」「相談できる場所の充実」「個々の家庭の状況把握・サポート」が占めています。

このうち、「支援内容の充実（評価する：1,178人、評価しない：311人）」、「相談できる場所の充実（評価する：710人、評価しない：217人）」、は評価する人数が大多数となっていますが、「個々の家庭の状況把握」「支援を利用できる条件」「療育機関、ことばの教育を行う機関」「発達に関して気軽に相談できる医療機関」については、評価する人数としない人数とに大きな差はありませんでした。

特に、評価しない方の約4割が「支援内容」と「個々の家庭の状況把握・サポート」を理由に挙げており、例えば障がいを持つ子どもの装具などは、年間の助成回数が一律に決まっていますが、それ以上に買い替えの必要がある家庭では抱える負担も大きい場合があるなどの状況がうかがえます。

施策の方向性1 児童虐待防止対策の充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒田市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の現況把握と支援体制を定期的に確認し、必要に応じて関係機関と個別ケース検討会議を開催するなど連携を図っている。</li> <li>○ 虐待防止と子どもの権利擁護のための研修として、小学校、学童保育所、主任児童委員、民生委員等を対象としたCAPプログラムを実施、また、11月の児童虐待防止月間に、ラジオや市広報、市HPにより啓発活動を実施しているが、ニーズ調査では通報・連絡先がわからないという声が多く寄せられている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虐待防止に対する市民の意識も高まっているが、通報・連絡先がわからないという場合も多く、虐待の未然防止・早期発見による深刻化の防止に向けた啓発や周知活動を徹底する必要がある。</li> </ul>
施策の方向性2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ひとり親家庭の就労支援のために、高等技能訓練促進費事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施した。</li> <li>○ ひとり親家庭のレクリエーション事業を実施し、家族の交流を図った。</li> <li>○ 母子自立支援員による相談や、弁護士による無料法律相談会を実施し、ひとり親家庭の状態に応じた支援の充実と情報提供を行った。</li> <li>○ 相談窓口の周知と他の機関との連携については、チラシを配布するなど協力体制をとっているものの、要支援者の把握については課題がある。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワークの就労支援について、窓口におけるチラシ配布等は行っているものの、要支援者の把握については、直接相談がないと把握できないため、今後も市相談窓口の周知を図っていく。</li> </ul>

施策の方向性3 障がい児施策の充実	
取組の状況 成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がい等の早期発見、早期支援のために、関係機関や専門機関と連携を取り、保育園・幼稚園等の訪問、相談会、ケース検討会、研修会などを行った（育ちのサポート事業等）。</li> <li>○ はまなし学園やデイサービス事業所において、障がい児通所給付や日中一時支援事業を行い、障がい児福祉の向上と保護者の負担軽減を図った。</li> <li>○ 各学校では、特別支援学級と通常学級の交流を推進し、特別支援の理解を深めるための研修会等を実施した。また、酒田特別支援学校からは就学指導に関わる児童の教育相談を通じ連携を図った。</li> <li>○ 障がいの状況に応じた補装具・日常生活用具の給付や保護者の負担を軽減するための手当の支給とその他生活の相談や障がい福祉サービスの給付を行った。</li> <li>○ 平成23年に発達支援室を開設したことにより、発達の課題に対して隨時相談できる窓口が明確化され、保護者の利便性向上と相談先がわからないことへの不安感・負担感の解消を図った。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達支援室にて随时相談できる体制を継続していくとともに、関係機関との連携強化を図り、相談窓口の周知を図る必要がある。</li> <li>○ 保育園、幼稚園、認定こども園、学童保育所への障がい児受け入れのための環境整備として、幼稚園教諭、保育士、指導員に対して、障がい児に関する研修参加を呼びかけ、資質の向上を図りつつ早期発見・早期療育支援体制を充実する必要がある。</li> </ul>

## (4) 数値目標のある事業の達成状況

区分	事業名	後期計画策定期 (平成21年度)	目標	進捗状況 (平成26年度)
夜間帯の保育サービス	延長保育事業 ※開所時間が11時間 を超えている園	16箇所	18箇所 (2箇所増)	20箇所 (4箇所増) 7:00~18:30 6園 7:00~19:00 7園 7:30~19:00 4園 7:15~19:00 2園 7:00~20:00 1園
		7:00~18:30 5園 7:00~19:00 6園 7:30~19:00 3園 7:15~19:00 2園		
		未実施		未実施
休日保育事業	未実施	1箇所 (1箇所増)		未実施
一時預かり事業	11箇所	12箇所 (1箇所増)		17箇所 (6箇所増)
病児・病後児保育事業	市基準 一時預かり事業(保育園)	4箇所	10箇所	4箇所
	園独自 一時預かり事業(保育園)	6箇所		12箇所
	その他施設	1箇所	2箇所	1箇所
病児・病後児保育事業	補助該当施設	3箇所	4箇所 (1箇所増)	3箇所
	病児病後児対応型	未実施	1箇所	1箇所
	体調不良時対応型	3箇所	3箇所	3箇所
放課後児童健全育成事業	病後児対応型	1箇所 (平田保育園)	各園での軽度の病児、病気回復期児童の対応の検討	1箇所 (平田保育園)
	18箇所	22箇所 (4箇所増)		21箇所 (3箇所増)
地域子育て支援拠点事業	8箇所	9箇所 (1箇所増)		9箇所 (出張つどいの広場 1箇所増)
	児童センター 子育て支援センター	6箇所	6箇所	6箇所
	つどいの広場	1箇所	2箇所	1箇所 出張つどいの広場 1箇所
	類似施設(升田児童館)	1箇所	1箇所	1箇所
ファミリー・ホート・センター事業	1箇所	1箇所		1箇所

## 第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来の社会を創る力です。そして、家庭は、子どもがその後の人生を歩んでいく上での生きる力や人格形成の基礎を築く出発点であり、原点です。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援や人口減少対策を推進していくことは、子どもや保護者が幸せを感じる社会の実現につながることはもとより、将来的社会の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会や地域全体の目標であり、共通の課題です。

その実現のため、家庭、地域、社会が全体で「酒田っ子」を育み、子育て中の家庭に寄り添い支えることにより、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じられるまち、すべての子どもが大切にされ健やかに成長できるまち、産み育てやすいまちの実現を目指します。

### 2 基本的視点

#### (1) 子どもの幸せを実現する視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、保護者と子どもがともに過ごす時間を充実できるような取り組みを進めます。

#### (2) 未来の社会の担い手育成の視点

子どもは未来の社会の担い手となるという認識の下に、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人に成長できるよう、幼児期から質の高い教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

#### (3) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みます。

#### (4) 保護者に寄り添う視点

保護者の子育てを社会が肩代わりするのではなく、寄り添い支えることにより、子育てに対して不安感や負担感、孤独感ではなく、喜びや生きがいを感じられるよう、子どもとともに親としての育ちも支えるための取り組みを進めます。

#### (5) 社会全体による支援の視点

事業者や地域社会を含めた社会全体で、様々な担い手の協働の下に対策を進めていきます。

## (6) 仕事と生活の調和の実現の視点

長時間労働など働き方の見直しや、育児休業、短時間勤務等の取得など、仕事と生活の調和の実現に向けて、社会全体で連携して進めていきます。

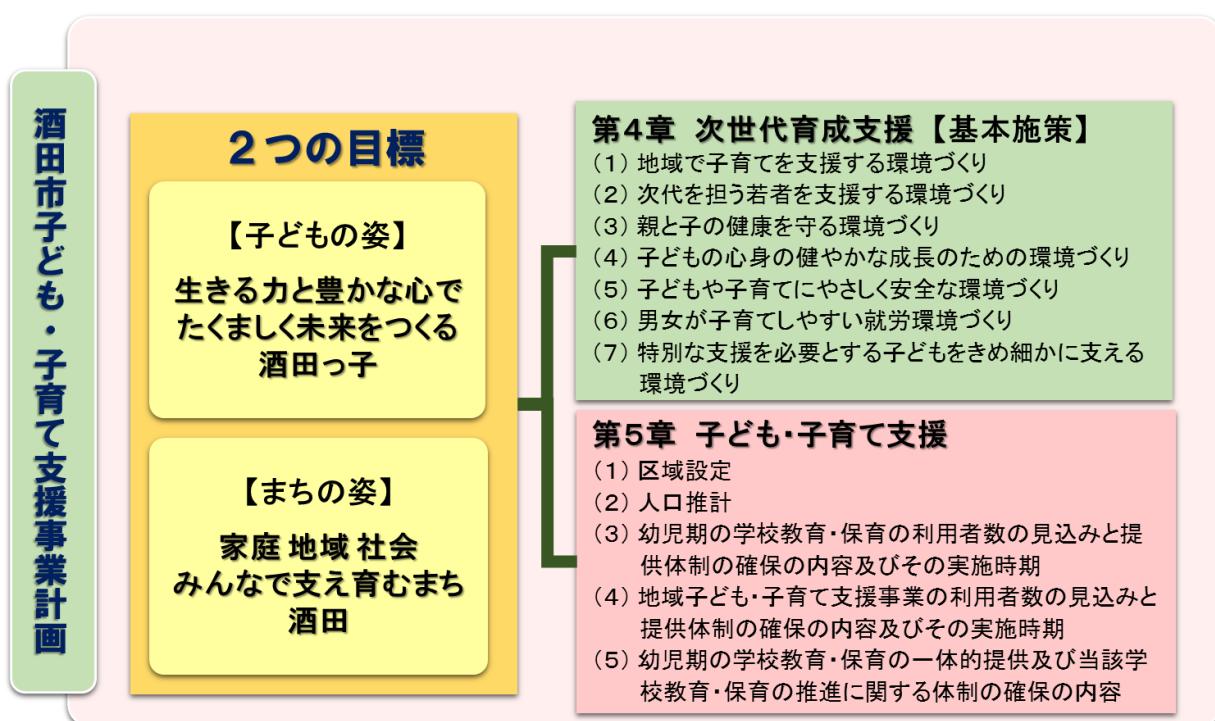
## (7) 地域特性の視点

市全体の現状と、市内の地域特性によるニーズの相違に配慮した取り組みを進めています。

## (8) 支援する側の人材育成の視点

子育てを支援する側の質を確保しより向上させていくとともに、将来的に継続した支援体制を確保するために、支援者の円滑な世代交代が図られるような取り組みを進めます。

## 3 計画の目標と体系



## 第4章 次世代育成支援

### 1 目標の具現化に向けた施策の展開

計画の目標を実現するために、以下に示す体系により施策を展開していきます。

#### (1) 施策の体系構成



#### 【基本施策】

目標実現のため、基本となる施策として位置づけたものです。位置づけに当たっては、国の行動計画策定指針を踏まえるとともに、子育てに関する施策は多方面に渡ることから広範な内容になっています。

#### 【施策の方向性】

基本施策を実施するに当たり、その進むべき方向性を示しています。

#### 【重点課題】

それぞれの施策の方向性ごとに、特に重点となる課題について明らかにしています。

#### 【具体的施策】

それぞれの重点課題ごとに、取り組むべき個々の施策を具体的に位置づけています。

#### 【数値目標】

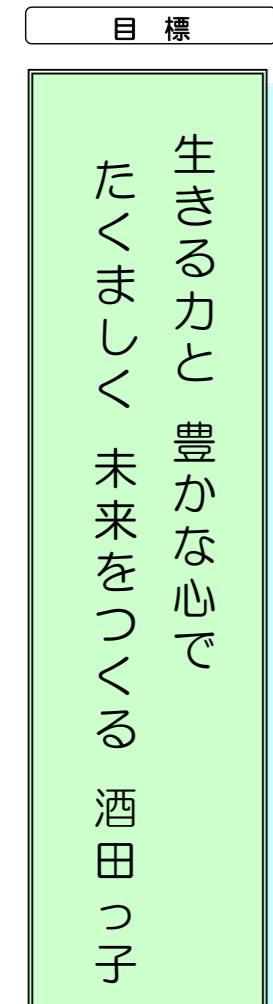
具体的な施策のうち、可能な限り定量的な目標値を設定しています。

### 2 基本施策

本計画の目標を実現するために、7つの基本施策を設定します。

- (1) 地域で子育てを支援する環境づくり
- (2) 次代を担う若者を支援する環境づくり
- (3) 親と子の健康を守る環境づくり
- (4) 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
- (5) 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり
- (6) 男女が子育てしやすい就労環境づくり
- (7) 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

## ◆子ども・子育て支援事業計画 施策の体系



### 3 具体的施策の展開

#### 基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

個人の価値観や就業形態、生活様式の変化などにより、子育てに関するニーズが多様化する一方、三世代同居の減少や地域との関係の希薄化などによって、育児の孤立化が懸念されています。

育児本やインターネットの普及などにより、マニュアル化された育児情報に触れる機会は多いものの、子どもの育ちは一人一人の個人差もあるため、書いてあるとおりにいかないことでかえって育児不安に陥る、という状況もしばしば見受けられます。

こうした状況を踏まえると、子育て中の保護者の負担感や不安感を解消していくためには、施設をはじめ地域や社会が全体で子育て支援を充実させるだけではなく、子育て中の保護者の気持ちをしっかりと受け止めてあげられる相談相手がいることや、気軽に相談できる窓口があるということも重要です。

また、ニーズ調査では、在宅で子育てをしている世帯の相談相手として「子育ての仲間」と回答した方が 29.4%（小学生を含む全体では 19.1%）と施設を利用する世帯に比べて高い割合となっています。保護者同士の「つながり」の中で、互いの体験談を交わしたり、一緒に子どもと遊んだりすることで、自分の中の子育てに少し寛容になれたり、子育てすることの自信を積み重ねたりすることにより、改めて我が子に肯定的に向き合える心の余裕を生み出すような環境づくりも必要です。

そのためには、関係機関や地域などが親子イベントや出張ひろばなどを開催することにより保護者の居場所づくりをさらに進めるとともに、互いに連携して実施や周知を図ることが必要です。

#### 施策の方向性 1 地域における子育て支援サービスの充実

平成 25 年 9 月に実施したニーズ調査によれば、子育てに関して「不安や負担を感じる」と回答した家庭は、就学前児童 2,575 世帯のうち約 40%、小学生 3,631 世帯のうち約 35% と高く、子どもが小さい家庭ほど子育てへの不安や負担が大きいと感じていることがうかがえます。また、不安や負担に感じている割合は過去の調査（平成 20 年：36.1%、平成 22 年：39%）と同様、4 割に満たない範囲で推移しています。

子育てに関しての不安や負担を感じる理由については、全体としては「出費がかさむ（62.1%）」という経済的な負担に関する声が最も多く、次いで「自分の時間が持てない（31.3%）」、「子育てによる身体の疲労が大きい（28.3%）」といった声が多くなっています。

《子育てに関する不安感や負担感》 (人、%)

区分	ある		あまりない		ない		不明・無回答		計	
未就学児	1,030	40.0	1,107	43.0	373	14.5	65	2.5	2,575	100.0
小学生	1,284	35.4	1,524	42.0	614	16.9	209	5.8	3,631	100.0
全体	2,314		2,631		987		274		6,206	
%	37.3		42.4		15.9		4.4		100.0	
H22 調査	38.9		42.6		16.1		2.4		100.0	

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

未就学児と小学生の結果は上位3つの順位は変わらないものの、子どもが成長するにつれて子育てに係る保護者の身体的疲労や自由時間の確保といった理由は減少し、逆に経済的負担感が増加（未就学児59.4%、小学生64.1%）しています。

また、未就学児のうち，在宅で子育てしている世帯では、不安感や負担感を感じる割合は42.8%と未就学児全体（40%）よりも高くなっています。理由では「出費がかさむ」（46.8%）と答えた割合が最も多いものの、割合としては未就学児全体（59.4%）に比べて低く、一方で「子どもから目が離せないため気が休まらない」（28.1%）と答えた割合が未就学児全体（17.4%）に比べて高くなっています。環境に応じて抱える悩みの内容も異なっています。

こうした子育ての不安や負担の相談相手については、全体としては「配偶者」が約77.3%と最も多く、H22年のアンケート調査に比べて9.5ポイント上回っています。続いて「配偶者以外の親族」（63.3%）が多いものの、H22年より5.3ポイント下回っています。H22年と比べて大きく伸びたのは「保育士・教師等」（26.3%）の14ポイント増と「近所の人、友人、知人」（52.6%）の13.4ポイント増です。一方で、「相談機能を持つ公的機関」の割合がH22年に比べて減少しています。今後、支援が必要な家庭の早期発見などの取組を推進する上でも、相談先の周知や相談しやすい雰囲気作りを進めていく必要があります。

気軽に相談できる場所としては、子どもが利用している施設の「保育園・幼稚園」（全体：51.9%）や「学校」（33.8%）などが多く、次いで「医療機関」（9.3%）、「子育て支援センター」（9.2%）が多い中で、「母子相談室」（6%）や「児童センター（交流ひろば）」（3.9%）と答えた方の割合がH22年より少なくなっています。

一方、在宅で子育てしている世帯では、「子育て支援センター」（18.5%）、「母子相談センター」（8.9%）、「児童センター」（8.4%）、「つどいの広場」（4.6%）と答えた方の割合が子育て中の世帯全体に比べて高くなっています。

相談できる場所については、子育て支援センターや児童センター、つどいの広場（以下、地域子育て支援拠点施設）を中心施設と位置づけ、それぞれの機能を活かした活動

を充実させていきます。特に子育てにより不安や負担を感じる割合の高い在宅で子育てしている世帯をターゲットに、保護者の子育ての負担軽減を図ることが必要です。

また、多様な悩みを適切な支援者に結びつけるための関係機関の連携を強めた体制づくりのほか、保護者同士がつながり交流し合う場所や保護者と子どもの居場所づくりも充実させる必要があります。

## 《気軽に相談できる人》

(人、%)

区分	配偶者	配偶者以外の親族	職場の人	保育所などの仲間	子育ての仲間	近所の人知人友人	相談機能を持つ機関	保育士、教諭等	相談できる人がいない
全体	4,501	3,686	2,260	1,848	1,113	3,066	94	1,530	370
% (全体)	77.3	63.3	38.8	31.7	19.1	52.6	1.1	26.3	6.0
% (在宅)	84.1	72.7	21.0	3.0	29.4	55.9	3.5	14.4	3.0
H22 調査 %	67.8	68.7	35.1	8.7	31.7	39.2	2.7	12.3	6.3

(人、%)

## 《気軽に相談できる場所》

区分	保育園 幼稚園 認定こども園	学校	医療機関	子育て支援センター	児童センター	学童保育所	母子相談室	つどいの広場	相談できる場所がない
全体	1,153	1,498	286	284	119	210	185	74	3,040
% (全体)	51.9	33.8	9.3	9.2	3.9	6.8	6.0	2.4	49.0
% (在宅)	20.8	1.3	8.4	18.5	8.4	0	8.9	4.6	46.8
H22 調査 %	55.1	17.0	15.0	9.4	8.1	3.6	13.2	3.0	47.7

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

## ◆重点課題 1 地域子育て支援機能の充実

夫婦共働き世帯だけでなく、専業主婦世帯やひとり親家庭などを含めたすべての子育て世帯への支援を行うため、地域子育て支援拠点施設などの機能を活かした相談体制の充実や、子育て中の保護者同士が交流できるイベントの実施やサークル活動のコーディネートを行うなど、地域における様々な子育て支援の充実を図ります。

## 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
1	育児相談窓口を周知します。	☆子育て支援課 健康課 NPO法人	拡充

	取組内容	実施主体	新規 拡充
2	地域子育て支援拠点施設などの育児相談や交流機能を充実します。	☆子育て支援課 NPO法人	拡充
3	地域子育て支援拠点施設、家庭児童相談室、市民健康センター、児童相談所、教育委員会、保育園、幼稚園、認定こども園等と連携し、子育て相談や情報交換活動を充実します。	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 学校教育課 認定こども園 NPO法人	拡充
4	家庭児童相談室の相談機能及び支援体制を充実します。	子育て支援課	
5	保育園、幼稚園、認定こども園における地域子育て支援拠点活動を充実します。	☆子育て支援課 地域 保育園、幼稚園 認定こども園	
6	保育園、幼稚園、認定こども園において未就園児童や保護者の支援に取り組みます。	☆子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	
7	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。	☆子育て支援課 地 域	
8	ファミリー・サポート・センターの機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。	子育て支援課	
9	地域子育て支援拠点施設へ利用者支援専門員の配置を検討します。	子育て支援課	新規
10	地域子育て支援拠点施設において活動を行うNPO法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	
11	子育て支援に携わる者の研修機会を充実します。	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	

## ◆重点課題 2 子育て支援ネットワークの強化

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を行うためには、関係機関が連携し、情報の共有化を図ることが重要になります。また、常に相談支援体制の質の向上を図るために、新たな視点で振り返ることも重要です。そのために、他団体との情報交換や合同研修を実施します。また、必要に応じて、家庭訪問事業などの連携も図りながら、切れ目のない支援を行います。

### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
12	交流ひろばを拠点に、子育て関連事業に対する総合的な支援を行います。	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人 地 域	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 3	地域子育て支援拠点施設、家庭児童相談室、市民健康センター、児童相談所、教育委員会、保育園、幼稚園、認定こども園等と連携し、子育て相談や情報交換活動を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 学校教育課 認定こども園 NPO法人	
13	妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、訪問や面談を行う体制のあり方を検討します。	子育て支援課 健康課	新規
再掲 10	地域子育て支援拠点施設において活動を行うNPO法人、子育てサークルなどの育成と活動への支援を行います。(再掲)	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	
再掲 11	子育て支援に携わる者の研修機会を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 民間団体 NPO法人	
14	主任児童委員や民生委員などの地域との連携による相互子育て支援体制を強化します。	子育て支援課	拡充
15	子育て支援に関する専用ホームページ(TOMONIなど)の内容の充実を図ります。	子育て支援課	
16	市ホームページ、子育てハンドブック、子育てカレンダー、父子手帳、乳幼児カレンダーでの情報提供を行います。	☆子育て支援課 健康課	拡充

### ◆重点課題 3 子育ての負担軽減

ニーズ調査では、子育てに対する不安や負担として「子育てで出費がかさむ」という経済的負担を理由に挙げた方が最も多かったほか、「時間的な自由がない」、「身体的な疲労」などの理由が続いており、日々の限られた時間の中で子どもの面倒を見るだけでなく、家事や仕事もこなさなければならない、という保護者の日々の苦労がうかがえます。

子育て中の保護者の負担を軽減するため、児童手当の給付や保育料、医療費の軽減などの経済的支援を図ります。また、一時預かりをはじめとする子育て支援や、子育てに関する知識やアドバイスなどの情報提供により、身体的・精神的負担や、不安やストレス等の軽減につながる各種事業を充実させ、子育てしやすい環境づくりを進めます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
17	子育て支援医療を充実します。	子育て支援課	拡充
18	ひとり親家庭等医療の給付を行います。	子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
19	児童手当の給付を行います。	子育て支援課 国	
20	保育園、幼稚園、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。	☆子育て支援課 国、県 保育園、幼稚園 認定こども園	
21	多胎児家庭へ支援員を派遣し、家事・育児を支援します。	子育て支援課	
再掲 8	ファミリー・サポート・センターの機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。(再掲)	子育て支援課	
22	一時預かり事業の充実と情報提供を行います。	☆子育て支援課 NPO法人 保育園	
23	短期入所生活援助（ショートステイ）事業などの支援制度を周知します。	☆子育て支援課 県	
24	子育て講演会による、育児に関する情報提供や知識向上のための取組を充実します。	☆子育て支援課 NPO法人	
再掲 7	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。(再掲)	☆子育て支援課 地域	

## 施策の方向性 2 子ども・子育て支援の充実

山形県は共働き世帯の割合が全国第2位の高さです。本市の共働き世帯の割合も、平成22年の国勢調査では53.5%と、全国類似都市（平均46.4%）に比べて高い数値になっています。こうした地域特性を反映して、幼稚園や保育園、認定こども園等への入園割合も高くなっています。平成26年5月1日時点で、就学前児童（0～5歳）の74.8%が何らかの施設に入園しており、3～5歳については97.5%が入園しています。

低年齢児童（0～2歳）の入園割合については、平成21年5月1日時点の40.4%に対して、平成26年5月1日時点では44.8%と増加しており、共働きの増加や産後の職場復帰の早期化がうかがえます。ニーズ調査における育児休業制度の利用状況は、出産時に働いていなかった母親を除いた割合で55.7%となっており、半数近い母親は取得できていない状況にあります。また、育児休業から復帰したときの子どもの月齢は6か月以内が半数を占めており、子どもが1歳になった時点で9割の母親が職場に復帰しています。

## 《各施設入所状況調査》 (平成26年5月1日現在) (単位：人)

児童の状況	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
児童総数	743	709	694	792	822	831	4,591
認可保育園	154	311	337	466	501	519	2,288
認定こども園	28	63	58	17	16	14	196
幼稚園	0	0	23	232	283	281	819
認可外保育園	7	24	26	13	5	4	79
広域委託保育園	3	2	6	2	6	5	24
はまなし学園	0	0	6	7	5	7	25
酒田特別支援学校幼稚部	0	0	0	0	1	0	1
通園児童計	192	400	456	737	817	830	3,432
入所率%	25.8	56.4	65.7	93.1	99.4	99.9	74.8

資料 子育て支援課作成（酒田特別支援学校幼稚部及び児童年齢は平成26年4月1日現在。）

## 《保育所年齢別入所人数》 (各年4月1日現在)

年齢	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	165	166	136	146	141
1歳	324	368	297	276	309
2歳	423	423	385	374	334
3歳	491	517	482	463	465
4歳	534	515	518	510	500
5歳	602	538	504	523	519
計	2,539	2,527	2,322	2,292	2,268

資料 「平成26年健康福祉の概要」（広域受託児童含む）

ニーズ調査では、未就学児のいる世帯の子育ての相談先として、保育園、幼稚園、認定こども園等の施設が上位を占めており、高い施設利用率を反映したものになっています。

このように、本市における子どもの育ちや保護者へのフォローについては、保育園、幼稚園、認定こども園などの施設が地域の中核を担っている状況にあります。

こうした地域特性の下に、本市のすべて子どもの健やかな成長を保障していくためには、すべての子育て世帯が必要量に応じて、保育園、幼稚園、認定こども園等を利用できる体制を確保し、幼児期の早い段階から専門的な教育・保育に触れさせる機会を充実

させる必要があります。また、職員の研修の機会や、処遇改善を充実させることにより、常に質の向上を図っていく必要があります。

また、保育園、幼稚園、認定こども園等の施設では、入園児の育ちの支援だけでなく、保護者の就労形態の多様化や、特別な支援が必要な子どもの支援など、子育て世帯の需要に応じて、「延長保育（預かり保育）」「一時預かり事業」「乳児、障がい児の受け入れ」などの子育て支援事業を展開してきました。

市でも「ファミリー・サポート・センター事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「病児・病後児保育事業」、「学童保育事業」などを推進してきました。

こうした子育て支援事業についても、共働き世帯だけでなく、すべての子育て世帯に必要な支援を提供できるよう、体制を整備とともに、機能の充実を図っていく必要があります。

#### 《希望どおりに利用できていない子育て支援事業（複数選択）》

区分	病児・病後児保育	一時預かり	延長保育 幼稚園の 預かり保育	休日保育	夜間保育	障がい児保育	学童保育
全体	448	327	395	383	224	23	224
全体% (できていない方のみ)	31.5	22.6	25.7	27.2	9.4	1.5	14.7
H22 調査% (できていない方のみ)	30.6	30.6	27.2	24.9	6.9	1.2	16.8
全体% (全回答者)	7.2	5.3	6.4	6.2	2.1	0.4	3.6
H22 調査% (全回答者)	6.8	6.8	6.0	5.5	1.5	0.3	3.7

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（子育て支援課）

ニーズ調査では、希望どおり利用できていない子育て支援施策については、「延長保育（幼稚園の預かり保育を含む）」や「一時預かり」、「学童保育事業」など、実施施設数を拡大しながら実施してきた事業については回答者の割合が下がりました。

しかし、実施に至らなかった「休日保育」や「夜間保育」については増加したほか、事業を開始した「病児・病後児保育事業」についても増加しています。

延長保育事業については、保護者の就労形態の多様化などに対応するために、保育園や認定こども園において実施する園を平成21年度から4園増やして平成26年度は20園で実施しているほか、すべての幼稚園で教育時間後の預かり保育を実施してきました。

これについては今後とも、子どもの視点から子育てしやすい就労環境の整備を図りながら、保護者の需要に応じて延長保育の実施園の拡大を検討する必要があります。

一方で、夜間保育については、特別な設備が必要であることや、夜間帯にずれた開所時間が施設経営面で安定した利用者を確保できるかなどの課題もあり、実施は難しい状況です。しかしながら、延長保育を長時間化するなど、より酒田の実情に見合う事業形態を模索しながら実施を検討していきます。

一時預かり事業の実施園は平成21年度から6園増加し、市の基準で実施している4園、園独自の基準で実施している12園、その他、つどいの広場で一時預かり事業を実施しており、今後も需要を見定めながら実施園の増加や休日の対応について引き続き検討していきます。

病児・病後児保育事業は、現在、病児対応施設が1箇所、病後児対応施設が1箇所あります。近年、利用者の需要は、病児対応施設に集中していることや、近隣市町との広域利用などを検討していることから、病児対応施設の定員の拡大や病後児対応施設の機能強化について、検討していく必要があります。

障がい児については、現在、認可保育所28園で受け入れをしています。一人一人の子どもの育ちにとって最善の支援がなされるよう、発達支援室や健康課等の関係部局と連携をとり、受け入れ体制の整備と細やかな調整を行っていきます。

ファミリー・サポート・センターにおいても、会員への研修などを行い、病後児の預かりにも対応している状況ですが、医療機関との連携づくりなど体制や機能の強化を図りながら、保護者が家庭環境に合わせて、送迎や預かりなど必要な支援を選択し、計画的に利用ができるような支援の整備と情報の提供が必要です。

### ◆重点課題 1 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

近年、酒田市では市全域で見た場合には待機児童がいない状態が続いている、場所を選ばなければいずれかの施設に入園することができる状況です。

しかしながら、少子化の急速な進行や、若い世帯が特定地域へ偏るなどし、郊外では子ど�数が減少していく中、市街地の施設に入園希望が集中するなどの課題もあります。

幼児期の教育・保育の提供にあっては、必要とするすべての世帯に提供量を確保するだけではなく、特に郊外における地域の利便性や、教育・保育の質を確保する上での適正な施設規模を維持していくことも必要です。

そのため、市立保育園の統合や民間（法人）移管を計画的に進めています。さらに、3歳以上なら保護者の就労等の状況によらず利用できる認定こども園への移行についても、国の動向を見ながら検討していきます。

また、特に市街地で込み合う乳児の保育需要に応えるため、事業所内保育所における従業員以外の子どもの受け入れについても検討するほか、施設に通園できない障がい児など特別な支援が必要な子どもを自宅で保育するなどの新たな事業形態の実施につい

ても、需要や実施可能な事業者の有無を見定めながら検討していきます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
25	市立保育園の民間（法人）移管を計画的に実施します。	子育て支援課	
26	保育需要に見合った保育園、幼稚園、認定こども園の定員の管理を行います。	子育て支援課	
27	老朽度の高い園舎等について耐震化も含め計画的に改修を進めます。	子育て支援課	
28	地域の利便性向上の観点から、認定こども園への移行について、国の動向を見ながら検討します。	子育て支援課	新規
29	認可外保育所の指導、支援を充実します。	子育て支援課	
30	事業所内保育事業をはじめ、新しい保育事業の形態について、実施を検討します。	子育て支援課	新規

#### ◆重点課題 2 施設における子育て支援の充実

近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、幼児期の教育・保育についても多様なニーズに対応した支援が求められています。また、保育園、幼稚園、認定こども園などの施設では、入園児の育ちや保護者の子育て支援に留まらず、地域に開放された施設として、地域の子育て中の保護者の相談機関としての役割や一時預かりの実施など、地域における子育て支援の拠点として機能してきました。

こうした施設における子育て支援は、今後も地域の子育て支援の中核として重要な役割を果たすことから、その取組みを推進するための支援を行っていきます。

#### 【具体的施策】

##### （1）低年齢児保育の促進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
31	産休・育休取得後などの年度途中の入所ニーズに対して適切に対応します。	子育て支援課	

## (2) 延長保育の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
32	多様な就労環境に対応した開設時間の検討を行います。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園	

## (3) 休日・長時間保育事業の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
33	休日保育事業の実施を検討します。	子育て支援課	
34	長時間の延長保育事業の実施を検討します。	子育て支援課	

## (4) 病児・病後児保育事業の検討と体調不良児対応の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
35	病児や病気回復期の児童の専用スペースによる保育を実施します。	☆子育て支援課 医療機関	
36	認可保育所等での体調不良児対応を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園	
37	子どもの看護休暇制度普及に向けた周知活動を行います。	☆子育て支援課 事業所 労働団体	
38	ファミリー・サポート・センターでの病児病後児の預かりの機能強化を検討、実施します。	子育て支援課	

## (5) 障がい児の教育・保育の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
39	保育園、幼稚園、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。	☆子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	
40	はまなし学園との二重籍を活用した交流保育を推進します。	子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	
41	保育園、幼稚園、認定こども園、児童相談所、家庭児童相談室、市民健康センター、発達支援室、特別支援学校等の関係機関の連携を強化します。	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 福祉課 認定こども園 (発達支援室)	
42	在宅での保育が必要な障がい児への実施体制を検討します。	子育て支援課	新規

## (6) 一時預かり事業の促進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
43	一時預かり事業の環境整備を支援し周知します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園 NPO法人	
44	幼稚園における預かり保育等への支援を検討します。	子育て支援課	

## (7) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

	取組内容	実施主体	新規 拡充
45	短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施します。	☆子育て支援課 県	

## (8) その他

	取組内容	実施主体	新規 拡充
46	保育園、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員が連携し、互いの子育て支援事業の内容の情報共有化を推進します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園 NPO法人	

**◆重点課題 3 子ども・子育て支援の質の向上**

子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育園や幼稚園、認定こども園では、これまで有資格者による専門性の高い教育・保育、預かり等の支援を提供するだけでなく、子どもと保護者、家庭を見守り育児相談なども行うことで、酒田の子どもの健やかな育ちに大きく貢献してきており、今後ともその期待される役割は深化・拡大していくことが予想されます。

本計画の理念である「酒田のすべての子どもの健やかな育ち」を将来にわたって保障していくためには、教育・保育や子育て支援に携わる職員の研修機会や処遇改善を充実させること等により、絶え間なく質を向上させていくことが重要です。

また、子どもの育ちが連続性を持っていることに留意し、小学校以降の生活や学習にスムーズに移行できるよう、保育園、幼稚園、認定こども園などの施設と小学校が連携し、合同研修の実施や目指すべき幼児期の教育・保育の内容のすり合わせなどの取組みも充実していく必要があります。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
47	「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の実践と推進を図ります。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園	
48	保育園、幼稚園、認定こども園などの研修内容の充実と、合同研修会の機会を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園	
49	酒田っ子すくすく育成会議を中心に、幼保小連携に向けた研修会等を充実します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園 学校教育課	

## 施策の方向性 3 子どもと保護者の居場所づくりの推進

小学生の人数は年々減少している中で、学童保育所の登録者数は増加しており、平成26年度は市内21か所の学童保育所で約1,100人が利用しています。共働き等により、子どもだけで留守番できないという状況に加え、友人との居場所づくりや異年齢交流も目的の一つになっており、放課後の小学生の居場所づくりが必要となっています。

## 《学童保育所の利用希望(小学生)》

区分	週1~4日	週5日	週6日	週7日	毎週土曜日も希望	月2回程度土曜日も	毎週日曜日も希望	日曜日も月2回	長期休業中	希望なし
希望人数	197 142	499 195	80 32	1 3	202	213	61	155	981	2,854 3,259
%	5.4 3.9	13.7 5.4	2.2 0.9	0.0 0.0	5.6	5.9	1.7	4.3	27.0	78.6 89.8

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課、上段:小学校低学年時の学童保育所の利用希望、下段:高学年時の利用希望)

ニーズ調査での保護者が望む子育て支援策では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を身边にもっと増やして欲しい」(47.6%)が最も多く、次いで「冬期間や雨天時に屋内で子どもたちが安心して遊べる施設をもっと増やして欲しい」(41.6%)が多くなっています。

過去のニーズ調査と比較すると、平成17年度のつどいの広場、平成18年3月の酒田市交流ひろばの開設により、回答割合は大きく減少していますが、依然として需要は高いことから、身近な場所を利用した地域との交流の場や、家族同士でくつろげる機会の創出が今後とも重要です。

また屋外の遊び場を求める声も多いことから、日和山公園の再整備などにより、子どもと保護者がのびのび遊べる居場所づくりを進めるほか、既存の資源についての情報提供も行います。

#### 《地域子育て支援拠点施設利用人数》

施設名	内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
親子ふれあいサロン (交流ひろば内)	一般利用(人)	54,008	57,177	54,391	49,409	49,350
	相談件数(件)	217	218	209	339	246
子育て支援センター (市内5か所)	一般利用(人)	16,585	18,476	16,464	14,923	18,579
	相談件数(件)	803	780	672	1,017	1,255
つどいの広場	一般利用(人)	7,998	9,136	11,417	10,099	9,450
	相談件数(件)	291	485	426	380	507

資料 「平成 26 年健康福祉の概要」(子育て支援課)

#### ◆重点課題 1 学童保育の充実

放課後の児童の居場所づくりについては、地域ニーズや小学校の統合計画を見据えて計画的な整備を進めます。また、多様化している保護者の就労環境に対応するため、開所時間の延長や長期休暇だけの利用、市街地の大規模学童保育所においては、児童が安全に、健康に過ごすためのグループ分けによる保育体制の整備等、地域性を考慮した運営内容について検討します。

加えて、地域で放課後の子どもを対象に遊びや体験学習などを行う放課後子供教室についても実施を検討し、子どもの居場所づくりと地域への愛着形成を図ります。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
50	地域の需要を捉えながら、学童保育所未設置地区への小規模学童保育所の設置を検討します。	☆子育て支援課 地域	
51	学童保育所の開所時間の延長や長期休暇のみの利用などの利用ニーズへの対応を検討します。	☆子育て支援課 地域 民間団体	
52	大規模学童保育所については、グループ分けによる保育を実施するともに、必要に応じて分割等を検討します。	子育て支援課	新規
53	学童保育所での環境整備による障がい児の受け入れを推進します。	子育て支援課	
54	学童保育指導員の資質の向上のための研修を充実します。	子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
55	学童保育所の耐震化などの整備を推進します。	子育て支援課	
56	放課後子供教室の実施について検討します。	子育て支援課 教育委員会管理課 社会教育課	新規

## ◆重点課題 2 地域の育児力の向上

地域の将来を担う子どもたちを支えるとともに、子どもたちが生まれ育った地域で暮らしたいと思うような地域にしていくためには、地域住民が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、子どもの育ちへの意識改革を図る必要があります。

また、核家族化が進む現状から、子ども同士や親子などの地域における居場所づくりを地域社会全体が連携・協力し合って確保していくとともに、保護者自身も地域の中で子育てを行い、地域の活動に子どもと参加し、体験を重ねていくことが重要です。

そのため、地域子育て支援拠点施設の利用推進を図るとともに、学校や保育園、幼稚園、地域にある既存の施設を活用した居場所づくりを推進していきます。

また、地域が積極的に子育てに関する取組みを実践できるように情報を提供し、保護者の意識啓発や支援の充実を図ります。

### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 12	交流ひろばを拠点に、子育て関連事業に対する総合的な支援を行います。(再掲)	☆子育て支援課 民間団体 N P O 法人 地域	
57	地域子育て支援拠点施設の周知と交流の場としての機能を充実します。	☆子育て支援課 N P O 法人	
58	保育園、幼稚園、認定こども園の地域の子育て支援拠点機能を果たすための取組みを推進します。	☆子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園	
再掲 7	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。(再掲)	☆子育て支援課 地域	
59	児童図書室の図書等の充実と、市内施設での様々な団体による読み聞かせを推進します。	☆図書館 N P O 法人 子育て支援課	
60	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。	図書館	
61	子育て支援の場、屋外の遊び場として、保育園、幼稚園、学校、自治会館、コミュニティセンター等の利用を推進します。	☆子育て支援課 学校教育課 まちづくり推進課	

	取組内容	実施主体	新規拡充
62	地域で行われる伝承遊び、伝統芸能の継承活動、スポーツ活動などの交流事業を支援します。	☆社会教育課 文化スポーツ振興課	
63	地域での子育て支援に対する学習機会の充実と、実践者の研修を実施します。	☆子育て支援課 社会教育課	

## ～ティーブレイク～



### 「認定こども園」

幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま、就学前の教育、保育に関するニーズに対して柔軟に対応し、下記の二つの機能を備える施設について、都道府県が認定する施設です。

- ① 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育の必要な子どもも教育のみを利用する子どもも受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- ② 地域における子育て支援機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

### 「地域子育て支援拠点施設」

乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所です。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とした施設です。

酒田市では下記の施設のことを指します。

- ① 親子ふれあいサロン（交流ひろば内）
- ② 地域子育て支援センター（酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬）
- ③ つどいの広場（にこっと広場、出張広場）

### 「ファミリー・サポート・センター」

保護者の就労環境の変化による多様な保育ニーズに対応するため、地域において、育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。酒田市では、500人以上の方が会員登録して利用しています。

《例えばこんなお手伝いができます》

- 保育施設の開始時間前および終了後子どもを預かること
- 保育施設までの送迎を行うこと（車での送迎のみの依頼は内容による。）
- 学校の放課後、学童保育終了後に子どもを預かること
- 子どもが軽い病気の場合などに、臨時的・突発的に終日子どもを預かること
- 会員の仕事と育児の両立に必要な援助
- この他、リフレッシュするため、自分自身の時間を持ちたい等の理由への援助

## 基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

少子化や核家族化などを背景として、子どもが乳幼児とふれあう機会が減少しています。

中学生などの早い時期から乳幼児とふれあう機会をつくるとともに、子どもの頃から生命の大切さ、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てるとの意義に関する教育・広報などを行うことにより、若者が将来の結婚や出産、子育てに対する関心を高め、それらも意識したライフプランを考えられるように、各分野が連携して支援をしていくことが重要です。

本市の人口動態の推移をみると、平成14年以降は毎年転出が転入を上回り、平成25年は497人の転出超過となっています。転出する理由は多様ですが、高校卒業後の進学や就職で転出する若者が多い実態にあります。本市の有効求人倍率は平成26年10月には1.46と近年好調となっているものの、若者を定着させるための雇用の場をより多く確保する必要があります。少子化対策を進めるうえで、若者の定住やU I Jターンなどがしやすい環境の整備が必要です。

また、本市のような地方都市においては、結婚し家庭を築こうとする若者が、その思いを実現できるようなきっかけづくりも重要な意味を持っています。若者の交流の場を創出し、地域に定着して子どもを生み育てるとの意義や子育ての楽しさが理解できるような機会を充実させ、父性・母性を育てることが必要です。

《高校卒業予定者就職内定率》 (ハローワーク酒田管内) (%)

区分	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年10月
県内	97.2	99.5	98.7	99.6	100.0	83.1
県外	100	100.0	99.4	100.0	99.4	91.2
計	98.5	99.8	99.0	99.8	99.8	86.0

資料：ハローワーク酒田

### 施策の方向性 1 子育ての喜びを実感できる環境づくり

若者が、子どもの頃から生命の大切さ、男女が協力して家庭を営むこと及び子どもを産み育てるとの意義を理解し、結婚や出産、子育てまでを意識した自身のライフプランを設計できるように、各分野が連携して効果的な支援を推進することが必要です。

そのためには、教育・広報・啓発のほか、中学生、高校生、大学生などが、実際に乳幼児と接することで、生命をつなぐことのすばらしさや子育ての喜びを実感できる機会を充実していくことが重要です。同時に、参加した乳幼児の保護者についても、子育ての体験談などを若者に伝える中で、改めて子育ての喜びを実感するとともに、子育てを介して社会貢献ができるという達成感も醸成することで、子育ての喜びの輪が広がって

いくようなまちづくりを推進します。

また、思春期の性に関する健全な意識の涵養を図り、合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

### ◆重点課題 1 思春期から生命の大切さ子育ての楽しさを伝える活動の充実

保育園、幼稚園、子育て支援拠点施設などにおいて、中学生・高校生・大学生が乳幼児やその保護者とふれあう機会を設定し、子育てを感じることができます。また、生命の大切さや親の子に対する愛情を感じることによって、自分を大切にし、周囲を理解する気持ち、相手を思いやる気持ちを持つことができるような活動を充実します。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充	
64	保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点施設などの、中・高校生、大学生を対象とした乳幼児とのふれあいの機会を充実します。	☆子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	社会教育課 健康課 学校	
65	中・高校生、大学生が企画・立案・実施する乳幼児と保護者向けのコンサートイベントを開催し、若者の子どもや子育てへの関心を高めます。	子育て支援課	新規	
66	看護師、幼稚園教諭、保育士などをを目指す学生への体験活動の場を提供します。	子育て支援課 健康課		
67	各学校と連携し、子育ての現状、健康づくり（生活習慣病、飲酒、喫煙、薬物乱用防止、ダイエット、性など）に関する情報を提供します。	☆健康課	学校教育課 学校	
68	各学校の取組に応じて、母子保健関連事業を学習の場に活用できる体制を整備します。	☆学校教育課 学校	健康課 子育て支援課	
69	男女が共同して子育てを行うことの意義や、喜びを理解するための学習機会を充実します。	☆子育て支援課 健康課 まちづくり推進課	学校教育課 学校	
70	父性、母性を育て、両性の理解を深めるための保健学習を充実します。	☆健康課 子育て支援課	学校教育課 学校	

### 施策の方向性 2 若者の生活基盤整備の支援

本市の雇用情勢は、近年回復傾向にあるものの若者の定着には至っていないため、雇用の場の確保などの施策が引き続き必要となっています。少子化対策においては若者の定住促進が重要であり、そのためには、新規学卒者のみならず、転職・再就職希望者、

U I J ターン希望者などが、本市で就労を希望する場合はそれが可能となるような施策や、就職による定着率を向上させる施策が必要です。若者が本市に定着し、経済的自立を図るには様々な課題がありますが、若者の経済的自立は、少子化対策を進めるうえで大きなポイントの一つであることを認識し、その支援策を講じていく必要があります。

さらに、都会で就職した場合と地元で就職した場合の生活水準を総合的に比較した場合、子育てしやすい環境など地元の生活が勝っている状況をPRし、若者やその保護者の意識啓発を図ることが重要です。

また、少子化の背景には、晩婚化・未婚化の影響が大きく、本市においても結婚を希望してもめぐり会う機会が少ないために結婚に結びつかない若者も多くいるのが現状です。そのため、市民活動団体などと連携し、若者が出会い、交流する場の機会創出の拡充に努めています。

就学については、地元外の大学や私立高校へ進学する場合も含め、保護者の経済的負担を軽減し、進学しやすい環境を整えていく必要があります。また、東北公益文科大学や産業技術短期大学校庄内校など、地元で高等教育、技術を学ぶことができることやその魅力についてPRを強化していくことも重要です。

### ◆重点課題 1 若者への就労支援

若者が本市において就労し、安定した生活を営むことができるよう支援に努めます。また、第1次産業後継者に対しては、経済的支援だけではなく、技術研修などの機会を充実させ将来に夢と希望が持てるように支援します。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
71	ハローワーク、若者就職支援センター、商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、若者への就労を支援します。	☆商工港湾課 事業所	
72	セミナーやインターンシップなどによる高校生の職業能力開発や適性にあつた職業選択への支援策を実施します。	☆商工港湾課 事業所	
73	U I J ターンを希望する若者への就労支援策を実施します。	☆商工港湾課 事業所	拡充
74	地元企業に対する高校生の理解を深めることにより、地元就職を促進します。	☆商工港湾課 高等学校 事業所	新規
75	U I J ターン就職を推進する企業に対して支援を行います。	☆商工港湾課 事業所	新規
76	地元企業育成や企業誘致による就業機会拡大を進めます。	☆商工港湾課 事業所	拡充
77	新規就農希望者への就農支援や農業後継者に対する技術研修などを支援します。	農政課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
78	漁業後継者の育成や活動を支援します。	農林水産課	
79	都会と地元での生活水準を総合的に比較した場合の地元のメリットについてPRし、若者や保護者の地元定着への意識啓発を図ります。	☆商工港湾課 政策推進課	新規

### ◆重点課題 2 男女の出会い、交流の場づくりへの支援

市民活動団体が行う出会い、交流の場を様々な媒体によって知らせることにより、結婚を希望する若者が積極的に参加できるよう支援に努めます。また、結婚サポートセンターを設置し、結婚サポーターによる男女の出会いの創出を支援するとともに婚活イベントを開催します。さらに、市民に対して様々な団体が実施する事業の一元的な周知を図り、オール酒田で結婚推進に取り組み、結婚につながるように努めます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
80	市民活動団体などによる若者の交流の場づくりを支援します。	☆まちづくり推進課 民間団体N P O法人	
81	結婚サポーターによる男女の出会いの機会を創出します。	まちづくり推進課	拡充
82	結婚サポートセンターが婚活イベントを主催し、出会いの場を創出します。	まちづくり推進課	新規
83	各総合支所が婚活イベントを主催し、出会いの場を創出します。	八幡・松山・平田 総合支所地域振興課	新規
84	農業青年出会い・交流創設事業を実施します。	農業委員会	

### ◆重点課題 3 就学に対する支援

私立高校や大学への進学に際して、保護者の経済的負担に対して支援します。また、国などの様々な就学支援制度の情報提供を行うことにより、保護者が家庭環境にあった制度を計画的に活用して教育を受けさせることができるように推進します。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
85	私立高等学校生徒授業料軽減事業、大学等修学支援事業を実施します。	教育委員会管理課	
86	就学に対する各種制度の周知と利用を促進します。	☆教育委員会管理課 学校教育課	

## 基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

本市では、少子化と核家族化が進む中、子どもを健やかに産み育てる健康支援として、妊婦や乳幼児を対象とした一般健診、歯科健診、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導の充実など、きめ細やかな対応に取り組んでいます。今後も一層の充実を図るために、母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を踏まえ、市民健康センターや地域子育て支援拠点施設などの関係機関が連携をとり、適切な対応をすることにより、安心して子どもを産み育てられる環境を整える体制づくりを強化します。

### 施策の方向性 1 安心して妊娠、出産ができる体制の整備

少子化が進行する以前の兄弟姉妹が多かった時代には、出産や育児は日常的に見られる光景であり、出産や育児に関する情報は親から子へ伝えられる機会も多くありました。それに対し、現在では、自分の子どもの出産、育児で初めて子どもと接する人も多くなっています。情報化が進み、妊娠や出産に関する情報も多種多様な方法で入手することができるようになりましたが、こうした情報過多とも言える環境の中で、かえって情報の選択が難しくなり、妊娠、出産、育児について不安や心配を抱え、時には混乱を引き起こす例が少なからず見受けられるようになっています。そういった不安等の解消を図るために、乳幼児健診の場を活用し、親への育児相談や指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

また、健康な母体保持のために、妊婦健康診査による健康チェック、健康相談などを用行うほか、母親と父親がお互いに理解し協力して、妊娠、出産、育児が楽しくできるような家族づくりも重要となっています。

### ◆重点課題 1 妊娠、出産を意識した健康管理の推進

自分自身の健康に関心を持って妊娠、出産を意識し、生涯を通じた健康管理ができるようにします。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
87	16歳以上40歳未満対象の若年者健康診査を実施します。	健康課	
88	若年女性への骨密度測定と骨粗しょう症の予防教育を実施します。	健康課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
89	健康診査事後指導教室を開催します。	健康課	
90	妊娠適齢期について正しい知識の普及を図ります。	健康課	新規

## ◆重点課題 2 安心して出産できるための各種施策の実施

安心して健やかな出産に臨めるように、母子健康手帳交付及び妊婦健康診査などの各種事業を行います。また、不妊治療を行う家庭への支援や、妊婦健康診査への助成継続など、妊娠、出産にかかる経済的支援を図ります。

### 【具体的な施策】

#### (1) 母子健康手帳を活用した事業の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
91	早期妊娠届出を周知徹底します。	健康課	
92	母子健康手帳活用の普及を図り、手帳交付時の相談を充実します。	健康課	
93	母子健康管理指導事項連絡カードの利用を普及します。	健康課	
94	喫煙が母体に及ぼす影響の説明を行います。	健康課	拡充
95	ハイリスク妊婦を把握し、訪問活動を推進します。	健康課	

#### (2) マタニティ教室を活用した事業の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
96	夫婦で協力して妊娠、出産、育児ができるような家庭づくりを支援します。	健康課	
97	歯科健診や栄養指導を通して健やかに出産できるように支援します。	健康課	

#### (3) 妊婦健康診査の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
98	妊娠届出の早期提出（満11週以内）による妊婦健康診査受診票を発行します。	健康課	

	取組内容	実施主体	新規拡充
99	妊婦健康診査標準回数14回分の助成を継続します。	健康課	
100	妊婦健康診査の定期受診を勧奨し、異常の早期発見を推進します。	健康課	
101	里帰り先で安心して妊婦健康診査を受けられるような体制を図ります。	健康課	

## (4) 妊産婦への相談、支援の実施

	取組内容	実施主体	新規拡充
102	ハイリスク妊婦への相談、支援を実施します。	健康課	
103	里帰り出産妊婦への相談、支援を実施します。	健康課	

## (5) 母子相談室の充実

	取組内容	実施主体	新規拡充
104	母子相談室を相談窓口として周知徹底します。	健康課	

## (6) 特定不妊治療（男性不妊治療も含む）に対する支援の充実

	取組内容	実施主体	新規拡充
105	特定不妊治療（男性不妊治療も含む）の周知を図っていきます。	健康課	
106	特定不妊治療費に対する助成拡大を求めていきます。	健康課 県	

## (7) 地域子育て支援拠点施設を利用した事業の実施

	取組内容	実施主体	新規拡充
107	マタニティビクス、ベビーマッサージなどの事業を実施します。	☆子育て支援課 NPO法人	

## (8) 医療機関の確保

	取組内容	実施主体	新規拡充
108	市内で出産ができる医療機関の充実を求めていきます。	健康課 県	

**◆重点課題 3 妊娠、出産、出産後の相談体制の充実**

出産後の育児に対する負担感などにより、「産後うつ」などの症状を呈する母親が少なくないと指摘されています。母子ともに健康に生活していくことができるよう、妊娠中から相談体制を充実し、早期から支援をしていきます。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
109	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施します。	健康課	
110	産婦訪問を実施し産後うつの早期発見、関係機関との連携を図ります。	健康課	
111	養育支援訪問事業を実施します。	☆子育て支援課 健康課	
112	乳幼児健康診査での育児相談を実施します。	健康課	
113	乳幼児健康診査の問診票を事前送付します。	健康課	
114	相談窓口の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	☆健康課 NPO法人 子育て支援課	
115	育児サークル活動の紹介を行います。	☆子育て支援課 健康課	

**◆重点課題 4 子育ての協力体制の充実**

子育ての負担や悩みを母親が一人で抱え込まないよう、子育て支援情報を周知するとともに、家族がお互いに協力し合い、子育てが楽しくできるような家族づくりを推進します。

子育て家庭の母親にとって、特に父親の理解・協力が大きな支えとなることから、父親へ父子手帳を交付することにより、妊娠期から出産、出産後の母親のケアや子どもの成長に合わせた父親の関わりについても支援していきます。また、遊びや絵本の読み聞かせなどの親子のふれあいを通して、親子関係の確立や親同士の交流を促進することで子育ての負担軽減を図ります。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
116	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスを周知します。	☆子育て支援課 健康課	
117	父子手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。	☆健康課 子育て支援課	新規
118	マタニティ教室への、夫、家族の参加を勧奨します。	健康課	
119	地域子育て支援拠点施設の事業や相談機能の紹介を行います。	☆子育て支援課 健康課	
120	地域子育て応援団事業の実施地域の拡大と事業の周知を図ります。	☆子育て支援課 地域	
121	3か月児健康診査で本に親しむ機会を提供するとともに保護者との愛着形成を図るためにブックスタート事業を実施します。	子育て支援課 健康課 図書館	
122	9か月児健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。	健康課	
123	1歳6か月児健康診査で小グループを対象に、心理相談員による子育ての講話を実施します。	健康課	
124	地域子育て支援拠点施設における事業と母子保健事業との連携を図ります。	☆子育て支援課 NPO法人 健康課	拡充

## ◆重点課題 5 男性の育児参加の推進

少子化の進行を背景に父親の子育て参加が呼ばれるようになり、近年では、「イクメン」と呼ばれる育児を積極的に率先して行う男性、育児を楽しんで行う男性が取り上げられています。

しかし、日本の父親の子育て参加の実態は諸外国に比べてまだ低水準です。その要因はさまざまですが、その中で最も大きいと考えられているのが、父親たちが子育てに対して見せる「受動的」な姿勢です。父親たちには、依然として子育てを妻から要求されて仕方なく手伝うものと考えている人も多いようです。

核家族化や地域との関係の希薄化などにより、妻は出産や育児に多くの不安を抱え、孤独な子育てを迫られています。夫が積極的に子育てに参加し理解を深めていくための取組を行います。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
125	父親の育児理解と育児力向上のための学習機会を充実させます。	☆子育て支援課 NPO法人健康課	
126	地域子育て支援拠点施設において、親子の遊び方教室など父と子が参加できる事業を充実します。	☆子育て支援課 NPO法人	
再掲 117	父子手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。(再掲)	☆健康課 子育て支援課	新規
再掲 118	マタニティ教室への、夫、家族の参加を勧奨します。(再掲)	健康課	

## ◆重点課題 6 外国籍をもつ保護者などへの支援の充実

言葉や生活習慣の違う外国籍の妊産婦が、安心して妊娠中の時期を過ごし、出産を迎えるようにするとともに、子どもが健やかに成長できるように支援します。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
127	外国籍の妊産婦への家庭訪問を実施します。	健康課	
128	外国語版母子健康手帳の有効な活用を図ります。	健康課	
129	ボランティア通訳の利用を促進します。	☆健康課 まちづくり推進課	
130	まちづくり推進課との連携により、情報の共有化と支援活動を実施します。	☆健康課 まちづくり推進課	

## 施策の方向性 2 親子の健康の増進

子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、親の願いであるとともに社会の願いでもあります。子どもの発育、発達に応じた支援を行い、子育てを通じ、親同士、子ども同士が互いにふれあい、成長を喜び合い、悩みを相談し合える環境づくりを進めていく必要があります。また、子育てを通して、健康に対する基礎知識を得て、自分らしい健康づくりが主体的に実践でき、豊かな人生を歩む基礎をつくっていけるよう支援を行います。

## ◆重点課題 1 子どもの成長に合わせた支援体制の充実

子どもの健やかな成長のために、成長段階に応じた各種健康診査や予防接種を実施し、健康診査後のフォローアップ体制を充実します。家庭や保育園、幼稚園等への訪問を通して、

発達に課題のある子どもや種々の問題を抱えている家庭（ハイリスク家庭）を早期に把握し、関係機関が連携して支援を行います。

#### 【具体的施策】

##### （1）健康診査、健康相談等の実施

	取組内容	実施主体	新規 拡充
131	3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査、9か月児健康相談、2歳児歯科健診を実施します。	健康課	
再掲 121	3か月児健康診査で本に親しむ機会を提供するとともに保護者との愛着形成を図るためにブックスタート事業を実施します。（再掲）	子育て支援課 図書館	健康課
再掲 122	9か月児健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。（再掲）	健康課	
132	1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査でのブラッシング指導や虫歯予防の情報提供、栄養指導を実施します。	健康課	
133	乳幼児健康診査・健康相談時の問診票の活用により、ハイリスク家庭を早期把握し関係機関との連携を強化します。	健康課	

##### （2）予防接種

	取組内容	実施主体	新規 拡充
134	各種予防接種（個別接種）を実施します。	健康課	
135	接種率の向上促進に向けた健康診査等での予防接種状況の確認と勧奨、個別通知による勧奨を行います。	健康課	
136	予防接種に関する正しい情報を提供します。	健康課	
137	任意接種のワクチン接種に対する助成について検討します。	健康課	

##### （3）健康診査後のフォロー

	取組内容	実施主体	新規 拡充
138	1歳6か月児健康診査要フォロー児教室（ひよこ教室）、3歳児健康診査要フォロー児教室（にこにこ教室）での発育相談と育児相談を実施します。	健康課 子育て支援課 教育委員会	福祉課 (発達支援室)

## (4) 新生児・乳児・幼児訪問

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 109	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施します。（再掲）	健康課	
139	出生届出の際の出生連絡票提出を周知徹底します。	健康課	

## (5) 保育園・幼稚園等訪問

	取組内容	実施主体	新規 拡充
140	地区担当保健師などによる、園訪問での発育・発達相談を実施し、関係機関の支援連携を強化します。	☆健康課 福祉課 子育て支援課（発達支援室）	拡充
141	事業所内保育所、認可外保育所における訪問活動を検討します。	☆健康課 福祉課 子育て支援課（発達支援室）	

## (6) 療育支援

	取組内容	実施主体	新規 拡充
142	フォローの支援体系図を作成して役割分担を明確にし、支援を充実します。	☆福祉課 健康課 (発達支援室) 子育て支援課	
再掲 111	養育支援訪問事業を実施します。（再掲）	☆子育て支援課 健康課	
143	発達障がいに関する相談会を実施します。（あそびの教室等）	☆福祉課 子育て支援課 (発達支援室) 健康課 はまなし学園	拡充

**◆重点課題 2 安心して子育てができる体制の整備**

子どものいる家庭にとって、子どもの病気、特に突発的な病気やけが、事故などの際に、速やかに対応できる環境が必要です。地区医師会、地区薬剤師会、日本海総合病院などと連携しながら、より一層の小児救急医療体制の充実を図り、安心して子育てができる体制の整備に努めています。

## 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
144	日本海総合病院の救命救急センターの救急体制の充実を図ります。	健康課	
145	一次救急医療と初期小児救急医療体制を充実します。	健康課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
146	休日診療所を充実します。	健康課	
147	子育て支援拠点施設などでの子どもの事故防止と応急処置についての学習機会を設定します。	☆子育て支援課 健康課	
148	乳幼児健康診査や家庭訪問の場を活用した、発達段階に応じた事故防止法を啓発します。	健康課	

### ◆重点課題 3 家庭での生活習慣の確立

近年、大人の生活リズムに子どもを巻き込んでいる例や、子どものうちから生活習慣病に罹っている例が少なからず見受けられます。家庭において、子どものリズムに合わせた生活や食習慣を確立することが必要となってきています。保護者に対して、子どもの健やかな成長のためには家庭における正しい生活習慣の確立が不可欠であることを認識してもらうため、様々な機会を通して生活指導や情報提供を行います。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
149	乳幼児健康診査、マタニティ教室、訪問活動での生活習慣確立のための助言や指導を実施します。	健康課	
150	妊娠や出産を契機とした、妊婦や家族の生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	健康課	
151	食生活改善推進員の活動を通じた、食生活を含めた生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	☆健康課 地域	
152	地域子育て支援拠点施設、幼稚園、保育園等での、家庭の望ましい生活習慣確立の啓発と情報提供を行います。	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 認定こども園	

### 施策の方向性 3 食育の推進

ライフスタイルの多様化などに伴い、私たちの食生活は子どもから大人まで大きく変化してきています。近年は、偏食や不規則な食事による栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全性への意識の高まりなど、食をめぐる環境も変化しています。

本市では、平成24年度に、市民一人一人が、酒田の食の恵みを大切に健やかな心と体づくりを目指すことを目的に、「酒田市食育・地産地消推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、個々の家庭や子どもたちが、食に感謝し家族一緒に楽しく食事をしながら、食に対する関心や重要性について理解を深め、正しい食生活を身につけることを推進します。また、学校、保育園等では、給食献立に地元産食材や郷土料理を取り入れることにより、事業を効果的に展開し、食育の役割についての意識の啓発や、食育に関する指導体制の整備を図ります。

### ◆重点課題 1 家庭と保健、教育、福祉等との連携による食育の推進

朝食欠食等の食生活の乱れや思春期やせ症に見られるような、心と身体の健康問題が子どもたちに生じています。乳幼児期からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけ、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、福祉、保健、教育や農業などの様々な分野が連携して、各ライフステージに応じた食生活指針を参考に、家庭で影響を受けやすい乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。また、地域子育て支援拠点施設や保育園、幼稚園、認定こども園等では、クッキング等の子どもの体験活動の取り組みを進めています。

さらに、低出生体重児の増加等を踏まえ、母体の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。

#### 【具体的の施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
153	「家族団らんの日」を推進し、食に感謝し食を楽しむ意識の啓発活動と体験活動を行います。	☆農政課 地域	
154	保育園、幼稚園、認定こども園、学校等での郷土料理を取り入れた献立づくりや地元食材を使った給食を実施し、食や郷土への関心を高めます。	子育て支援課 教育委員会管理課 保育園、幼稚園 認定こども園	
155	地域子育て支援拠点施設での食育講座や食に関する学習機会を拡充するとともに、情報提供を行います。	☆子育て支援課 農政課 健康課	
156	マタニティ教室などでの栄養と食に関する学習と情報提供を行います。	健康課	
157	保育園、幼稚園、認定こども園、学校等での食に関する体験活動を行います。	☆農政課 子育て支援課 学校教育課 保育園、幼稚園 認定こども園	
158	栄養教諭による巡回指導を行い、食に関する学習の機会の充実を図ります。	教育委員会管理課 学校教育課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 151	食生活改善推進員の活動を通じた、食生活を含めた生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。(再掲)	☆健康課 地域	

## ～ティーブレイク～



### 「家族団らんの日」

山形県では毎月19日を家族団らんの日としています（国では「食育の日」）。家族そろって食卓を囲めるような気運を醸成するべく、早めの帰宅を促すなどしています。

### 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」

原則として、生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を対象とし、家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行い、相談に応じ、助言・援助を行うものです。平成20年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、法定化されました。市町村が登用する訪問者として、保育士、看護師、母子保健推進員、児童委員等があげられます。また、この事業は社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられています。

### 「養育支援訪問事業」

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果やその他により把握された、養育支援を特に必要とする児童や養育者を対象とし、家庭を訪問することにより、適切な養育が行われるよう養育に関する指導、助言その他必要な支援を行うものです。平成20年の児童福祉法等の一部を改正する法律により、法定化されました。市町村が登用する訪問者として、保育士、看護師、児童指導員等が上げられます。また、この事業は社会福祉法における第2種社会福祉事業に位置づけられています。

## 基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、子どもの発達の連續性に留意し、子ども自身が個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるような環境づくりが必要です。

特に乳幼児期は、身近な大人とのしっかりととした関わりを通して、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるとともに、遊びを中心とした生活の中で様々な活動を経験することにより、自発的な活動や、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力といった基本的な生きる力を獲得する重要な時期です。

また、小学校就学後の学童期は、幼児期に獲得した基本的な生きる力を基に、「確かな学力」を育むとともに、様々な体験を通じて「豊かな心」や「健やかな身体」をバランスよく育んでいくことが必要です。さらに、次代の社会の担い手を育成する観点から、非行や有害環境から子どもを守る健全育成にも力を入れることにより、社会性も養われるよう支えていくことが重要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障するためには、家庭教育への支援をはじめ、幼稚園、保育園、認定こども園、学校などの施設環境の整備に加え、子どもと関わる人材の育成についても力を入れ、子どもたちに常に質の高い支援が提供できる環境を整備する必要があります。また、一人一人の個人差があることにも留意しながら、特に特別な支援を必要とする子どもの育ちをサポートできる環境も整備する必要があります。

### 施策の方向性 1 子どもの生きる力の育成に向けた環境の整備

子どもが、その後の人生で必要な「生きる力」を育むためには、乳幼児期のしっかりととした愛着形成を通して得られる他者への基本的な信頼に基づき、自己肯定感を持って他者と関わる中で、ことばや環境への自発的な探求心を獲得していく過程が重要です。

そして、自発的な探求心や健やかな心と身体を基に、小学校入学後は自分で課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の基礎となる「確かな学力」、自分を律しつつ、他人と協調し、思いやりの心をもてる「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな身体」の三つをバランスよく育んでいくことが必要です。

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、幼児期からの切れ目のない学校教育・保育の環境整備に努めていきます。

### ◆重点課題 1 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎をつくる、とても大切な時期です。酒田市では3歳以上の子どもはほとんどが幼稚園や保育園、認定こども園などの施設を利用している状況を踏まえ、すべての子どもたちの健やかな成長に向けて、幼稚園や保育園などにおける学び

の充実を図るとともに、小学校も一体となって指導者の研修や情報交換、体験入学などを行い、一貫して成長を支えることができるようとする体制づくりを進めます。

また、幼児教育充実のため、地域の実情を考慮して、幼稚園や保育園などと小学校との連携を推進し、卒園後的小学校教育及び生活への円滑な接続を図ります。

### 【具体的施策】

#### (1) 教育活動の充実

	取組内容	実施主体	新規拡充
159	職員の資質向上のための、各種研修の充実と研修機会を拡充し取組内容ます。	☆子育て支援課 学校教育課 保育園、幼稚園 認定こども園	
160	年間指導（保育）計画による心をはぐくむ教育を充実します。	子育て支援課 ☆学校教育課 保育園、幼稚園 認定こども園	
161	子どもの基礎的運動能力の向上を図ります。	子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	
再掲 39	保育園、幼稚園、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。 (再掲)	☆子育て支援課 保育園、幼稚園 認定子ども園	

#### (2) 子育て支援の充実

	取組内容	実施主体	新規拡充
162	幼稚園、保育園等の幼児教育機関としての機能を拡充し、保護者への家庭教育の重要性についての講座と啓発活動を行います。	☆子育て支援課 学校教育課 保育園、幼稚園 社会教育課 認定こども園	
再掲 20	保育園、幼稚園、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 国 保育園、幼稚園 認定子ども園	

#### (3) 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校の連携の充実

	取組内容	実施主体	新規拡充
163	幼保小指導者研修を充実します。	☆子育て支援課 学校教育課 保育園、幼稚園 認定こども園	
164	教職員の情報交換を密にした、教育・保育のあり方の共通理解を促進します。	☆子育て支援課 学校教育課 保育園、幼稚園 認定こども園	

	取組内容	実施主体	新規拡充
165	幼児と児童の交流の取組を促進します。	☆子育て支援課 学校教育課	
166	幼稚園、保育園、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ります。	☆子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園 学校教育課 福祉課 (発達支援室)	新規
167	小学校から中学校への円滑な接続を図ります。	学校教育課 子育て支援課 福祉課 (発達支援室)	新規

## ◆重点課題 2 確かな学力の育成

子どもたちが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進します。

### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
168	個々の児童生徒に適応した、早期の就学指導を推進します。	学校教育課	
169	ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導、教科担任制の導入を推進します。	学校教育課	
170	コンピュータ教育充実のための計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。	学校教育課	
171	子どもが気軽に楽しみながら科学を体験する学習機会（科学教室、ものづくり塾など）を充実します。	学校教育課	
172	専門的知識や経験を有する企業や民間団体などの多様な教育資源の活用を図ります。	学校教育課	
173	外国人講師の積極的な活用を図ります。	学校教育課	
174	発達障がいのある児童生徒への教育支援を充実させます。	学校教育課	新規

## ◆重点課題 3 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもたちの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組みを充実します。また、いじめ、少年非行などの問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域及び関係機関との間

のネットワークづくりを進めます。

### 【具体的施策】

#### (1) 体験学習、道徳教育の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
175	児童生徒の主体的企画運営による多様な体験活動を充実します。	学校教育課	
176	専門家や本物の芸術にふれる機会、発表の機会等を積極的に創出します。	学校教育課	
177	道徳教育の充実と「公益の心」の涵養を図ります。	学校教育課	拡充
178	生活体験、自然体験、職場体験などの体験学習活動を充実します。	学校教育課	
179	様々な価値観をお互いに受容し、認め合えるような社会意識を醸成するための啓発活動を展開します。	学校教育課	
180	学校教育と社会教育及び家庭教育の連携を推進します。	☆学校教育課 地域 社会教育課	

#### (2) 生徒指導対策の推進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
181	生徒の自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高める生徒指導を推進します。	学校教育課	拡充
182	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。	学校教育課	拡充
183	適応指導教室の効果的な運営を図ります。	学校教育課	
184	教育相談担当者の研修機会を充実します。	学校教育課	拡充
185	スクールカウンセラーの効果的な活用体制を整備します。	学校教育課	
186	発達障がいに対する支援を充実します。	☆学校教育課 福祉課 健康課 (発達支援室)	
187	酒田市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止に努めます。	学校教育課	新規

## (3) 豊かな心を育む読書活動の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 59	児童図書室の図書等の充実と、市内施設での様々な団体による読み聞かせを推進します。(再掲)	☆図書館 N P O 法人 子育て支援課	
再掲 60	児童の読書普及を図るための図書館ボランティア活動へ支援します。(再掲)	図書館	
再掲 122	9か月健康相談での親子遊びや本の読み聞かせを推進する活動を実施します。(再掲)	☆健康課	
188	乳児期から本に親しむ機会を提供するとともに、保護者との愛着形成を図ります。	子育て支援課 健康課 図書館	新規

## (4) 国際性を育む教育の推進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
189	A L Tの小学校への派遣を促進します。	学校教育課	
190	国際理解のための外国人との学習機会の拡大と外国語教育を充実します。	☆学校教育課 まちづくり推進課	
191	子どもの国内・国際交流活動の推進に対する継続的な支援を行います。	☆学校教育課 まちづくり推進課	
192	幼児から小学生までを対象に英語を使った遊びの教室を開催し、英語や国際社会への関心を育みます。	まちづくり推進課	新規

## (5) 情報化に対応した教育の推進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 170	コンピュータ教育充実のための計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。(再掲)	学校教育課	
193	メディアへの過度な依存による弊害について啓発し、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。	☆学校教育課 社会教育課	

## (6) 青少年のボランティア活動の推進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
194	小学生、中学生、高校生自身によるボランティア活動の推進と地域などで展開される市民活動への参加を促進します。	☆学校教育課 まちづくり推進課 社会教育課 N P O 法人	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
195	「公益の心」を育むため、東北公益文科大学などの関係機関との連携を強化します。	☆学校教育課 まちづくり推進課 社会教育課 NPO法人	
196	地域子育て支援拠点施設でのボランティア活動の積極的な受け入れを行います。	☆子育て支援課 NPO法人	
197	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。	都市計画課 まちづくり推進課	

## (7) 芸術に親しむ機会の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
198	青少年を対象にした質の高い鑑賞機会の充実を図ります。	文化スポーツ振興課 学校教育課	新規
199	幼児期から大学生までを対象に、一流の芸術文化に触れる体験型事業を実施します。(新日本フィルハーモニー交響楽団コンサートリハーサル体験、希望ホールスタンウェイピアノ演奏体験事業など)	文化スポーツ振興課	新規
200	コミュニケーション能力を高め、生きる力を育むことを目指した事業の充実を目指します。(コンテンツポラリーダンス事業等)	文化スポーツ振興課	新規

**◆重点課題 4 健やかな身体の育成**

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善を図ります。子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善や充実を図るなど、学校におけるスポーツ環境を充実させます。

**【具体的施策】**

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 161	子どもの基礎的運動能力の向上を図ります。(再掲)	子育て支援課 認定こども園 保育園、幼稚園	
201	親子が一緒に楽しめる親子スポーツ教室を充実します。	文化スポーツ振興課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
202	スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上を図ります。	文化スポーツ振興課	
203	総合型地域スポーツクラブの普及促進を図ります。	文化スポーツ振興課	
204	予約管理システムを活用した施設情報やスポーツ教室などの情報提供を推進します。	文化スポーツ振興課	

## ◆重点課題 5 安全・安心な学校環境の充実

少子化の影響により児童・生徒数が減少していますが、学校の適正な規模を確保し、教育環境と学校活力を維持するため、地域と十分に話し合いをしながら学区改編や統合再編を進めます。

また、子どもに安全で安心な学校環境を提供するために、学校施設の整備を推進するとともに、各学校が家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組みを継続的に行います。

### 【具体的な施策】

#### (1) 学校規模の適正化

	取組内容	実施主体	新規 拡充
205	学校規模の適正化を進め、教育環境の整備を図ります。	☆教育委員会管理課　　学校教育課	

#### (2) 学校教育施設の充実

	取組内容	実施主体	新規 拡充
206	老朽化している校舎及び体育館などの整備を行います。	教育委員会管理課	
207	学校施設の耐震化など災害に対する安全対策に取り組みます。	教育委員会管理課	

#### (3) 地域と一緒にとなった安全体制の拡充

	取組内容	実施主体	新規 拡充
208	見守り隊連絡協議会での研修機会の設定と活動を充実します。	学校教育課	
209	危機管理の徹底と家庭や地域の声を反映した学校運営を推進します。	学校教育課	

## 施策の方向性 2 家庭や地域の教育力の向上

核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されています。

特に家庭は、子どもが保護者との関わりを通じて他者への信頼や自己肯定感を獲得していく場であり、教育が始まる場所と言えます。子どものより良い育ちのためにも、子どもの成長に合わせた保護者の関わりをしっかりと支援していくことが重要です。

また地域は、遊びやスポーツ、地域活動などの様々な体験やふだんの関わりを通じて、子育て世帯に寄り添い、地域の中で子どもを育てるとともに、地域への愛着を醸成していくことが重要です。

そのため、家庭・学校・幼稚園・保育園・認定こども園などの施設、地域がそれぞれの役割、責任を自覚し、連携、協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力を高める必要があります。

### ◆重点課題 1 家庭教育への支援の充実

家庭の教育力を高めるため、子育てに関する学習機会や情報の提供を行うとともに、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行います。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援など、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ります。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
210	乳幼児健診や地域子育て支援拠点施設の事業など、多くの親が集まる機会を利用した、家庭教育に関する学習機会を充実します。	☆子育て支援課　社会教育課 健康課	
211	「親育ち」を目的に、小・中学生を持つ保護者向けに学びの機会を提供することで家庭教育を支援します。	社会教育課	新規
212	地域子育て支援拠点施設での、育児相談や子育て家庭の交流機能を充実します。	☆子育て支援課　N P O法人	
再掲 9	地域子育て支援拠点施設などへ利用者支援専門員の配置を検討します。(再掲)	子育て支援課	新規
213	子育てに関する活動を行うN P O法人、ボランティア団体への支援と協力を行います。	子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 3	地域子育て支援拠点施設、家庭児童相談室、市民健康センター、児童相談所、教育委員会、保育園、幼稚園、認定こども園等と連携し、子育て相談や情報交換活動を充実します。	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 学校教育課 認定こども園 NPO法人	
再掲 188	乳児期から本に親しむ機会を提供するとともに、保護者との愛着形成を図ります。(再掲)	☆子育て支援課 健康課 図書館	新規
214	小(6年生)・中学生を対象に乳児と母親とのふれあいを通して、家族の愛情に育まれ成長してきたことの喜びを感じてもらうことで、自己肯定感と生命の大切さを実感してもらい、切れ目のない家庭教育支援を推進します。	社会教育課	新規

## ◆重点課題 2 地域の教育力の向上

子どもたちの「生きる力」を社会全体で育んでいくために、コミュニティ振興会や自治会、子ども会、市民活動団体などの地域住民や関係団体の協力の下、本市の豊かな自然環境を活かした多様な体験活動の機会の拡充、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成など、子どもたちの多様なニーズに応える地域環境づくりを進めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、空き教室等の活用や地域で学校を支える体制づくりの推進、農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の提供などにより、活力ある地域づくりにもつなげていきます。

### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
215	地域での教育力向上に関する各種講座、地域の人材を活かした事業などの充実を図ります。	☆社会教育課 地域 子育て支援課	
再掲 7	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。(再掲)	☆子育て支援課 地域	
216	地域子育て支援拠点施設、保育園、幼稚園などの専門的機能を地域活動へ活用します。	☆子育て支援課 NPO法人 保育園、幼稚園 認定こども園	
217	地域の遊び環境づくりの人材養成、ボランティアグループの育成を支援します。	☆社会教育課 まちづくり推進課 子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規拡充
218	緑の少年団、海洋少年団などの育成を支援します。	☆社会教育課 農林水産課	
再掲 201	親子が一緒に楽しめる親子スポーツ教室を充実します。(再掲)	文化スポーツ振興課	
再掲 202	スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上を図ります。(再掲)	文化スポーツ振興課	
再掲 203	総合型地域スポーツクラブの普及促進を図ります。(再掲)	文化スポーツ振興課	

### ◆重点課題 3 健全育成指導者の養成

子どもの健全育成は、家庭に基礎を置きながら、学校や地域でも支える必要があります。特に、地域において、子どもたちが健全育成に関わる団体の活動に参加することは、異年齢との交流、ボランティア活動などの体験を通し、ルールを守り他者を思いやるといった社会性を身につけていくうえで有意義であり、その活動に関わる指導者の役割も大きなものがあります。そういう指導者の質の向上のために、各団体との連携を強め、指導者の育成を支援していきます。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
219	子どもたちの健全な育成を目指す子ども会育成会活動を充実します。	社会教育課	
220	青少年団体、児童育成関係団体・機関との連携による各団体のリーダーや指導者の育成を行います。	社会教育課	

### 施策の方向性 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力などの過剰な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフトなどが販売されていることに加え、テレビ、インターネットなどのメディア上の性や暴力に関する有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念されており、関係機関、関係団体、PTA、ボランティアなどの地域住民と連携・協力をし、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要があります。

また、スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する福祉犯被害等が問題となっていること

を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）等に基づき、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、青少年がインターネットを適切で安全・安心に利用できるようにするため、保護者に対するフィルタリング等の普及啓発を推進する必要があります。

さらに、子どものネット依存に加えて、保護者自身のネット依存により、子どもとの遊びやかかわりの希薄化も懸念されます。こうした各種メディアへの過度の依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、家庭、学校及び地域における情報モラル教育を推進していきます。

### ◆重点課題 1 関係機関、団体や地域との連携による有害環境対策の推進

有害環境から子どもたちを守るためにには、地域社会全体の取組みが必要なことから、関係機関や団体、地域が連携して有害環境を除去していく活動を展開します。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
221	関係機関、団体や地域との有害環境を除去する活動の連携を強化します。	☆学校教育課 民間団体 社会教育課 地域	
222	子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリング・ソフト又はサービスの普及促進を図ります。	☆学校教育課 社会教育課	
223	メディアへの過度な依存による弊害や、地域、学校、家庭における情報モラル教育の啓発を推進します。	☆学校教育課 地域 社会教育課	
224	青少年指導センターにおける、青少年の育成と問題行動や非行未然防止の指導、相談業務を充実します。	学校教育課	
225	有害な自動販売機や広告物、図書の撤去等、青少年を取り巻く環境の浄化活動を行います。	社会教育課 学校教育課	
226	青少年の健全育成と非行防止を呼びかける研修事業や街頭宣伝活動、広告活動を実施します。	☆学校教育課 地域 社会教育課	
227	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止に向けた教育や周知を実施します。	☆学校教育課 地域 社会教育課	新規

## 基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

地域で子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができるようにするためにには、良好な居住環境や道路交通環境、外出しやすい生活環境とすることが重要です。

ニーズ調査では、子どもとの外出で困ることとして、就学前児童では「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(31.2%)、「小さな子どもの食事に配慮された場所がない」(29.6%)、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」(27.7%)が前回と同様上位にきております。小学生では前回、最も回答者が多かった「暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」が6ポイント下がり(26.2%→20.0%)ましたが、「歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある」(14.0%→14.3%)も引き続き上位に入っています。成長とともに行動範囲が広がるにつれ、子どもたちの交通事故や犯罪被害等に対しての保護者の不安が大きくなっています。

	内容	今回(H25.9)						前回(H20.11)					
		就学前	%	小学生	%	合計	%	就学前	%	小学生	%	合計	%
1	歩道や信号がない通りが多く、安全性に心配がある	324	12.6	518	14.3	842	13.6	334	11.1	573	14.0	907	12.7
2	歩道の段差などがペビーカーや自転車の通行の妨げになっている	334	13.0	299	8.2	633	10.2	404	13.4	331	8.1	735	10.3
3	交通機関や建物がペビーカーでの移動に配慮されていない	194	7.5	158	4.4	352	5.7	226	7.5	188	4.6	414	5.8
4	トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない	804	31.2	310	8.5	1,114	18.0	842	27.9	357	8.7	1,199	16.8
5	授乳する場所や必要な設備がない	353	13.7	156	4.3	509	8.2	376	12.4	234	5.7	610	8.6
6	小さな子どもの食事に配慮された場所がない	762	29.6	354	9.7	1,116	18.0	921	30.5	581	14.2	1,502	21.1
7	買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない	713	27.7	735	20.2	1,448	23.3	738	24.4	893	21.8	1,631	22.9
8	緑や広い歩道が少ない等、まちなみにくどりうるおいがない	175	6.8	267	7.4	442	7.1	218	7.2	363	8.9	581	8.2
9	暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配	344	13.4	728	20.0	1,072	17.3	507	16.8	1,072	26.2	1,579	22.2
10	周囲の人に子供連れだと迷惑そうに見られる	253	9.8	195	5.4	448	7.2	199	6.6	197	4.8	396	5.6
11	荷物や子どもに手を取られて困っているときに手を貸してくれる人が少ない	253	9.8	230	6.3	483	7.8	305	10.1	274	6.7	579	8.1
12	その他	50	1.9	64	1.8	114	1.8	88	2.9	95	2.3	183	2.6
13	特に困ることはない	485	18.8	1,267	34.9	1,752	28.2	548	18.1	1,221	29.8	1,769	24.8

居住環境については、住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、住宅改修に関する融資制度の積極的な周知や、公共賃貸住宅の入居の際に母子世帯や多子世帯に配慮するなどの支援を図ります。

道路交通環境については、夜間や冬季間でも安全・安心に通行できる道路環境や歩行空間とする必要があります。

外出しやすい生活環境とするためには、公共施設や民間施設におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。特に公共施設の整備については、ベビーシートやベビーキープに加え、子どもサイズの便器や手洗い器、授乳コーナーなどの整備も検討し、子ども連れでも安心して外出できる環境づくりを進めていく必要があります。

一方で、子どもたちの安全をとりまく環境は、近年大きく変化してきています。交通量の増加に伴う交通事故のみならず、不審者などによる重大な犯罪に巻き込まれるケースも全国的に後を絶ちません。こうした犯罪に対しては、子ども自身が身を守ることは困難なことが多く、関係機関や地域が一体となって対応する必要があります。

子どもたちを交通事故や災害、犯罪などから守るため、警察、学校、消防、幼稚園や保育園、関係団体、地域との連携、協力体制の強化を図り、安全なまちづくりを進めていきます。

## 施策の方向性 1 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、良質、良好な居住環境の確保と住宅に関する情報提供に努めていく必要があります。

### ◆重点課題 1 子育て世帯に配慮した居住環境の整備

本市は、全国的に見ても持ち家比率が高く、一人当たりの延べ床面積も広い状況にあり、住宅環境としては子育てしやすい環境にあるといえます。しかし、その一方で核家族が増加し、親元から独立して生活する子育て家庭も多くなっていることから、こうした家庭が良好な居住環境を確保できるように支援していきます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
228	住宅のバリアフリー化等に伴う、住宅改築、改修に対する住宅助成を行います。	建築課	
229	ひとり親世帯や多子世帯への市営住宅入居に配慮します。	建築課	
230	「酒田市空き家等ネットワーク協議会」で、空き家の情報共有と利用したい方への売買・賃貸借のあっせんを行います。	まちづくり推進課	新規

## 施策の方向性 2 安全で安心な生活環境の整備

子どもや親子などが安心して生活できるよう、道路や公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化、施設利用に際しての利便性の向上、公園の衛生的な管理と遊具の計画的な整備などを推進します。

### ◆重点課題 1 安全な道路環境の整備

通学や外出の際に、安全、安心に通行できるように道路環境や歩行空間の整備を進めます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
231	防犯灯の整備を推進します。	まちづくり推進課	
232	通学路の除雪を拡大するための市民の積極的な協力体制を確立します。	土木課	
233	自主除雪機械購入に対して支援します。	土木課	
234	ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を促進します。	土木課	

### ◆重点課題 2 子育て世帯にやさしい施設環境の整備

妊婦や乳幼児連れなどすべての人が安心して外出し、また、公共施設などを利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、公園、緑地の環境整備を推進します。

また、公共施設だけではなく、妊婦や子育て世帯が集まる民間施設についても、外出先で安心して利用できるような施設整備を働きかけます。

そして、市内の子育てに役立つ情報をまとめた子育てハンドブックなどの内容を充実させ、子育てにやさしいまちの情報提供を推進します。

合わせて、市民には、妊婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組などを行うことにより、ハード、ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
235	子育て世帯が集まる公共施設への、授乳コーナー、子どもサイズの便器・手洗い器、洋式トイレ、ベビーシート、ベビールーム等の整備促進を図ります。	子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
236	子育てハンドブック等の内容の充実化を図り、子育てにやさしいまちの情報を発信します。	子育て支援課	
237	公園遊具の定期点検の実施と、計画的な改修と設置を実施します。	都市計画課	
238	日和山公園環境整備事業など公園の大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間のバリアフリー化を図ります。	都市計画課	新規
239	道路等公共の場と接する住宅に対し、生垣整備の助成を行い、地震によるブロック塀の倒壊と下敷きの恐れを防ぎ、安全安心と緑化によるうるおいとやすらぎのある居住環境、道路環境の整備を図ります。	都市計画課	新規
240	自然環境の保全・活用を基調にした公園緑地の整備を充実します。	都市計画課	
再掲 197	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。(再掲)	まちづくり推進課 都市計画課	

### 施策の方向性 3 交通安全教育の推進

県内の平成25年中の人身交通事故の発生状況は、発生件数7,082件、負傷者数8,752人、死者数39人で、前年と比べ、発生件数が-2件、負傷者数が-1人、死者数が+2件となっており、平成17年以降減少傾向にあります。また、全国的にも交通死亡事故は減少傾向にありますが、依然として交通弱者といわれる子どもや高齢者が犠牲になるケースが多くみられます。子どもを交通事故から守るため、子どもの成長段階に応じて適切な交通安全教育を推進するとともに、家庭や関係機関などと連携し、啓発活動を行っていきます。

#### ◆重点課題 1 成長段階に応じた交通安全教育の推進

幼児の段階から小・中・高校の児童生徒に至るまで、関係機関、家庭、地域などとの連携のもとに、成長段階に応じた交通安全教育や啓発活動を推進します。幼児においては、交通安全の重要性を理解し、決まりを守り、安全に行動できる基礎的な習慣を身につけるよう努めます。児童生徒に対しては、交通安全に必要な事柄を理解し、交通環境における危険に対して安全に行動できる実践的な能力を養っていくことを狙いとして、交通安全教育を学校教育のなかに明確に位置づけ、系統的かつ計画的に指導していきます。

**【具体的施策】****(1) 幼児に対する交通安全教育**

	取組内容	実施主体	新規 拡充
241	保育園や幼稚園などにおける交通安全教育の場としての、かもしかクラブ、ミニかもしかクラブの定着と活性化を図ります。	☆まちづくり推進課 子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	
	取組内容	実施主体	新規 拡充
242	地域子育て支援拠点施設、地域、家庭の連携による、計画的かつ断続的な交通指導や交通安全専門指導員による交通安全教室を実施します。	まちづくり推進課	

**(2) 児童生徒に対する交通安全教育**

	取組内容	実施主体	新規 拡充
243	「学区内危険マップ」を作成・配布し、児童生徒の安全に対する意識啓発を促進します。	学校教育課	
244	市の交通指導員や交通安全専門指導員、地域の交番、家庭との連携による地域と一体となった指導体制を確立します。	☆学校教育課 まちづくり推進課	

**(3) 交通安全に関する指導力の向上**

	取組内容	実施主体	新規 拡充
245	交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における指導者の育成を行います。	まちづくり推進課	

**◆重点課題 2 家庭への交通安全教育の推進**

子どもは成長とともに行動範囲が広くなり、子ども同士の外出の機会も増加します。また、安全・安心な生活をおくるために、地域や家庭に対して、道路交通法の改正などの交通安全に関する最新の情報提供も大変重要になってきています。子どもを交通事故から守るために、周囲の大人が交通安全に積極的に努めることにより事故の未然防止につなげます。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
246	交通安全に関する法律改正などの最新情報の提供と啓発を行います。	まちづくり推進課	
247	かもしかクラブ、乳幼児健診時や保育園、幼稚園などを通じたチャイルドシートの使用徹底を呼びかけます。	まちづくり推進課	
248	チャイルドシートの貸出しを実施します。	酒田地区交通安全協会	
249	幼児・児童の自転車乗車時の乗車用ヘルメット着用を推進します。	☆まちづくり推進課 学校教育課 子育て支援課 学校	
250	幼児二人同乗用自転車購入への助成を継続します。	子育て支援課	

#### 施策の方向性 4 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進

子どもたちを犯罪や災害から守るため、関係機関や地域などとの連携を図り、防犯、防災活動を展開します。また、不幸にして、子どもが何らかの被害を受けた場合は、精神的なケアをはじめそのフォローをきめ細かく実施していきます。

##### ◆重点課題 1 子どもの犯罪被害防止活動と防犯、防災教育の推進

関係機関や地域等との連携を強化し、防犯・防災活動に努めるとともに、地域で展開されている防犯活動等に支援をしていきます。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
251	住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪などに関する情報の提供を推進します。	まちづくり推進課	
252	子どもを犯罪などの被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の場を設定します。	まちづくり推進課	
253	「子ども110番の家」などの防犯ボランティア活動の周知と支援を行います。	まちづくり推進課	
254	学校付近や通学路における地域見守り隊などによるパトロール活動の推進と充実を図ります。	☆学校教育課 まちづくり推進課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
255	市、交通指導員、交通安全専門指導員、見守り隊、警察などの関係機関の連携を強化し、万一の事態の場合の協力体制を確立します。	☆まちづくり推進課 学校教育課	新規
256	安全安心メール発信サービスを実施します。	学校教育課	
257	一日消防士体験やちびっこ消防まつりなどによる防火意識の向上を図ります。	広域行政組合 消防本部予防課	
258	子育て支援拠点施設などにおける、親子での防火防災意識向上の学習会を実施します。	☆子育て支援課 広域行政組合 消防本部予防課	
259	心肺蘇生講習や応急手当講習を実施し、救急救命教育を推進します。	広域行政組合 消防本部予防課	

### ◆重点課題 2 被害にあった子どもの保護や支援の充実

犯罪、いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援を実施します。さらに、酒田市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止と生徒のケアに向け、取組を推進します。

#### 【具体的な施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
260	被害児童や保護者に対するフォローにおいて、教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化します。	学校教育課	
再掲 182	教育相談室における来室相談、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。(再掲)	学校教育課	
再掲 184	教育相談担当者の研修機会を充実します。(再掲)	学校教育課	
再掲 185	スクールカウンセラーの効果的な活用体制を整備します。(再掲)	学校教育課	
再掲 187	酒田市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの防止に努めます。(再掲)	学校教育課	新規

## ～ティーブレイク～



### 「ユニバーサルデザインとバリアフリー」

ユニバーサルデザインは、障がいの有無や年齢などにかかわらず、最初からすべての人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。身近な例としては、多機能トイレ、ノンステップバス、シャンプー容器のギザギザなどがあります。

バリアフリーは、人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を取り除いた状態をいいます。障壁（バリア）の定義として、物理的バリア、制度的バリア、文化・情報のバリア、意識のバリアなど4つのバリアが知られています。イメージとして、障がい者や高齢者に対する施策と考えられがちですが、子育て支援の視点でのバリアフリーも重要な施策と考えられます。

## 基本施策 6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

平成25年度のニーズ調査では、出産時に働いていた母親のうち、育児休業を取得した方の割合は55.7%と半数程度しか取得できていない状況にあります。また、出産により離職した母親は、回答数6,206世帯のうち2,070世帯(33.4%)で、その中でも、「職場において育児休業制度等、両立支援環境が整っていれば継続していた」と回答した世帯が、764世帯(36.9%)と前回よりも8ポイント増えており、子育てしやすい就労環境の整備を求める声が高まっています。

次世代育成支援対策推進法の改正により、平成23年4月からは、一般事業主行動計画の策定及び届出義務企業が従業員101人以上の企業に拡大されています。子育てをしながらでも就労しやすい環境の整備を促進することは、少子化対策や人口減少対策を進める上でも極めて重要な課題です。市としても企業に制度周知を図るとともに、環境整備に動く企業が増えるよう実効性のある働きかけを実施していく必要があります。

また、男性の家事や育児についてのニーズ調査では、育児を夫婦で行うという意識は徐々に高くなっています。「子どもをお風呂に入れる」、「子どもと遊ぶ」については主に父親がしているという回答が比較的に多かったものの低い水準であり、「食事」や「洗濯」、「掃除」、「買物」といった家事はほとんどが母親に大きく偏っています。

女性の側に偏る家事や育児の負担を解消するためには、男性の意識啓発に加え、男女ともに子育て中の残業やシフト勤務の見直しなど、企業と連携して仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る必要があります。

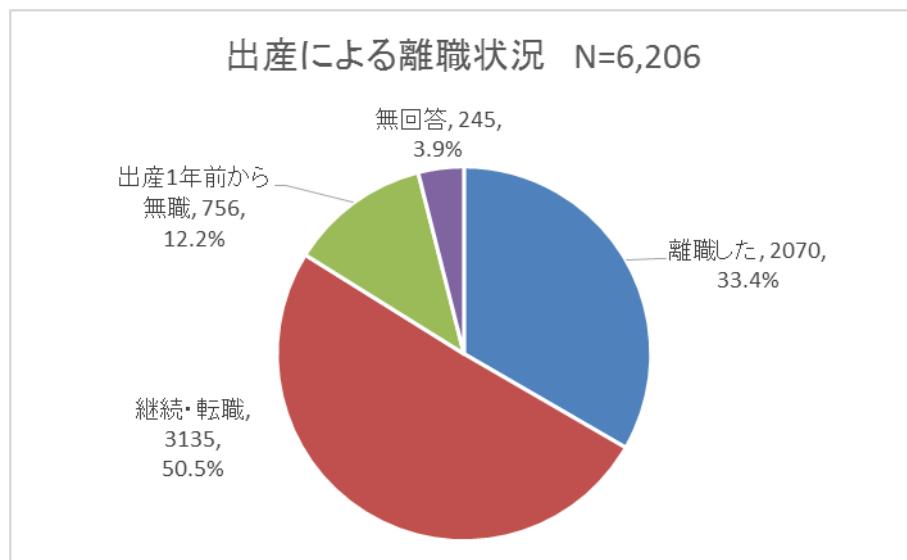
さらに、地域の子育て支援の充実も図りながら、働く男女が気持ちにゆとりを持って、子どもと向き合える時間を確保できるような環境づくりを推進します。

### ☆山形県の特徴

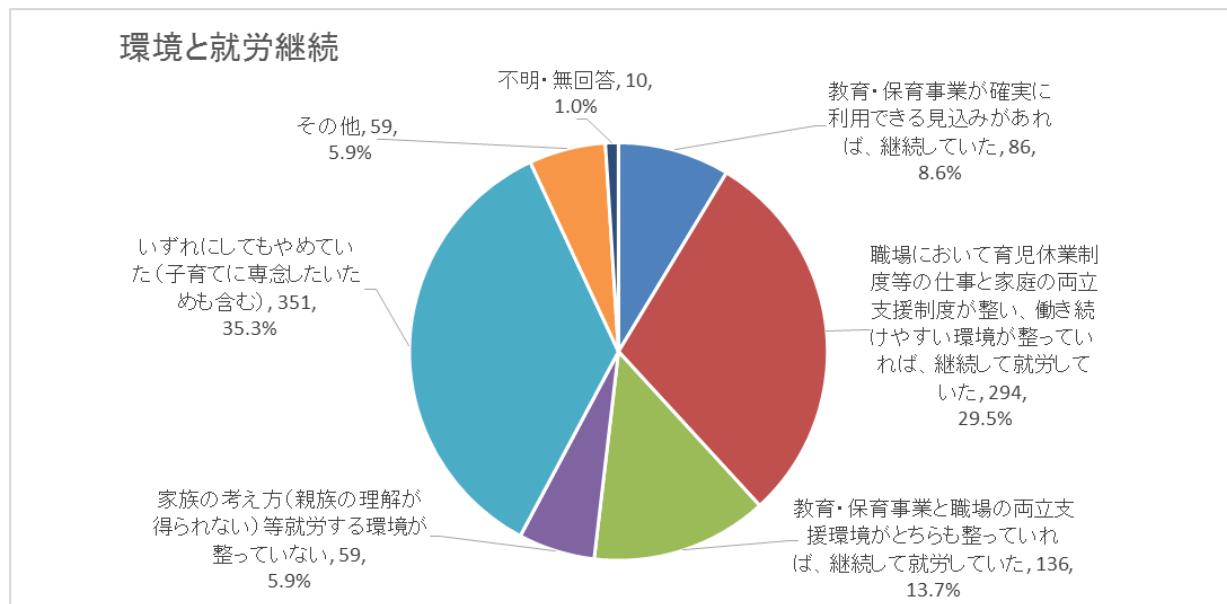
(平成22年度国勢調査)

共働き率	55.1%	(全国第2位)
25～34歳女性の就業率	76.8%	(全国第2位)
35～44歳女性の就業率	78.6%	(全国第2位)
三世代同居率	21.5%	(全国第1位)

## 《出産による離職状況》



## 《就労の継続について》



平成25年9月実施「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

## 《育児休業の取得状況》

区分	母親の取得状況						父親の取得状況					
	取得した		していない		働いていない		取得した		していない		働いていない	
就学前	970	37.7	624	24.2	915	35.5	39	1.5	2,145	83.3	37	1.4
小学生	1,020	28.1	957	26.4	1,433	39.5	45	1.2	2,861	78.8	45	1.2
全体	1,990		1,581		2,348		84		5,006		82	
%	32.1		25.5		37.8		1.4		80.7		1.3	
働いていないを除く	55.7		44.3		—		1.7		98.3		—	

平成25年9月実施「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

## 《家事や育児を行っている人について》

(%)

項目	母親		父親		祖父母		その他		無回答	
	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生	就学前	小学生
1 食事を作る	73.6	70.1	1.5	1.6	18.6	18.1	4.3	4.4	2.0	5.8
2 洗濯をする	76.4	75.0	6.3	5.3	10.8	10.4	4.5	3.5	2.0	5.7
3 掃除をする	76.0	74.7	7.1	4.6	9.6	9.9	5.3	4.9	2.0	5.8
4 買物をする	76.4	74.7	2.4	2.6	13.7	11.9	5.5	5.1	2.0	5.8
5 子どもを風呂に入れる	51.0	48.3	36.7	24.0	2.4	2.3	7.9	18.6	2.0	6.9
6 子どもを寝かせる	79.0	64.0	11.8	11.4	1.0	1.9	6.1	15.6	2.1	7.1
7 保育園等の送迎をする	60.5	44.6	9.1	6.4	11.4	8.0	13.2	11.4	5.7	29.6
8 子どもと遊ぶ	50.3	41.9	24.7	27.7	5.5	3.4	17.3	18.6	2.2	8.3

平成25年9月実施「酒田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

**施策の方向性 1 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し**

これまでの男性の働き方は、職場において家庭よりも仕事を優先することを求められることが多く、育児は女性の役割という価値観が一般的でした。しかし、意識や価値観

が多様となり、仕事も家庭も大事にしたいと考える人が増えてきており、こうした人たちの思いに応えていくことが、少子化、子育て支援対策を進めるうえで重要になっていきます。そのため、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指していきます。

取組にあたっては、国、県、商工会議所、商工会などの関係団体との連携の下に進めています。

### ◆重点課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和の実現に向けて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の内容を反映し、市民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会に向けて、関係機関が連携し合いながら社会的基盤づくりを積極的に行っていきます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
261	男性も育児に参加しやすい職場環境づくりを目指し、仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発を行います。	☆子育て支援課 事業所 商工港湾課	
262	市民向けの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する学習機会を拡充します。	子育て支援課	
263	多様な働き方（育児休業制度、子どもの看護休暇制度、就学前の短時間勤務体制、フレックスタイム制度等）の情報提供を行います。	☆子育て支援課 商工港湾課	
264	女性の再就労などに向けた支援講座を開催します。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	

### ◆重点課題 2 企業等の子育てしやすい職場環境づくりへの支援

仕事と子育ての両立支援としては、従来からの幼稚園、保育園、認定こども園などにおける子育て支援や学童保育事業の充実、ファミリー・サポート・センターの活用など児童福祉関連の諸施策のほかに、子育て家庭に配慮した就労環境の改善が求められています。とりわけ、最近では、少子化対策の観点からも仕事と生活の調和の実現については、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や県、市が積極的に支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。このため、地域の実情に

応じ、行政だけではなく、子育て支援活動を行う民間団体、地域の企業、労働団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら取組を進めていきます。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
265	事業所への最新の関係法制度や助成制度の周知を行います。	☆子育て支援課 商工港湾課	
266	子育てを応援する事業所について、「山形いきいき子育て応援企業」の登録・認定を促進します。	商工港湾課 まちづくり推進課 子育て支援課	新規
267	事業所へのファミリー・サポート・センターの周知と利用促進を図ります。	子育て支援課	
268	就労環境整備に関する研修や企業向けのセミナーを行い、一般事業主行動計画策定を支援します。	☆商工港湾課 事業所 子育て支援課	
269	仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む事業所や民間団体の好事例の情報収集と提供を行います。	☆商工港湾課 事業所 子育て支援課	
270	事業所内保育所の整備が進むように、事業所に対して情報提供と支援をします。	☆子育て支援課 事業所 商工港湾課	
271	中小企業の経営基盤の確立と近代化を図るために必要な各種資金の低利での融資を行います。	商工港湾課	
272	設備の近代化のための制度、産業助成制度を充実します。	商工港湾課	

#### 施策の方向性 2 男女共同による子育ての促進

男女が共に子育てに喜びを感じ、豊かな家庭生活を築いてくためには、子育てがどちらか一方に偏ることなく、男女が互いを理解し合い、共に子育てに参加する意識を社会全体で醸成していく必要があります。

#### ◆重点課題 1 男女共同参画を推進する学習と意識啓発

男女共同参画や家族重視の視点から、これまでのライフスタイルにとらわれず、子育ての意義や喜びを感じ取れるよう、酒田市男女共同参画推進計画に基づき、学習活動や意識啓発に取り組みます。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
273	男女共同参画推進センター「ウィズ」を中心とする学習機会を充実します。	☆まちづくり推進課 子育て支援課	
274	家族重視の視点に立ったライフスタイルの確立に向けた意識啓発を行います。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	
275	男女が共同して子育てを行うことの意義や、喜びを理解するための学習機会を充実します。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	

## ～ティーブレイク～

**「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」**

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少にまで繋がっていると言えます。それを解決する取組が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。

仕事と生活の調和の実現は、国民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

**「山形いきいき子育て応援企業」**

女性も男性も働きやすい環境づくりを推進するため、山形県で実施している認定制度です。県内に活動拠点を有する事業所、法人、団体等のうち、次の1～3をすべて満たす場合に、登録・認定の応募をすることができ、県の審査を経ての認定を受けることができます。認定を受けた企業は、県のホームページ等で紹介されることで、企業イメージや認知度のアップが期待できるほか、女性を管理職に登用した場合や男性の育児休業取得時などに奨励金が受けられるなどの県のサポートが受けられます。

《山形いきいき子育て応援企業の登録・認定基準》次の1～3をすべて満たすこと

1. 以下のいずれかに該当すること

◎宣言企業：「認定基準（※）」のうち、2つ以上に取組む計画がある企業

◎実践（ゴールド）企業：「認定基準」のうち、2つ以上に取組んでいる企業

◎実践（ダイヤモンド）企業：「認定基準」のうち4つ以上に取組んでいる企業

※認定基準※

I 女性の活躍推進（女性を積極的に管理職等に登用している企業）

II 仕事と家庭の両立支援（従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取組んでいる企業）

III 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等（出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用や、女性の継続就業の支援に積極的に取組んでいる企業）

IV 男女共に働きやすい職場づくり（従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる企業）

V 県民の子育て支援・若者応援・地域貢献（県民の子育て支援・若者応援・地域貢献に積極的に取組んでいる企業）

2. ワーク・ライフ・バランス推進員を配置すること。

3. 事業主又は役員が暴力団員でないこと、もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

「くるみん認定、  
プラチナくるみん認定」



事業主は、一定の要件を満たす場合に申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定企業になると、くるみんマークを商品等につけることができ、企業イメージアップや雇用される労働者の労働意欲の向上、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待されます。また、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置（くるみん税制）の期間延長も検討されています。（※現行の税制優遇措置は、平成27年3月31日までです。）

平成27年4月1日から、くるみん認定基準が見直されるとともに、新たにプラチナくるみん認定制度が新設されます。新しいくるみん認定基準は以下のとおりです。

《改正くるみん認定基準》

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
2. 一般事業主行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること。（従業員300人以下の企業の特例あり）

《改正くるみん認定基準（つづき）》

6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が75%以上であること。  
(従業員300人以下の企業の特例あり)
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①から③のいずれかについて成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実が無いこと。

《プラチナくるみん認定基準（くるみん認定を受けたことのある企業が申請できます）》

- 1～4. 改正くるみん認定基準1～4. と同一。
5. 計画期間において、男性労働者のうち、次のいずれかを満たすこと。(従業員300人以下の企業の特例あり)
  - ① 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上。
  - ② 配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業が講ずる育児目的の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業を取得した者1人以上
- 6・7. 改正くるみん認定基準6・7と同一。
8. 改正くるみん認定基準の8. の①から③すべてに取り組み、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成するとともに、次のいずれかを満たすこと。
  - (1) 計画期間終了前直近1年間の平均週労働時間が60時間以上の労働者の割合が5%以下
  - (2) 計画期間終了前直近1年間の平均月時間外労働時間が80時間以上の労働者が1人もいないこと
9. 計画期間において、次のいずれかを満たすこと。(従業員300人以下の企業の特例あり)
  - ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上
  - ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上
10. 育児休業等を取得し又は育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、これを実施していること。
11. 改正くるみん認定基準9. と同一。

## 基本施策 7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

「すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、本来、健やかに成長しなければならないはずの子どもが、虐待を受ける（疑いを含む）事例が、本市においても増加傾向にあります。核家族の増加や地域とのつながりの希薄化が進み、ライフスタイルの変化とともに育児や教育への悩みも多様化しています。このような環境の中で、子育てに不安感や孤立感を抱えている保護者は少なくなく、時にはそれが虐待へとつながる可能性も否定できません。今や、虐待は特殊な事情を抱えている家庭に限った問題ではなく、どこにでも起こりうる可能性があると認識してもおかしくない状況にあります。このようなことから、本市では、妊婦の段階から虐待の未然防止を視野に入れ、養育支援が特に必要な児童やその保護者を支えるための体制整備並びに対策を積極的に推進しています。

また、障がいを持った子どもとその家庭に対しては、早期発見に始まる切れ目のない支援体制を敷くことが大切です。関係機関や家庭等との連携を強化し、地域の中で生き生きと過ごしていけるよう、支援策を講じる必要があります。

加えて、日本の将来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を信じ前向きに挑戦することにより未来を切り拓いていけるように、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策や就学支援、生活困窮世帯等への学習支援などの教育支援をはじめとして、保護者や子どもの生活支援、就労支援、経済的支援等に取り組む必要があります。ひとり親家庭などの対策も含め、収入面、就労面に関わる施策のみならず、子どもの自立に向け、きめ細やかな支援を行っていく必要があります。

### 施策の方向性 1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察などの関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが重要となっています。本市では、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携しながら支援に努めています。今後、さらに関係機関との連携を強化し、虐待の発生予防と早期発見、対応、支援に努めていきます。本市の虐待関連の相談、通告件数は、増加傾向にあります。通告は児童の通う園や学校などからが多くなっていますが、虐待が社会問題化するにつれ、住民意識も高まり、近隣からの通告も増えてきています。

ニーズ調査では、「子どもを虐待しているのではないかと思うこと」に対して、「よくある」85世帯（1.4%）、「時々ある」1,213世帯（19.5%）と回答しており、前回

のニーズ調査とほぼ同じ割合です。そのうち、「どんなときに虐待をしているのではないかと思うか」は、「感情的な言葉」1,104世帯(85.1%)、「たたくなどの暴力」721世帯(55.5%)、「過剰なしつけ」230世帯(17.7%)と回答しており、前回と比較して、たたくなどの暴力を虐待として感じている割合は25.5ポイント高くなっています。「食事を食べさせない」23世帯(1.8%)と回答した保護者の割合は、前回より1ポイント高くなっています。また、身近に虐待と思われることに出会ったことの有無については、562世帯(9.1%)が「ある」と回答しており、前回と比較して虐待と思われる場面に遭遇した割合が3.6ポイント高くなっています。一方、虐待を発見した場合の通報先については、4,102世帯(66.1%)が「知らない」と回答し、「知っている」は1,708世帯(27.5%)にとどまっています。「知っている」と回答した割合は、前回調査と比べて、2.4ポイント上回ったものの、まだ周知が十分とはいえない状況であることがわかります。虐待は子どもの心身の成長に大きな影響を及ぼします。子どもの健やかな成長のために、虐待に関する正しい知識、予防法などの学習機会の充実や子育ての悩み等について保護者が気軽に相談できる窓口の周知徹底が重要です。また、虐待を受けている子どもを早期に発見し、適切に支援につなげていくように虐待に関する相談先の周知に努めます。

### 《児童虐待に対する意識》

◎子どもに対して虐待をしているのではないかと思うときがありますか (人、%)

区分	よくある		ときどきある		あまりない		まったくない		無回答	
就学前児童	35	1.4	488	19.0	612	23.8	1,388	53.9	52	2.0
小学生	50	1.4	725	20.0	901	24.8	1,813	49.9	142	3.9
<b>全体</b>	<b>85</b>		<b>1,213</b>		<b>1,513</b>		<b>3,201</b>		<b>194</b>	
<b>%</b>	<b>1.4</b>		<b>19.5</b>		<b>24.4</b>		<b>51.6</b>		<b>3.1</b>	
前回調査%	1.1		20.0		35.9		40.5		2.4	

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

◎虐待だと思う理由は何ですか ※上記で「よくある」「ときどきある」と回答した人対象 (人、%)

区分	たたくなどの暴力		過剰なしつけ		食事を食べさせない		感情的な言葉		その他	
就学前児童	310	59.3	92	17.6	7	1.3	433	82.8	11	2.1
小学生	411	53.0	138	17.8	16	2.1	671	86.6	10	1.3
<b>全体</b>	<b>721</b>		<b>230</b>		<b>23</b>		<b>1,104</b>		<b>21</b>	
<b>%</b>	<b>55.5</b>		<b>17.7</b>		<b>1.8</b>		<b>85.1</b>		<b>1.6</b>	
前回調査%	30.0		12.4		0.8		93.2		1.7	

平成25年9月実施「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(子育て支援課)

## ◆重点課題 1 関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止に向けて、発生の未然防止から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を行います。支援に当たっては、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設など、常に子どもたちに接している施設や地域との連携を図りながら、地域全体で子どもを守る支援体制を強化し、相互に情報を共有することが必要です。特に、要保護児童対策地域協議会は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまでの段階で有効な役割を持っており、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケース解決につながるような取組の充実を図ります。また、同協議会がより有効に機能するために、その運営の中核となる専門性を有する職員に対して、資質向上のための研修の充実を図るなど、組織の機能強化を図ります。さらに、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合などは、児童相談所や県と連携して取組を進めていきます。

### 【具体的施策】

#### (1) 関係機関との連携による児童虐待に対する支援体制の強化

	取組内容	実施主体	新規 拡充
276	要保護児童対策地域協議会の機能を強化します。	子育て支援課	
277	担当職員をはじめとする関係者の資質向上のための研修や学習機会を充実します。	子育て支援課	
278	迅速かつ適切な対応をするために、個別ケース検討会議、実務者会議を充実します。	子育て支援課	
279	県知事又は児童相談所長への、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施判断の速やかな通知を行い、県の行う検証作業への参加・協力などの連携を強化します。	子育て支援課	
280	主任児童委員及び民生委員との連携による地域支援体制を充実します。	子育て支援課	
281	里親制度の広報啓発活動を行います。	子育て支援課	
282	短期入所生活援助（ショートステイ）事業を周知します。	子育て支援課	

## (2) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の強化

	取組内容	実施主体	新規 拡充
283	乳幼児健診や保健指導などの母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業、地域の医療機関、医療関係団体、地域子育て支援拠点施設、保育園、幼稚園などとの連携による、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握を行います。	☆子育て支援課 健康課 保育園、幼稚園 医療機関 認定こども園	
284	養育支援を必要とする家庭への、養育支援訪問事業などの適切な支援を行います。	☆子育て支援課 健康課	
285	主任児童委員及び民生委員、医療、保健、教育、警察などの関係機関による、効果的な情報提供・共有のための連携体制を強化します。	子育て支援課	
再掲 280	主任児童委員及び民生委員との連携による地域支援体制を充実します。(再掲)	子育て支援課	

## (3) 子どもの権利を擁護する活動の推進

	取組内容	実施主体	新規 拡充
286	児童虐待防止推進の強調月間での啓発活動を推進します。	子育て支援課	
287	「児童の権利に関する条約」の意義や内容についての広報活動を行い、関係機関との連携による子どもの人権に関する啓発活動を推進します。	☆子育て支援課 まちづくり推進課	
288	小学校等での虐待防止プログラム等の研修会を開催します。	子育て支援課	

**施策の方向性 2 障がい児施策の充実**

障がい児を早期に発見し早期療育につなげるためには、よりきめ細やかな切れ目ない支援体制を築く必要があります。その際、はまなし学園を地域における療育の拠点として位置づけ、その機能強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携を密にし、それぞれが有する機能の有効活用を図っていきます。

また、平成23年度には発達支援室を開設し、年齢や発達課題、障がいの有無を問わず一生涯にわたり、総合的、かつ、専門的な相談支援を行う体制づくりを図っています。

さらに、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域との交流の中で安心した生活が

送られるように、放課後等デイサービスをはじめとする各種障がい児福祉サービスの充実、学童保育所の受入体制などの整備を進めていきます。

### ◆重点課題 1 早期発見・早期療育支援体制の充実

関係機関との連携の下、発達や発育の気になる子どもや障がいのある子どもの療育支援体制を強化するとともに、保護者に対する相談・支援体制を充実します。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
289	妊婦及び乳幼児に対する健康診査、訪問活動、地域子育て支援拠点施設などとの連携による支援を充実します。	☆健康課 福祉課 子育て支援課	
290	県立総合療育訓練センター、県立酒田特別支援学校など専門療育機関との円滑な連携による、療育支援の情報提供を行います。	☆福祉課 (発達支援室) 子育て支援課 健康課 専門療育機関	
291	保育園、幼稚園、認定子ども園、地域子育て支援拠点施設などの職員の知識習得のための研修会や学習会を充実します。	☆子育て支援課 法人立保育園 私立幼稚園 専門療育機関	

### ◆重点課題 2 発達障がいに関する支援と連携強化

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障がいの子どもに対して、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をするために必要な力を育てるよう、それぞれの状態に応じたきめ細やかな支援を行います。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
292	相談窓口機能の周知と、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携を強化します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 学校教育課	
293	臨床心理士等による保育園、幼稚園訪問を充実します。（育ちのサポート事業等）	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	
294	関係者の資質向上のための研修会や学習会を充実します。	☆福祉課 (発達支援室) 健康課 子育て支援課 保育園、幼稚園 認定こども園	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
295	巡回相談員やカウンセラーを充実します。	福祉課 (発達支援室)	
296	市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を行います。	福祉課 (発達支援室)	
297	幼児期から小・中学校への継続した支援体制を整備します。	☆福祉課 (発達支援室) 子育て支援課 学校教育課 健康課	

### ◆重点課題 3 障がい児支援サービスの充実

障がいのある子どもが、より良い環境の下で療育されるよう支援内容を充実し、障がい児福祉の向上を図ります。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
298	児童発達支援センターとしての児童発達支援や保育所等訪問支援事業を行います。	☆はまなし学園 福祉課 子育て支援課 (発達支援室)	拡充
299	はまなし学園と県立総合療育訓練センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークを充実します。	☆はまなし学園 福祉課 子育て支援課 (発達支援室) 専門療育機関	
300	放課後等デイサービス、短期入所などの障がい福祉サービスの受入体制の拡充に努めます。	福祉課	
301	障がいの状況に応じた適切な補装具、日常生活用具の給付支援を充実します。	福祉課	
302	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などの適切な給付を行います。	福祉課	
303	障がい児を対象とした水泳教室などのスポーツ教室を充実します。	文化スポーツ振興課	
304	保育園などの障がい児の受入の推進と受入のための環境整備を充実します。	子育て支援課	
305	学童保育所における障がい児の受入を推進します。	子育て支援課	

## ◆重点課題 4 特別支援教育の充実

個々の児童生徒に適応した適正な就学指導を行うとともに、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育を推進します。

### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規拡充
306	特別支援学級と通常学級の交流を推進します。	学校教育課	
307	特別支援教育に対する理解を深める取組を推進します。	学校教育課	
308	県立酒田特別支援学校を中心とした支援体制の充実を図ります。	学校教育課	

## 施策の方向性 3 子どもの貧困対策の推進

平成25年に行った国民生活基礎調査によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」は122万円で、これに満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は16.1%となっています。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は16.3%となっています。

さらに「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員の「相対的貧困率」は15.1%で、そのうち「大人が一人」の世帯員では54.6%となっており、ひとり親世帯の約半数が貧困の状態となっています。

このような状況の中、日本の将来を担う子どもたちが、その生まれ育った環境によつて左右されることなく、自分の可能性を信じ前向きに挑戦することにより未来を切り拓いていくため、平成25年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等などの子どもの貧困対策に取り組みます。

## ◆重点課題 1 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、社会全体の成長・発展にもつながります。学校と福祉関連機関が連携して、総合的な支援を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
309	児童生徒の家庭環境等を踏まえ、必要に応じて生活支援や福祉制度につなぐことができるよう関係機関の連携を強化します。	☆学校教育課 福祉課 子育て支援課	新規
再掲 20	保育園、幼稚園、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。(再掲)	☆子育て支援課 国、県 保育園、幼稚園 認定こども園	
310	経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対し、必要な援助を行う制度を周知します。	学校教育課	
311	生活困窮家庭を対象にした学習支援のあり方を検討します。	子育て支援課	新規

## ◆重点課題 2 生活の支援

貧困の状況にある子どもについては、これに伴ってさまざまな不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図る必要があります。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
312	ひとり親家庭子育て生活支援事業の周知を図り、登録受付をします。	☆子育て支援課 県母子連	
313	保育園や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。	☆子育て支援課	
314	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	☆福祉課 子育て支援課	

## ◆重点課題 3 保護者の就労支援

労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図るために、就労に関する相談体制を充実します。また、ひとり親家庭においては、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就労につながる資格取得のための支援も必要となっています。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
315	就労支援員による生活困窮や生活保護の子育て家庭の保護者への就労支援を行います。	福祉課	
316	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の就労支援を行います。	子育て支援課	
317	就労支援を効果的・効率的に行うため、福祉部門と雇用部門の各機関の連携を強化します。	子育て支援課 公共職業安定所 福祉課	
318	就労につながる資格取得のための支援を行います。	子育て支援課	
319	ひとり親家庭の就労支援のための研修等を周知します。	子育て支援課	

## ◆重点課題 4 経済的支援

生活保護や各種手当など、さまざまな支援を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を下支えします。

## 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
320	生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学に際し、入学料、入学考查料等を支給します。	福祉課	
321	児童扶養手当の適切な給付を行います。	子育て支援課	
322	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。	☆子育て支援課 福祉課	拡充

## 施策の方向性 4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が増加している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためにには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細やかな福祉サービスの展開と就業・自立の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。特に経済的支援策では、母子家庭だけでなく父子家庭においても子育てと仕事の両立が難しく、同様に経済的支援を必要としていることから、父子家庭への対象拡大が図られてきています。平成21年4月からひ

とり親家庭等医療給付、平成22年8月から児童扶養手当の対象となったほか、平成25年4月からは、就業・自立に役立つ資格取得に対する給付金制度の対象になっています。さらに、平成26年10月からは、父子福祉資金貸付制度が創設されました。また、児童扶養手当については、平成26年12月から公的年金制度等との併給の見直しがされています。このような国の制度拡充に対応しながら、市では、母子・父子自立支援員を配置し、他機関とのスムーズな連携を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援体制の強化に努めています。また、「酒田市母子福祉ねむの木会」では、市や山形県母子寡婦福祉連合会などの連携を図り、母子家庭、寡婦の就労と社会参加の促進などに自主的に取り組んでいます。

本市では、こうした動きを踏まえつつ、家庭の状態に応じた支援の充実を図っていきます。

### ◆重点課題 1 ひとり親家庭等に対する支援の充実

子どもの養育や生活の悩みなどの相談に適切に応じるとともに、就業・自立に向けた総合的な支援を目指し、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等について推進します。

#### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体	新規 拡充
再掲 18	ひとり親家庭等医療の給付を行います。 (再掲)	子育て支援課	
再掲 313	保育園や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。 (再掲)	子育て支援課	
再掲 311	生活困窮家庭を対象にした学習支援のあり方を検討します。 (再掲)	子育て支援課	新規
323	親の疾病などの場合における、短期入所生活援助（ショートステイ）事業を実施します。	子育て支援課	
324	相談窓口機能の周知とスムーズな対応や連携を強化します。	子育て支援課	
325	母子・父子自立支援員による相談の実施と要支援者の把握を行います。	子育て支援課	
再掲 319	ひとり親家庭の就労支援のための研修等を周知します。 (再掲)	子育て支援課	
326	家庭裁判所が作成している養育費や子どもに関する手続き等のリーフレットなどを配布します。	子育て支援課	

	取組内容	実施主体	新規 拡充
327	無料法律相談会や市民生活相談窓口、県や財団法人が行うひとり親家庭に対する生活支援事業などの情報提供を行います。	子育て支援課	
再掲 321	児童扶養手当の適切な給付を行います。 (再掲)	子育て支援課	
再掲 322	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金・離転職者支援資金制度を周知します。 (再掲)	☆子育て支援課 福祉課	拡充

## ◆重点課題 2 ひとり親家庭等の社会参加の支援

ひとり親家庭等が精神的に孤立しないように、自立に向けて互いに支え合う団体活動を積極的に支援します。

### 【具体的施策】

	取組内容	実施主体		新規 拡充
328	ひとり親家庭を支援するN P O 法人や関係団体の情報を提供します。	☆子育て支援課	N P O 法人	
329	「酒田市母子福祉ねむの木会」の活動を支援します。	☆子育て支援課	N P O 法人	
330	親子のふれあいの機会としてのレクリエーション活動を充実します。	☆子育て支援課	N P O 法人	

～ティーブレイク～



「里親制度」

里親制度とは、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を、都道府県（指定都市・児童相談所設置市を含む。）が里親に委託する制度です（児童福祉法第6条の3）。里親希望者は、申込書を児童相談所を経由して都道府県知事に提出し、知事は、児童相談所の行った調査を基に、児童福祉審議会の意見を聴いたうえで適否を決定します。

～ティーブレイク～



## 「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。

中央教育審議会初等中等教育分科会（平成24年7月23日）では、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

## 「子育て短期支援事業」

保護者疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、預かることにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。

### ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児疲れ、慢性的疾患の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設で一時的に預かる事業。

### ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となることで、家庭において児童を養育することが困難となった場合やその他緊急の場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

## 4 施策の効果の検証につなげる評価指標及び数値目標の設定

第4章に示した各基本施策の内容について、次のとおり評価指標及び数値目標を設定し、施策の効果を検証していきます。

### 全体

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	平成25年度 ニーズ調査結果 37%	35%
2	希望する子どもの数に比べ、実際の子どもの数が少ないと思っている割合	平成25年度 ニーズ調査結果 34.4%	30%
3	合計特殊出生率	H24 1.36	1.45
4	出生数	H25 733人	730人

### 基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	気軽に相談できる場所があると認識している割合	平成25年度 ニーズ調査結果 50%	55%
2	希望通りに子育て支援事業を利用できたと感じる割合	平成25年度 ニーズ調査結果 62%	65%
3	地域子育て支援拠点（児童センター、子育て支援センター、つどいの広場）設置箇所数	8箇所 (出張つどいの 広場含む)	8箇所
4	保育所の待機児童数	0人	0人
5	認可外保育施設から認可保育所への移行施設数	0箇所	2箇所
6	事業所内保育所（特定地域型保育事業）の施設数	未実施	2箇所

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
7	19時まで（以降を含む）延長保育を実施している認可保育所数	14箇所	15箇所
8	休日保育事業の実施施設数	未実施	2箇所
9	病児・病後児保育事業の実施施設数	2箇所	2箇所
10	一時預かりの実施施設数	17箇所	17箇所
11	放課後児童健全育成事業の実施施設数	21箇所	22箇所
12	学童保育所の待機児童数	—	0人
13	延長保育を実施している学童保育所数	未実施	13箇所

## 基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	平成25年度 ニーズ調査結果 35%	40%
2	乳幼児とのふれあい体験を通して子育てに対してポジティブイメージを持った割合	—	100%
3	結婚サポートを介して成婚した件数	平成25年度 10件	20件

## 基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	平成25年度 ニーズ調査結果 50%	60%
2	妊娠届出の早期提出（満11週以内）の割合	平成25年度 85%	90%

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
3	父子手帳を交付している割合	未実施	95%
4	マタニティ教室への夫の参加割合	平成25年度 64.4%	70.0%
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の訪問実施割合	平成25年度 96.4%	97.5%
6	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	平成25年度 99.8%	100%
7	3歳児健診のむし歯のない子の割合	平成25年度 76.6%	85%
8	不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	平成25年度 91件	120件

#### 基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	平成25年度 ニース調査結果 51%	55%
2	英語であそぼう！のレッスンに対する参加児童の満足度	90%	92%
3	学校施設の耐震化の割合	平成25年度 小学校 92.5% 中学校 93.9%	小学校 100% 中学校 100%
4	赤ちゃん登校日講座を受講しての児童・生徒の満足度	94.5%	100%

### 基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場等）を進めていると評価する割合	平成25年度 ニーズ調査結果 51%	60%
2	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	平成25年度 ニーズ調査結果 57%	65%

### 基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	女性が出産後も仕事を継続している割合	平成25年度 ニーズ調査結果 60%	65%
2	仕事と生活の調和に取り組む企業（山形県いきいき子育て応援企業認定制度認定企業数）	平成26年11月 33社	36社
3	ワークライフバランスの出前講座と就労環境向上セミナーの開催回数と参加者数	平成25年度 4回 101人	5回 100人以上

### 基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

No.	指標等	計画策定時の状況 (平成26年度)	数値目標 (平成31年度)
1	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合	平成25年度 ニーズ調査結果 36%	45%
2	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の実施施設数	未実施	1箇所

## 第5章 子ども・子育て支援

### 1 子ども・子育て支援の推進

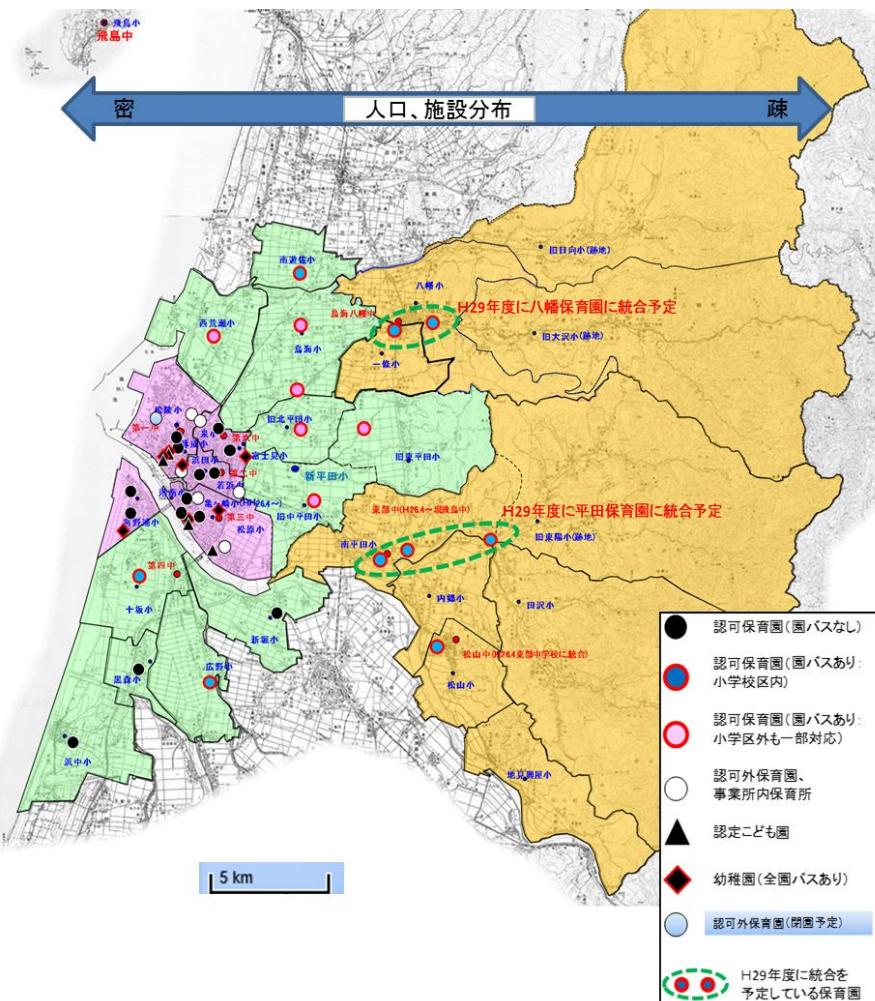
本計画の理念及び目標を達成するためには、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を必要とするすべての子育て世帯に行き渡らせるとともに、その質も常に向上させていくことが重要です。

本章では、本市における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、今後の利用者数の見込みと提供量を確保するための体制について定めます。

### 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市は地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況、幼児期の学校教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「提供区域」を設定します。

本市では、市民の移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間等の多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性があること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が出でていないことなどの状況から、市全域を1つの提供区域として設定します。



### 3 人口推計

本市の人口は平成 12 年（121,614 人）頃から急激な減少傾向にあります。

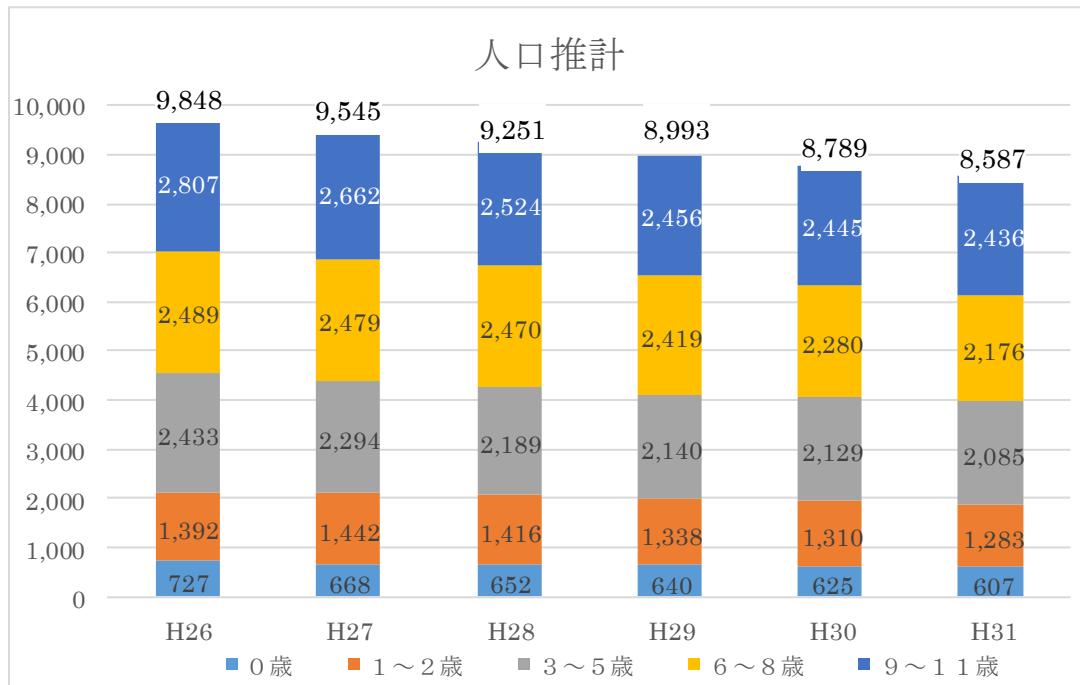
平成 24 年から平成 26 年までの 3 月末日の住民基本台帳人口より算出した、各歳児別の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計は以下のとおりです。

平成 27 年以降も各歳ともに人口は減少する見込みであり、平成 31 年には各年齢層とも平成 27 年に比べて 1 割程度の減少が見込まれます。

以降の幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、この人口推計値を使用しています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0 歳	691	727	668	652	640	625	607
1～2 歳	1,472	1,392	1,442	1,416	1,338	1,310	1,283
3～5 歳	2,475	2,433	2,294	2,189	2,140	2,129	2,085
6～8 歳	2,543	2,489	2,479	2,470	2,419	2,280	2,176
9～11 歳	2,921	2,807	2,662	2,524	2,456	2,445	2,436
合計	10,102	9,848	9,545	9,251	8,993	8,789	8,587

（情報管理課作成、コーホート変化率法による推計人口。H24～H26 年は 3 月 31 日の住民基本台帳人口。H27～H31 年までは、3 月 31 日時点の推計値。）



#### 4 子ども・子育て支援の体系

幼児期の学校教育・保育	<p>保育</p> <p>(1) 保育園、認定こども園、地域型保育 学校教育</p> <p>(2) 幼稚園、認定こども園</p>
地域子ども・子育て支援事業	<p>(1) 利用者支援事業</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(3) 妊婦健康診査</p> <p>(4) 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネット ワーク機能強化事業</p> <p>(6) 子育て短期支援事業</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>(8) 一時預かり事業</p> <p>(9) 延長保育事業</p> <p>(10) 病児・病後児保育事業</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業</p> <p>(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進 するための事業</p>

## 5 幼児期の学校教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

### (1) 保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育

#### 【今後の方向性】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどの子が何かしらの学校教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後3～5歳児の人口が減少することにより、施設の総利用者数は減少していく見込みです。
- ・平成28年度以降は、市全体の利用者数が、市内の保育施設の認可定員の合計を割り込む見込みです。特に郊外では、施設規模の適正化の対応が必要になります。
- ・0～2歳の施設利用率は近年増加傾向にあり、特に市街地の園では、低年齢児の利用が混むことが予想されます。
- ・新たな施設拡充は難しい状況の中で、市街地の0～2歳の利用に対応するため、既存の事業所内保育施設を活用し、従業員以外の0～2歳のお子さんを預かる「地域型保育事業」の活用を検討します。また、障がい等の理由により、在宅での保育が必要な世帯の需要も捉えながら、新たな事業形態の実施の可能性についても検討します。
- ・育児休暇のない職場で産後休暇後すぐに職場復帰を求められる保護者からの入所相談も多く寄せられるため、0歳受入について通年して余裕のある状況を確保する必要があります。

	H27年度 (1年目)			H28年度 (2年目)			H29年度 (3年目)			H30年度 (4年目)			H31年度 (5年目)			
	0歳	1～2歳	3～5歳													
利用者数の見込み	367	902	1,435	358	886	1,370	352	837	1,339	344	820	1,332	334	803	1,304	
提供量の確保	保育園 認定こども園	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389	357	836	1,389
認可保育所予定	5	40	20	5	40	20	5	40	20	5	40	20	5	40	20	
地域型保育予定	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	
認可外保育	1	15	5	1	15	5	1	15	5	1	15	5	1	15	5	
広域利用	3	9	13	3	9	13	3	9	13	3	9	13	3	9	13	
合計	367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427	367	902	1,427	
需給ギャップ	0	0	-8	9	16	57	15	65	88	23	82	95	33	99	123	
推計人口	668	1,442	2,294	652	1,416	2,189	640	1,338	2,140	625	1,310	2,129	607	1,283	2,085	
施設利用率	54.9%	62.6%	62.6%	54.9%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.6%	55.0%	62.6%	62.5%	

## (2) 幼稚園、認定こども園（学校教育利用）

### 【今後の方向性】

- ・幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用者数は近年 800 人台、3～5 歳人口に対する利用率は約 33%で推移しています。
- ・保育園も含めた 3～5 歳の施設利用率はほぼ頭打ちとなっており、人口が減少することにより、総利用者数は減少していきます。
- ・幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用者数は、現時点で施設定員を割り込んでいます。
- ・当面は私学助成制度による運営の園が大半を占める見込みです。消費税率 10%の財源が満年度化した後に、施設型給付への移行が本格化する見込みです。
- ・移行に合わせた認定こども園化の意向も伺いながら、利用者数に見合う利用定員の設定が必要になります。

	H27年度 (1年目)		H28年度 (2年目)		H29年度 (3年目)		H30年度 (4年目)		H31年度 (5年目)	
	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり	保育必要 なし	保育必要 あり
利用者数の見込み	304	517	290	493	283	482	282	480	276	470
	821		783		765		762		746	
提供量 の確保	幼稚園(施設型給付) 認定こども園	20		20		20		825		825
	幼稚園 (私学助成)	805		805		805		0		0
	広域利用	-		-		-		-		-
	合計	825		825		825		825		825
	需給ギャップ	4		42		60		63		79
	推計人口	2,294		2,189		2,140		2,129		2,085
	施設利用率	35.8%		35.8%		35.7%		35.8%		35.8%

### 【幼児期の学校教育・保育に係る利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、国の手引きをもとに、平成 25 年 9 月に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と学校教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・施設利用希望率は、共働き世帯や、専業主婦（夫）世帯など、世帯の就労状況の類型毎に算定しています。なお、世帯の就労状況については、今後の就労希望の状況も加味することにより、現時点では利用していない世帯の潜在的な施設利用希望率も含めて算定しています。
- ・各年度の利用者数の推計には、各年 3 月 31 日の推計人口を使用（H27 年度の推計には H27 年 3 月 31 日における推計人口を使用）し、推計人口から、共働き世帯等

の類型ごとの世帯数を推計し、施設利用希望率をかけて算定しました。

- 各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数を推計しています。

#### 【国の手引きとの相違点】

- 国の手引きでは、保育の利用者数は、保護者のいずれもが就労している世帯のみを対象に、保育の利用希望率をかけて算定しています。しかし、実際には、就労以外にも保護者の病気や出産、親族の介護等による利用もあることから、特に実際の利用希望率と乖離が大きい3～5歳の利用者見込数については、専業主婦（夫）世帯などについても現在の利用率をもとに算定に加えました。なお、0～2歳については、国の手引きどおりの算定方法でも実際の利用率との差は小さいため、国の手引きどおりに算定しています。

#### 【提供量の確保について】

- 保育園、認定こども園（保育利用）については、認可保育園（31園）と認定こども園（2園）の認可定員を計上。
- 幼稚園（6園）と認定こども園（学校教育利用）については、入園児数の実績値を計上。
- 認可外保育施設（4園）については、入園児数の実績値を計上。
- 認可保育所予定、地域型保育所予定については、既存の認可外保育施設のうち、認可施設への移行を予定している施設（認可予定2園、地域型予定1園）の入園児数の実績値を計上。

#### ※幼稚園の運営体制について

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、私立幼稚園は、従来の私学助成制度（国：文部科学省、県）に基づく運営体制と、子ども・子育て支援新制度における施設型給付（国：内閣府、県、市町村）に基づく運営体制のいずれかを選択することができます。

いずれの制度においても、各園の建学の精神に基づいて学校教育が提供される点や、国が支援の充実化を図りながら推進していく点において変わりはありませんが、今後、消費税率の改正の時期に合わせて、消費税財源に基づく新制度への移行が本格化する見込みです。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

### (1) 利用者支援事業

#### 【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

#### 【今後の方向性】

- ・保育園、幼稚園、認定こども園での教育・保育をはじめ、一時預かりや放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、利用できるように、情報提供を行う窓口等を整備します。
- ・単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、事業を明確化していきます。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。
- ・気軽に専任の相談員に相談ができる環境の整備を行います。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
実施の見込み	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### (2) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。(平成26年度:常設7箇所、出張1箇所)

#### 【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中で、特に日常的に幼稚園や保育園等の施設を利用していない乳幼児の保護者の不安感、孤独感を解消するための事業として、今後もこれまでと同水準のニーズが見込まれます。
- ・市内には、児童センター、子育て支援センター(酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬)、つどいの広場などがあり、乳幼児の親子の居場所づくりや相談、事業の実施などを引き続き行います。
- ・拠点施設がない地域については、つどいの広場の出張を支援することにより、利用しやすい環境をつくります。

- ・職員配置を強化することにより、相談機能の充実を図るとともに、地域の子育て世帯に出向いて働きかけをしていく事業も展開していきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	35,928	35,220	33,684	32,952	32,184
提供量の確保	35,928	35,220	33,684	32,952	32,184
需給ギャップ	0	0	0	0	0

- ※ 国の手引きのとおり、各年の0～5歳児の推計人口に、今後の利用希望率をかけて算定した。
- ※ 地域子育て拠点施設における大人も含めた平成25年度ののべ利用者数は約77,000人であり、うち概ね半数が子どもと考えられる。

### (3) 妊婦健康診査

#### 【事業概要】

母子の疾病や障がいの予防、早期発見等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

#### 【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子とともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行い、定期的な受診を促進することで、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
受診件数の見込み	696	684	672	656	639
のべ利用回数の見込み	8,700	8,550	8,400	8,200	7,988
提供量の確保	8,700	8,550	8,400	8,200	7,988
需給ギャップ	0	0	0	0	0

※ 妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数12.5回を掛けて計上。

## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、保健師や助産師が全出生児の家庭を訪問し、乳児の発育状態の確認や母親の育児不安等に対して、必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるように支援します。

### 【今後の方向性】

保護者の子育てへの不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
全戸訪問の見込み	668	652	640	625	607
提供量の確保	668	652	640	625	607
需給ギャップ	0	0	0	0	0

※ 各年の0歳児の推計人口を計上。

## (5) 養育支援訪問事業、子どもを守るために地域ネットワーク機能強化事業

### ○養育支援訪問事業

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援員が居宅を訪問し、指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

### 【今後の方向性】

家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図るため、必要な支援や助言を行っていきます。支援が必要な場合は、関係機関と連携し、早期に必要なサービスにつなぎます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	8	8	8	8	8
提供量の確保	8	8	8	8	8
需給ギャップ	0	0	0	0	0

※近年、最も利用回数の多かった年度の実績値。

## ○子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

### 【事業概要】

児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関職員や関係機関等の専門性強化、同ネットワーク構成員の連携強化等に取り組みます。

### 【今後の方向性】

すべての子どもの健やかな育ちを保障していく上で重要であり、今後とも支援を必要とする家庭の状況把握と継続的なフォローをしていくために、関係機関との協力関係を確保していきます。

## （6）子育て短期支援事業

### 【事業概要】

保護者の疾病等により、家庭において児童を養育することが困難となった場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護することが必要となった場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。

### 【今後の方向性】

- ・現在、ショートステイの利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増、就業形態の多様化等に伴い、今後も一定程度の需要が見込まれます。
- ・実施施設（鶴岡市内2箇所）の利用者負担額に近隣他市町村と差があることから、見直しが必要です。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用件数の見込み	40	40	40	40	40
提供量の確保	40	40	40	40	40
需給ギャップ	0	0	0	0	0

※ 近年でもっとも利用件数の多かった年度（H25年度）の実績値を計上。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業概要】

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

### 【今後の方向性】

- ・保育園、幼稚園、小学校、学童保育所、習い事などの送迎など、施設等の間をつなぐ利用の仕方が大半であり、今後も一定の需要が見込まれます。
- ・サポート体制の将来的な安定化を図っていくため、新たな協力会員（預かりの援助を行う会員）の確保と人材育成に取り組んでいきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み (未就学)	939	911	885	865	845
利用者数の見込み (小学生)	243	235	229	223	218
提供量の確保	1,182	1,146	1,114	1,088	1,063
需給ギャップ	0	0	0	0	0

### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、週1回以上利用したいと答えた子どもの年間利用回数を算定する手法が示されています。この手法では、近年の利用実績の数倍の需要量が算定されます。乖離の原因是、実際の利用頻度が週1回よりも低いのに、利用希望者に対し最低でも週1回の利用が見積もられるためと考えられます。（H25年度の利用実績：1,256件）
- ・そのため本事業については、市独自の算定方法として、現状の未就学児と小学生の人口一人当たりの年間利用率を算出し、各年の推計人口にかけるという手法を用いています。

## (8) 一時預かり事業

### ①一時預かり事業（保育園等における在園児以外の預かり）

#### 【事業概要】

保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみることが困難になった乳幼児を、保育園やつどいの広場などで預かり、保育を行います。

#### 【今後の方向性】

- ・日中に定期的に施設を利用していない乳幼児の家庭において、保護者の急な用事や週3日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消などの理由から、今後も一定の需要が見込まれます。
- ・利用者のニーズを捉えながら、保育園における休日保育の検討と合わせて、休日の一時保育の実施を検討します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	10,014	9,699	9,366	9,233	9,028
提供量の確保	10,014	9,699	9,366	9,233	9,028
需給ギャップ	0	0	0	0	0

#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ニーズ調査から不定期の預かり事業の利用希望率を算出し、各年の推計人口にかけて算出する手法が示されています。この手法では、実際の利用実績と比較して倍以上の需要量が算定されます。（平成25年度の利用実績：8,077人）
- ・乖離の理由として、同居や近居の祖父母の協力が得られる場合には、一時預かりを利用しないことが考えられます。
- ・そのため、国の手引きどおりに算定した人数から、日常的に祖父母の協力が得られる世帯の割合を除いた人数を計上しています。

## ②一時預かり事業（幼稚園型）

### 【事業概要】

- ・主に幼稚園における在園児を対象にした教育時間後の預かりで、現行の私学助成制度の預かり保育と同様の事業です。現在、市内すべての幼稚園が預かり保育を実施しています。
- ・保育の必要性のある子どもで、幼稚園や認定こども園（教育）を希望する方については、定期的な利用がなされます。
- ・保育の必要性のない子どもについても、保護者の用事などがあるときに利用がなされます。

### 【今後の方向性】

- ・幼稚園本体の運営が新制度に移行しない場合でも、一時預かり事業（幼稚園型）を実施することができます。
- ・消費税率10%の財源が満年度化した後に、私学助成制度の預かり保育から本事業への移行が本格化することが予想されます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	72,317	69,007	67,462	67,116	65,729
提供量の確保 【一時預かり（幼稚園型）】	24,106	34,504	50,597	67,116	65,729
提供量の確保 【私学助成（預かり保育）】	48,211	34,504	16,866	0	0
需給ギャップ	0	0	0	0	0

### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、保育の必要な子どもは全員利用するものとして、共働き世帯の在園児数に開園日数をかけて算定する手法が示されています。
- ・幼稚園へのアンケート調査から、実際には共働き世帯の半数程度が利用している状況から、保育園等における一時預かり事業の見込みと同様に、日常的に祖父母の協力が得られる世帯の割合を除いた人数を計上しています。

## (9) 延長保育事業

### 【事業概要】

- ・保育園、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において延長して保育を実施します。
- ・現在 20 園で 11 時間以上を超える開所時間となっており、うち 14 園が 19 時まで(19 時以降を含む) 開所しています。

### 【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を超えた保育を実施します。延長保育の更なる充実に努めます。
- ・就労形態の多様化に対応するため、19 時以降の保育の実施も検討します。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
利用者数の見込み	705	681	659	650	636
提供量の確保	705	681	659	650	636
需給ギャップ	0	0	0	0	0

※ 国の手引きどおり、ニーズ調査で、保育を希望する世帯のうち、利用終了時間の希望を 18 時以降と答えた世帯の割合を、各年の推計人口にかけて計上。

## (10) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を専用施設で一時的に保育を行います。現在、病児・病後児保育施設 1 箇所、病後児保育施設 1 箇所で実施しています。

### 【今後の方向性】

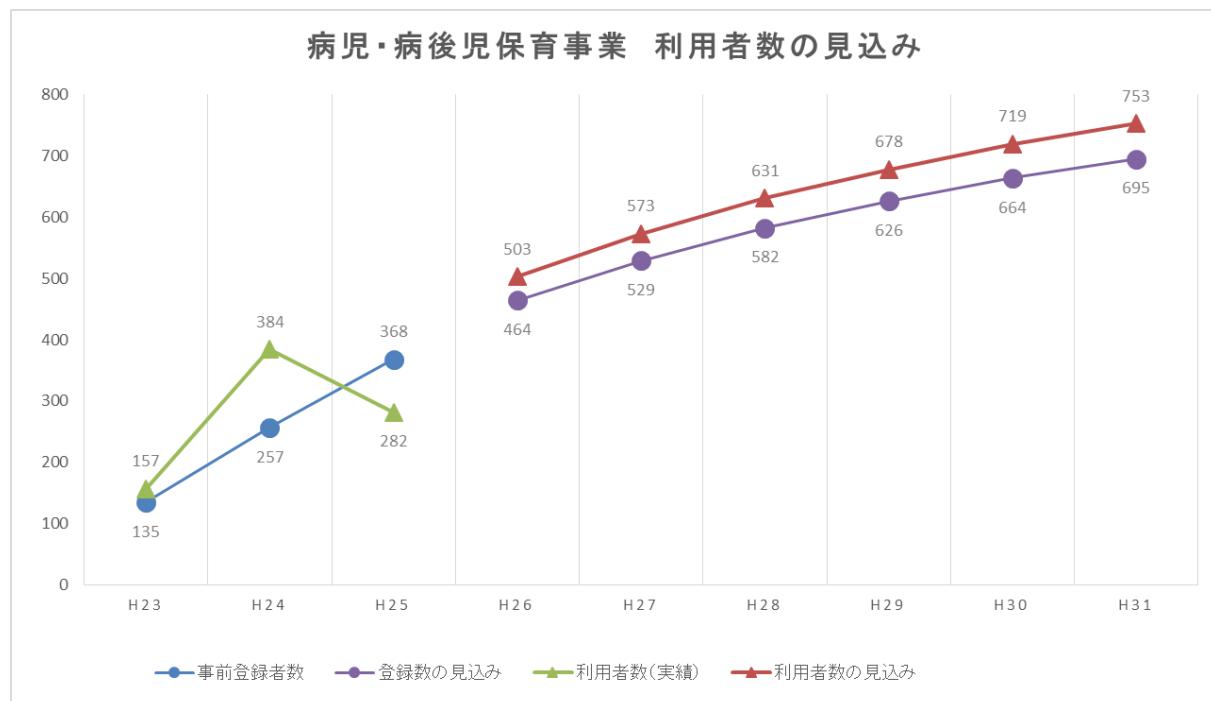
- ・事前登録者数、利用者数の見込みのとおり、病児保育のニーズが高まっています。病気の児童が安心して過ごせるよう、安全な施設や適切な保育体制づくりに努め、保護者の子育てと就労の両立を支援していきます。
- ・庄内北部定住自立圏形成協定に基づき、平成 27 年度からは近隣町民の利用も予定されています。
- ・今後の利用者数等を把握し、現施設の定員を増やすことや施設の整備について検討していきます。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
事前登録者数の見込み	529	582	626	664	695
利用者数の見込み	573	631	678	719	753
提供量の確保 【施設定員5人×246日】	1,230	1,230	1,230	1,230	1,230
需給ギャップ	657	599	552	511	477

#### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共に働き世帯を対象に、仕事を休んで病気の子どもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されております。この手法だと、近年の利用実績の8倍程度多い人数が算出されます。施設の空き状況により利用を断る件数（年40件程度）を考慮しても、現状と大きく乖離した見込みとなっています。
- ・乖離の原因として、非常時に面倒を見てくれる祖父母がいる場合や、病児・病後児保育施設の利用に係る手続きを保護者が敬遠する場合、などが考えられます。
- ・そのため、より現実的な見込み量として、現状の事前登録率と登録児の年間利用率を各年の推計人口にかけて計上しています。

※ 庄内北部定住自立圏構想／酒田市を中心に、生活・経済面で関わりの深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。



## (11) 放課後児童健全育成事業

### 【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ります。現在 21箇所で実施しています。

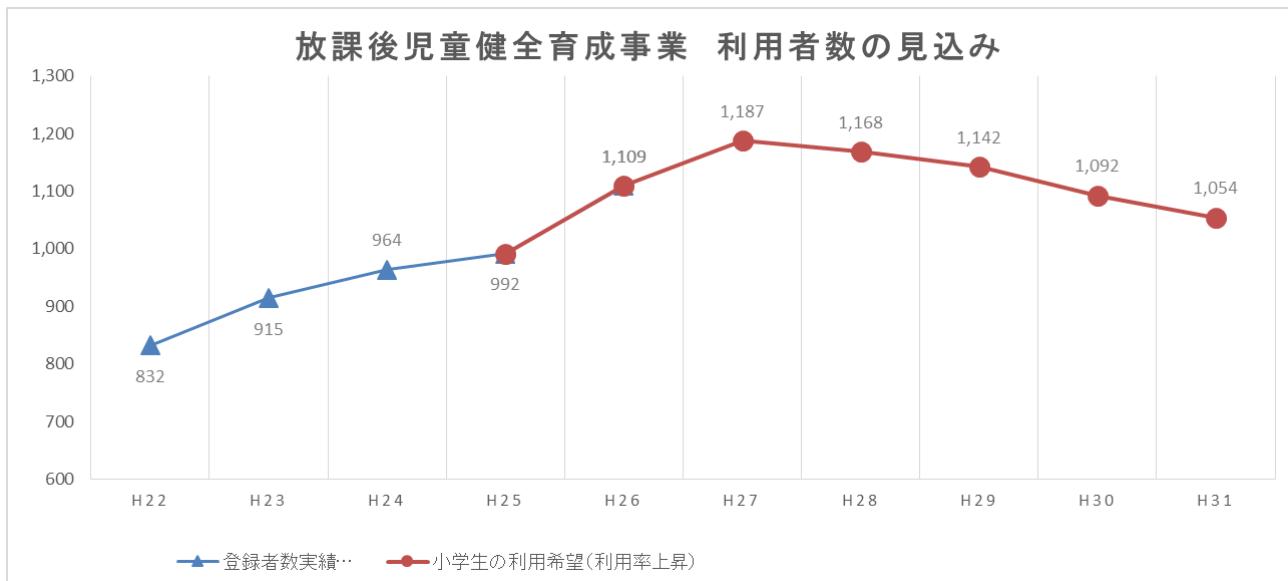
### 【今後の方向性】

- ・新制度に係る学童保育所の新たな基準に掲げる、従事者、施設設備、開所に係る基準については、現状でほぼ満たしています。
- ・児童数が概ね 40人を超える学童保育所については、児童の安全を確保できる体制の下で、支援の単位(児童の集団の規模)を2つに分けて対応する必要があります。
- ・学童保育所の利用率は伸びていますが、小学校の児童数の減少から、将来的には学童保育の利用者数は減少すると見込まれます。
- ・学童保育所の未設置学区や利用児童が多い学区については、放課後総合プランの推進による余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用などを検討していきます。
- ・学童保育所の開所時間の延長については、計画的に進めています。

	H27年度 (1年目)	H28年度 (2年目)	H29年度 (3年目)	H30年度 (4年目)	H31年度 (5年目)
登録者数の見込み	1,187	1,168	1,142	1,092	1,054
提供量の確保	1,187	1,168	1,142	1,092	1,054
需給ギャップ	0	0	0	0	0

### 【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、本市の場合、学童保育所の整備状況にあわせて人口当たりの登録率も上昇してきた経過があります。平成 26 年度には松原学区学童保育所が整備されるため、平成 27 年度までは近年と同程度の登録率の上昇を見込み、平成 28 年度以降の登録率は固定して計上しています。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

保育園、幼稚園、認定こども園が、様々な体験活動などの特色を持った教育・保育事業を行う際に、毎月の保育料のほかに実費徴収を行う場合があります。これについて、低所得世帯に対し負担軽減を行うものです。

### 【今後の方向性】

- ・子どもたちが家庭の状況によらず、様々な活動に参加できる状況を確保することは、すべての子どもの育ちを保障していく上で重要であり、国県の制度設計の状況も踏まえながら支援のあり方等について検討していきます

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要】

株式会社等の保育事業等への参入を促進するための調査等を行います。

### 【今後の方向性】

- ・本市では待機児童はいない状況であることから、当該事業については計画期間中の実施は予定しておりません。

## 7 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼児期の学校教育・保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労等の状況によらず利用ができるため、子どもの育ちの連続的な支援や地域の利便性向上を図る上で多くの利点があります。認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、国に更なる環境整備の充実を求めるながら普及に取り組むべきと考えます。

市では、今後の教育・保育の需要量を踏まえて、既存施設の規模の適正化を行いながら、認定こども園化についても検討を行っていきます。

また、幼稚園や保育園も含めた幼児期の学校教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべての酒田っ子が就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。そのためには、幼稚園・保育園・認定こども園等の相互連携や、小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などを充実させることにより、相互理解をさらに深めていくことが重要です。

### ～ティーブレイク～



「子どもの成長を切れ目なく支援していくために（幼保小連携の取組から）」

乳幼児期は「生きる力」の基礎となる「心情」「意欲」「態度」を身につけていく大事な時期です。この時期の育ちで大切なことは、乳児期における保護者との愛着形成や情緒の安定を土台として、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい遊びや生活を丁寧に積み重ねていくことです。

家庭から保育園・幼稚園・認定こども園へ、そして小学校等へと育ちの場が変わっても、子どもの成長を連続して支えていくためには、長い目で見通した支援や指導が一貫して行われていくことが重要です。

市の幼保小連携事業の指導者研修会では、乳幼児期に「子どもたちに育てたい・伸ばしたい力」の共通する思いとして、以下のことが挙げられました。

#### 《生活する力》

- ・食への意欲があること
- ・生活態度(身の回りの始末等生活習慣)が身につくこと
- ・見通しを持った行動ができること

#### 《人と関わる力》

- ・挨拶がすること
- ・伝えること(自分の思い)
- ・人との関係作り（協同、ルール、相手の気持ちに気付く）ができること

#### 《学ぶ力》

- ・聞くこと
- ・話すこと
- ・興味・関心を持つこと
- ・ねばり強く取り組むこと

この育てたい子ども像を共有し、指導者同士が互いの保育・教育目標や指導内容・方法等についての理解をさらに深めながら、子ども一人一人の育ちを支え、次の指導者にしっかりと手渡していくことにより、酒田っ子の「生きる力」が育まれ、やがて一人一人が自発的に花を咲かせていくように、子どもと家庭を支援していきます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 推進のための役割

社会を構成するすべての方々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対して理解と関心を深め、各々が主体的に役割を果たすとともに、社会全体がつながり、支え合い、わかつち合う環境づくりを進めることができます。

#### 【市の役割】

市は子ども・子育て支援の総合的な実施主体として子ども・子育て支援事業計画を策定し、市が主体となって取り組む施策に加えて、市民や事業主が主体となった活動に支援・協力し、連携しながら地域社会全体で取組を推進する環境をつくりていきます。

#### 【一般事業者の役割】

一般事業者は、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなどの労働者の職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る雇用環境を整備します。

#### 【保護者の役割】

保護者は家庭の中のみならず、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域の子育て支援に参画し、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。

#### 【子ども・子育て支援関係事業者の役割】

子ども・子育て支援関係事業者は、施設の地域開放などを通じて、子どもと保護者、地域と施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担います。

#### 【地域の役割】

地域の子どもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、地域の子育て支援活動への積極的な参加が求められます。

## 2 計画の点検、評価

本計画は、P D C Aサイクルに基づき進行管理を行うこととします。

子ども・子育て支援推進委員会並びに子ども・子育て会議において、毎年度、施策の実施状況等について点検及び評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

各年度の状況については、市のホームページに掲載し公表します。

## 3 計画の推進体制

### ①酒田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づく審議機関として、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者など20名で構成し、計画の内容や進捗状況について審議するとともに、それぞれの立場から関わり方や果たすべき役割について情報・意見交換、提言を行います。

### ②酒田市子ども・子育て支援推進委員会

庁内の関係課長で構成し、国や県の施策、地域や事業所などとの連携に留意しつつ、総合的、計画的な施策の推進及び調整、進行状況の管理、計画素案の策定及び提案を行います。

## PDCAサイクルを確保した事業管理

